

止の導入など非常に厳しい罰則が織り込まれまして、腐敗防止の上にあるいは政治浄化の上に相当な効果をもたらすものと考えるわけでござります。

今回の法案を御成立いただきましたら、私はこの一連の政治改革の新しいスタート台に立つたと、このように認識をいたしておる次第でござります。

○衆議院議員(三塚博君) 提案者の方から御答弁を申し上げます。

御指摘のよう、政治不信の解消、さらに中選挙区制によってもたらされた数々の弊害をこの克服をしていかなければならぬというのも一つであります。同時に、今日の世界における日本の立場、内外の政策が極めて多事多難、厳しい状況にあるわけございまして、政治に課せられた責任は極めて重大であります。よって、基本的政策を国民に訴えていく、選挙の母体は政党を中心、同時に候補者であります政治家それぞれが今日の政治不信解消のための深い決意を持ちましてこれに対応していかなければならぬ、こういふ諸般の諸情勢を勘案しながら今日の四法案の成立を見たところであります。同時に、さらに連座制の強化をすることによりまして公明、公正な選挙が担保されるようにしていかなければならぬ、こういうことになつておるわけでございますが、これだけですべてが解消するとは思いません。

問題は、候補者、政治家個人の、選挙が議会制度の主張であるといふこの視点に立ちまして、我が身を切る決心をしながら、公正な選挙を遂行するため買収等の選挙犯罪が起き得ませんよう決心をし、そのとおり実行していくことによつて政治、選挙制度改革の基本的な方向が確立をされていくのである、こんなふうに考えたところであります。

○木暮山人君 小選挙区の区割りは、最大・最小選挙区の人口差が結局二・一三七倍となり、残念ながら一人一票の原則は守ることができなかつたのであります。

人により立場によりさまざまなる考え方がありましようが、基本的には一人一票の原則は国民の権利の問題であり、その代表である議員の正統性の問題であり、民主主義の根幹にかかる問題であるので、ゆるがせにできないものだと言うべきであります。

選挙区画定審議会の皆さんは誠心誠意公平な努力をなされたそうでありますから、二・一三七倍となつてしまつたことについて責任を問うわけにはいかないのであります。

審議会は、各都道府県に一人を人口にかかわりなく均等に分配するやり方が問題で、二倍以内におさめるのは困難だったというこのようではあります。ということは、これは挙げてこの分配方式をさきの政治改革国會で採用した国会の問題であります。という点で国会は国民に課題を背負つてしまつたわけであります。そこで、内閣の区割り法案を提出したのは内閣であり、今後もそのように定められていくのでありますから、まず一人を配分し残りを都道府県の人口に比例して配分するやり方では選挙権の平等は達成できないと思いますが、いかがですか。

いわゆる定数訴訟、これからは一票の格差訴訟ということになるのでしょうか、これは間違いないなく國民から起こされると思われます。国会としては、定数分配、選挙区画定について是正できる部分は是正し、国会の裁量権の範囲にわたる部分は裁量とする、そうした節度が必要であると思われます。

今後、こうした判断基準は一層明確にしていくことが強く望まれることになりましょうが、人口は刻々と変動するものであり、いずれ間もなく是正を迫られることになります。したがつて、今後人口比例の原則はいかに守られるべきか、将来のことは正の方向についてのお考えを自治大臣にお伺いしたいと思います。

○國務大臣(野中広務君) 委員、今御指摘になりましたように、このたびの勧告に際しましてその審議会の設置法の三条二項によりましてその審議会

にお願いをする前提として都道府県に一議席を割り当てたわけでございます。その時点でお話しの通りに一・八二倍になつたわけでございまして、いわゆる買収罪で連座制が適用されたのは今、委員がおっしゃいましたけれども、そういう前提に立つて審議会が鋭意一対二の範囲内におさめようと努力をされましたわけでございますけれども、行政区画やらども、石川会長が九月の衆参それぞれの委員会において御報告をされましたように、市町村をようどうかんのようく切つて限りなく平等性を求めることが可能かもわかりませんけれども、行政区画やら地域の事情やいろいろな背景を考えるとときにはいかないのです。

審議会とされましてはぎりぎりの努力をされた結果であると考えておるところでございまして、回お説のように二倍を若干超えざるを得なくなつたのは、審議会とされましてはぎりぎりの努力をされた結果であると考えておるときには、今地の事情やいろいろな背景を考えるとときにはいかないのです。

つきましては、今後の問題についてお話をあつたわけでござりますけれども、審議会の設置法におきましては、御承知のとおり、十年ごとの国勢調査の結果に基づきまして審議会は選挙区の再画定の勧告を行うこととされおるわけでございました。これによりまして、今後格差が拡大をいたしました場合にはその是正が図られることが基本でございます。

なお、審議会の勧告につきましては、十年ごとの国勢調査の結果によることが今申し上げましたように原則でござりますけれども、五年ごとに行なわれます簡易の調査の結果、人口格差が著しく拡大をしておると審議会が認められました場合は、この五年ごとの簡易調査をもつてまた勧告をされることは可能であるわけござります。さらには、市町村の合併等によりまして多くの都道府県において人口格差が起きたと審議会が判断される場合もまたその勧告が可能とされておるわけでござりますので、今後審議会におきましてこの原則に立ちまして人口格差に適応しながら私ども勧告をいたただけるものと認識をしておる次第でございま

どのがくらいいあるかは最高裁の方から書類で説明を伺っております。そしてまた、今の問題につきまして、いわゆる買収罪で連座制が適用されたのは五十年以降に何件あるか、自治省及び戦前の御報告もちょうどだしてあります。これまで選挙の腐敗防止には連座制が重要なとされ、その強化が図られましたが、現実ではほとんど死文化しています。連座制は条文上は厳しい制度に見えますが、適用されたことはそうたくさんありません。

このように、現行の連座制の実効性がないのは何ゆえか、自治大臣及び提案者にお伺いしたいと

思います。

○國務大臣(野中広務君) 連座制のあり方につきましては、第八次選挙制度審議会におきましても種々議論が行われたところでござります。

その実効性を上げるためにには、当選の無効に加えまして立候補の制限を科する必要があること、あるいは立候補者の親族や候補者及び立候補の予定者の秘書をも連座の対象にすべきこと等に加えまして、刑事裁判が長引くことによりまして任期満了等により当選無効がその意味を失うことにもなりかねない、そういう前提に立ちましてその迅速化を図る必要がある等が指摘をされたところは御承知のとおりでございます。これらの指摘に基づきまして措置を講ずべきであると答申をされたと私も承知をしておるところであります。

この答申に述べられております事項のうち、刑事訴訟の迅速化を図るための公判期日の一括指定制限につきましても、既に平成四年十二月にいわゆる緊急改革によりまして公職選挙法の規定が行なわれたところでござります。本年三月に成立いたしました改正法におきましても、当選無効に加えまして、当該の選挙区におきまして五年間の立候補制限を科することとされたほか、連座の対象の拡大あるいは連座要件の強化等の措置が講ぜられたところでござります。今回また、それぞれ与野党合意によりましてもその連座の強化が行われておるところでござります。

○衆議院議員(北橋健三郎君) 自治大臣の御答弁と

重複する点がござりますけれども、これまでの連座制がうまく機能しなかつた理由として三点あると思つております。

それは第一に連座の対象者の範囲が狭かつたことでありまして、買収罪等の連座の適用の基礎となる一定の選挙犯罪を行なうのは実際に選挙の方を左右する末端の選挙運動責任者でございまして、これらの方々が連座の対象者から外されいたことが選挙の実態にそぐわなかつた、そのため連座の規定が機能しなかつたものと考えております。

第二に、従来の連座制は当選無効の効果しか規定されておりませんで、立候補の制限といったことがございません。すなわち、これでは連座制の効果が確定せず、当選無効とならない間に次の選挙で当選しますと連座制の対象となつた当選者はその地位を失うことがなく、連座制の規定が有名無実化と言われるような状況があつたのではないかと考えております。

第三に、連座制適用の前提となる刑事訴訟においては、いわゆる百日裁判の規定の実効性が確保されていなかつた点があると思います。

これらの点を踏まえまして、今回の公選法の一部改正案におきましては、次のような連座制の強化を図っております。

まず第一に、連座対象者の範囲を拡大いたしまして、組織的選挙運動管理者等にまで大幅に拡大し、その強化を図ることでございます。

第二に、今回、連座制の効果といたしまして、当選無効だけではなく、資格剥奪等の立候補制限の効果も生ずるようにしております。これにより連座制の効果が確定した段階で当選者はその資格を失うことになり、この点も連座制の実効性を確保することにつながると考えます。

なお、これら連座制の規定は、従来からの連座制の考え方と根本において異なつております。従来は、連座対象者が買収等の一連の選挙犯罪を犯すことにより、選挙が客観的に全体として悪質な方法で行われたと推認されることを理由として当

選無効の効果が生ずるとされていましたが、今回の連座制は、候補者等が選挙浄化の努力を怠つた方を左右する末端の選挙運動責任者でございまして、これらの方々が連座の対象者から外されいたことが選挙の実態にそぐわなかつた、そのため連座の規定が機能しなかつたものと考えております。

最後に、百日裁判におきましては、平成四年の公選法改正で審議促進の方策が決定されているところでございます。

○木暮山人君 今回の腐敗防止法案は、連座制を強化して選挙浄化の徹底を期するため、組織的選挙運動管理者等に係る連座制を創設することを中心とするもので、与野党案を併合修正したものです。

与野党案はほとんど内容を同じくしていましたが、重複立候補者に対する連座制の強化、組織的選挙運動管理者等に係る買収罪等の法定刑の加重、選挙運動に関する支出の制限規定の適用の明確化及び衆議院議員の選挙以外の選挙についての適用の時期の四点で相違しております。

併合修正の結果、組織的選挙運動管理者等に係る連座制の創設及び重複立候補者に対する連座制の強化は取り上げることとし、組織的選挙運動管理者等に係る買収罪等の法定刑の加重及び選挙運動に関する支出の制限規定の適用の明確化は今後の検討課題として今回は行わないこととし、あわせて適用の時期については所要の調整を行うこととなつたと提案理由で述べておられます。

そこで、提案者にお伺いいたしますが、野党案では、何ゆえ組織的選挙運動管理者等に係る買収罪等の法定刑を一般の選挙運動員に対する三年以下の懲役もしくは禁錮または五十万円以下の罰金としたのですか。

また、当初は、組織的選挙運動管理者が買収罪等の選挙犯罪を犯したときの責任は一般の運動員よりも重いものとしていたものを、何ゆえ併合修正の際に一般の運動員と同じにしてしまつたのです。

また、連座制が適用される場合には、総括主宰者が重いものとしていたものを、何ゆえ併合修正の際に一般の運動員と同じにしてしまつたのです。

者や出納責任者が加重処罰(二百二十一條の三項)された場合は、当該公職の候補者であつた者に対して通知が行われ、その日から三十日以内に当該

公職の候補者であつた者が検察官を被告として訴えを起こし、それに敗訴すれば当選が無効となります。そして、それ以外の場合には、当該公職の候補者であつた者が当選無効になると考へる検察官が当該公職の候補者であつた者を被告として訴えを提起し、検察官がそれに勝訴すれば当選が無効になります。この場合、検察官は、刑事訴訟ではなく公益の代表として民事訴訟を提起することになります。

そこで、組織的選挙運動管理者等を加重規定の適用の時期で連座制の前提となる意思がある総括主宰者や出納責任者と同じ身分犯とすれば、捜査や公判の過程で連座制の前提となる意思の連絡や組織の中での地位等について明らかになります。

そこで、組織的選挙運動管理者等を加重規定の適用の時期で連座制の前提となる意思の連絡や組織の中での地位等について明らかになります。このことで、刑事裁判の手続、すなわち捜査、公判の過程で連座の構成要件の要素でござりますから証拠の収集、立証をしなければならない。そういうことで、刑事裁判の手續、すなわち捜査、公判の過程で連座の適用要件が明確になるということが言えると思

ますが、一方、一般の運動員と同じ犯罪の扱いであれば、捜査や公判の過程で組織的選挙運動管理者等であるか否かは重要ではなく、明らかになります。

そこで、組織的選挙運動管理者が買収等で禁錮以上の刑に処せられたとしても、その者が組織的選挙運動管理者であつたか否かは検察官が改めて調べねばならず、連座制の効果は期待できません。これでは組織的選挙運動管理者が買収等で禁錮以上の刑に処せられたとしても、その者が組織的選挙運動管理者であつたか否かは検察官が改めて調べねばならず、連座制の効果は期待できません。これでは組織的選挙運動管理者が買収等で禁錮以上の刑に処せられたとしても、その者が組織的選挙運動管理者であつたか否かは検察官が改めて調べねばならず、連座制の効果は期待できません。これでは組織的選挙運動管理者が買収等で禁錮以上の刑に処せられたとしても、その者が組織的選挙運動管理者であつたか否かは検察官が改めて調べねばならず、連座制の効果は期待できません。

そこで、組織的選挙運動管理者等を加重規定の適用の時期で連座制の前提となる意思の連絡や組織の中での地位等について明らかになります。このことで、刑事裁判の手續、すなわち捜査、公判の過程で連座の適用要件が明確になるということが言えると思

ます。

そこで、組織的選挙運動管理者等を加重規定の適用の時期で連座制の前提となる意思の連絡や組織の中での地位等について明らかになります。このことで、刑事裁判の手續、すなわち捜査、公判の過程で連座の適用要件が明確になるということが言えると思

ます。

○衆議院議員(保岡興治君) 木暮先生が御指摘のとおり、野党案では当初、組織的選挙運動管理者等の買収行為は類型的に犯情が重いものとして法定刑を一般の選挙運動員よりか加重する内容のものでございました。

その理由でございますが、根本的というか実質的には、組織的選挙運動管理者は組織により行う選挙運動で、その組織でどういう選挙運動を行うかを決定したり、それをまた指示、指揮して実行せめたりする、選挙運動において重要な地位を持つている者でございますから、一般の運動員よ

り選挙浄化の責任も重いし、またこれらの者が一

たん買収等の選挙犯罪を敢行しますとその配下の者や周辺の者など多数に影響が及んで選挙犯罪を拡大する可能性もあるし、また組織力というんで

しょうか、組織をバックとする影響力で買収等を強要するような、そういう性格を持つ危險性も高い。そういう理由から、先ほど申し上げた

とおり、組織的選挙運動管理者については一般的の運動員よりかは厳しく処断すべきである、そういう

ことで刑の加重をいたしたわけでございます。

また、実践的、便宜的な面からいいますと、連

座の適用要件である、候補者等と意思を通じて行

う選挙運動組織体という意思の連絡の要件、あるいは選挙運動組織体の中での管理者等の一定の地

位を裏づける事実など、これを刑事裁判の過程で構成要件の要素でござりますから証拠の収集、立

証をしなければならない。そういうことで、刑事裁判の手續、すなわち捜査、公判の過程で連座の

適用要件が明確になるということが言えると思

う選挙運動組織体の運営の要件、ある

いは選挙運動組織体の中での管理者等の一定の地

位を裏づける事実など、これを刑事裁判の過程で

構成要件の要素でござりますから証拠の収集、立

証をしなければならない。そういうことで、刑事

裁判の手續、すなわち捜査、公判の過程で連座の

適用要件が明確になるということが言えると思

う選挙運動組織体の運営の要件、ある

う選挙運動組織体の運営の要件、ある

また、「改革」の案のように、あえて重く处罚しなくとも、構成要件の中に取り入れなくても、犯情などの把握のために周辺調査が行われるのであるから、その過程で収集できた証拠で連座裁判において必要な組織的選挙運動管理者であったかどうかの認定は可能であるというような御意見もありましたし、親族や秘書が重く处罚されていないということとの均衡を欠くのではないかといふ指摘もございました。

の中にも総括主宰者等に見られる中心的役割を担つてゐるという立場の者もそれに近い者もあるということや、親族や秘書は一般的にその地位にあるからといって類型的に重く処罰するのは適当でないので、これの加重はしないということが適當であると、この案の正当性については十分主張したつもりでござりますが、これについては与野党で合意ができず、附帯決議において「組織的選挙運動管理者等に係る買収罪等に対する罰則のあり方については、連座制の速やかな適用のための方策を含め、今後引き続き検討するものとする」ということにしておきましたところでござります。政治は妥協でございますから、まず制度を誕生させることの方が重要でございますので、そのような意味で合意に達しました次第でござります。

○衆議院議員(三塚博君) 与党三党の代表者とてお答えを申し上げますが、保岡提案者から「改革」、野党の皆様方の考え方、協議の際の問題点とのやりとりまで詳細に御答弁をいたきました。ほぼ確実でございます。よつて、附帯決議だけ申し上げさせていただきますと、「組織的選挙運動管理者等に係る買収罪等に対する罰則のあり方については、連座制の速やかな適用のための方策を含め、今後引き続き検討するもの」としました。これを大事にしながら、今後、参議院本委員会の審議を踏まえながら、全党的問題、両院の問題でありますのですから、協議を取り進めさせていただきたいと存じます。

○木暮山人君 どうもありがとうございます。次に、加えまして、選挙違反者が総括主宰者や出納責任者の場合と一般運動員の場合では刑事裁判の訴訟の効果が大きく違つてきます。組織的選挙運動管理者等を総括主宰者や出納責任者と同じ身分犯として加重処罰すれば連座制の効果は期待できましたが、一般の運動員と同じ扱いでは幾ら組織的選挙運動管理者等を連座の対象者に加えたところで連座制の効果はなきに等しいものではありますせんか。

組織的選挙運動管理者等を加重処罰しなくしたことによってこの腐敗防止法案は骨抜きになつたのではないかと思われますが、自治大臣、与野党の提案者にその点をひとつ御説明願いたいと思います。

○国務大臣(野中広務君) お答えいたします。

して連座制強化に対する提案が出されたわけですがございまして、私は自治大臣としてお答えを申すべき立場にはございません。

○衆議院議員(三原朝彦君) お答えいたします。

組織的選挙運動管理者等は、総括主宰者、出納責任者 地域主宰者のようく選挙運動全体の中で全員が中心的役割を担つてゐるわけではございません。その中にいろいろな類型がございます。そういう末端の管理者までその対象とする、組織的選挙運動管理者等の対象になりますから、そのような者の罪を加重するということはやっぱり慎重に考えるべきだということに私もは結論づけたわけであります。また、買収犯等の犯情の把握のために周辺捜査が行われますが、その過程で収集できた証拠でその後の連座裁判において必要な組織的選挙運動管理者等であつたかどうかの認定も可能ではないかと我々は思つた次第であります。

また、さらには前の国会で親族、秘書等も連座制の対象者になりましたけれども、それとの刑の重い軽いを考えますと、今回の概念であります組織的選挙運動管理者等を加重罰にすることには慎重であるべきだという私どもは考えでござい

○衆議院議員(保岡興治君) 委員が、骨抜きになつたのではないのかという御指摘でございましてけれども、決してそうではありません。これは今三原提案者からも御説明申し上げましたが、捜査の段階で、組織的選舉運動管理者というのは先ほど申し上げたように犯情が重い類型でございますが、その犯情を調べるという意味で周辺調査の中できちつと連座の適用要件の検査は全くされるものだと、そういうふうに考えております。

そして、確かに刑事裁判の過程で組織的選舉運動管理者等が明確に立証されていかないということであれば、少し一般にもまた候補者等にも一体これが連座の適用になるのかどうかということについてはあいまいのまま手続が進んでいくことがあります。この適用が明確になって、効果は当選無効のみならず一定期間の資格剥奪という政治生命を剥奪するというよう厳しい制裁でございますから、手続きの過程で少し明確さを欠いているからといって候補者が選舉浄化の努力を怠るというようなことはとてもできない性質の制度でございますので、この制度が成立いたしますればこれは相当な選舉浄化の力に、というより革命的な選舉浄化の力になる、そう信じております。

○木暮山人君 選舉違反事件の裁判期間、これについては最高裁からいろいろ調査の報告はちょうどあります。裁判が長ければ連座制の効果はどうなるんでしょうか。また、裁判が長引いて当選した議員がその間にくらがえして参議院から衆議院に移った場合、連座の効果は及ぶものでしょうか。

また、加えてまして、連座制の適用が選舉違反という刑事裁判に付随し、有罪が確定してからさしだいしております。裁判が長ければ連座制の効果では、裁判が長期化している間に議員の期間が終了してしまうこともあります。この場合、五年の立候補禁止規定の効果はどうなりますか。また、当選無効の方はこれでは全く意味が

○衆議院議員(冬柴鐵三君) まず後半の問題についてお答えをいたします。

裁判が長期化している間に当該議員の任期が満了してしまった場合の立候補制限の効力はどうなるかという問題であります。

これは任期を満了した後でありましても連座裁判確定のときから五年間の立候補制限が始まりますから、そういう意味ではその点については、立候補制限ということについては任期が満了したかどうかということに關係なく効力が生ずる、そういうことをお答え申し上げます。

その次に、裁判中に任期が満了するようなことを防ぐような手ではないのかというお尋ねでございました。

それにつきましては、今申し上げましたような過去の当選無効ということだけではありますと裁判をいたずらに引き延ばしても連座裁判が確定した途端にいう考え方も出てくるのではないかと思われますけれども、先ほど申しましたように、そのように引き延ばしても立候補制限といふほとんど政治生命を奪五年間の立候補制限といふほとんど政治生命を奪われるような効果が生じてしまうゆえに、これからは裁判を引き延ばしても余り意味がないといふふうに考えられるのではないか。そのような意味で、今回の当選無効とともに立候補制限を併科しているというところは、大変裁判を長引かす、いたずらに引き延ばすということを防ぐ意味合いがある、このように考えております。ですから、裁判を長期間引き延ばして実効性がなくなるんじやないかというお尋ねにつきましては、そのようなお答えができるかと思います。

それから前半のくらがえの問題でござりますけれども、任期が満了してしまいますとその選挙における当選無効は言えませんから、くらがえといふ言葉はどうかだと思いますけれども、新たな選挙

については効力はなくなるというふうに思われます。それからもう一つ、立候補制限ですけれども、これにつきましても、規定としましては「五年間、当該選挙に係る選挙区において行われる当該公職に係る選挙において公職の候補者となり、又は公職の候補者であることができない」ということでございますから、選挙違反を犯した例えは衆議院の何々というところからは立候補できないという点については、残念ながら申しますが、この規定からは立候補制限はかからないと、このように考えられます。

○木暮山人君　どうもありがとうございます。

そしてまた次に、下請や、下請のまたその下請といった企業の強力な系列化は我が国の企業形態の特質であります。下請企業は親会社と一心同体ということが大変多くのケースで見られるものでありますまして、選挙の際に親企業と一緒にになって強力な集票マシンになるのはよく知られた現象であります。

組織的選挙運動管理者等の概念は、こうした企業の系列関係についても認めるものなのか、それとも企業として主体は別個なものであるからこれを一つとして認めるのではないか、提案者にお伺いいたします。

時間がちょっとございませんので、引き続き一括御答弁お願いしたいと思います。

次に、若干抽象的な概念の問題に入らざるを得ないのですが、腐敗防止法案における組織とは、企業、政党等あらかじめ先行して存在する組織のことと言うのであるか、それともそうした団体の内部につくられるであろう選挙対策を目的とする組織、つまり一つの契機として組織されて選挙運動を行う人的な組織体系とという別の概念を考えるのか、確認しておきたいと思います。

与野党の提案者にひとつお願ひします。

○衆議院議員(笹川堯君) 時間の関係がありますので簡便にお答えさせていただきますが、今、先

生御質問の範疇のものは、やはり一体として認められるのではないのかなというふうに考えておりまます。

また、今までいかなる選挙も、大きな会社がござりますと、株を持つている会社、これは完全なございますから、選挙違反を犯した例えは衆議院の何々というところからは立候補できませんと、この規定からは立候補制限はかからないと、このように考えられます。

○木暮山人君　どうもありがとうございます。

そしてまた次に、下請や、下請のまたその下請といった企業の強力な系列化は我が国の企業形態の特質であります。下請企業は親会社と一心同体ということが大変多くのケースで見られるものでありますまして、選挙の際に親企業と一緒にになって強力な集票マシンになるのはよく知られた現象であります。

組織的選挙運動管理者等の概念は、こうした企

業の系列関係についても認めるものなのか、それとも企業として主体は別個なものであるからこれを一つとして認めるのではないか、提案者にお伺いいたします。

時間がちょっとございませんので、引き続き一括御答弁お願いしたいと思います。

次に、若干抽象的な概念の問題に入らざるを得ないのですが、腐敗防止法案における組織とは、企業、政党等あらかじめ先行して存在する組織のことと言うのであるか、それともそうした団体の内部につくられるであろう選挙対策を目的とする組織、つまり一つの契機として組織されて選挙運動を行う人的な組織体系とという別の概念を考えるのか、確認しておきたいと思います。

与野党の提案者にひとつお願ひします。

○衆議院議員(笹川堀君) 時間の関係がありますので簡便にお答えさせていただきますが、今、先

生御質問の範疇のものは、やはり一体として認められるのではないのかなというふうに考えておりまます。

また、今までいかなる選挙も、大きな会社がござりますと、株を持つている会社、これは完全なございますから、選挙運動をやりますと、当然最終的な判断は警察、検察、裁判所ということになります。ですが、これは皆無ではないわけではありません。では、公職の候補者となると申しますか、この規定については、残念ながら申しますが、この規定からは立候補制限はかからないと、このように考えられます。

○木暮山人君　どうもありがとうございます。

そしてまた次に、下請や、下請のまたその下請といった企業の強力な系列化は我が国の企業形態の特質であります。下請企業は親会社と一心同体ということが大変多くのケースで見られるものでありますまして、選挙の際に親企業と一緒にになって強力な集票マシンになるのはよく知られた現象であります。

組織的選挙運動管理者等の概念は、こうした企

業の系列関係についても認めるものなのか、それとも企業として主体は別個なものであるからこれを一つとして認めるのではないか、提案者にお伺いいたします。

時間がちょっとございませんので、引き続き一括御答弁お願いしたいと思います。

次に、若干抽象的な概念の問題に入らざるを得ないのですが、腐敗防止法案における組織とは、企業、政党等あらかじめ先行して存在する組織のことと言うのであるか、それともそうした団体の内部につくられるであろう選挙対策を目的とする組織、つまり一つの契機として組織されて選挙運動を行う人的な組織体系とという別の概念を考えるのか、確認しておきたいと思います。

与野党の提案者にひとつお願ひします。

○衆議院議員(笹川堀君) 時間の関係がありますので簡便にお答えさせていただきますが、今、先

運動を熱意を持って行った証拠として、わざわざ買取で運動員を捕まるようにさせている応援団体すらあると見聞しております。忠誠心を示すため選挙違反をしてみせるなどというのは言語道断とは言えます。ですが、これは皆無ではないわけではありません。こうした場合、候補者に責任はなく、免責されるべきではないでしょうか。

もう一つ、時間がございませんから、これはあわせて自治大臣にひとつお伺いするわけであります。組織的選挙運動管理者に係る買取等の法定刑の加重は今後の検討課題とするということですが、今後どのような検討をしておいでになるのか、これちょっと問題がすれておりますが、ひとつあわせて御回答いただけたらと思います。よろしくお願いします。

○衆議院議員(堀内征雄君) 後段の組織の関連でございますが、ここに言う組織、もちろん特定の公職の候補者または候補者となるとする者の当選を得しめ、あるいは得しめない目的で結集する人の結合体あるいはその連合体、こういうことに公式的にはなります。

今、御指摘のとおり、政党とか会社とか労働組合とかそういう一般的な概念だけではなく、やつぱりその選挙運動という目的のもとにどういう役割分担をしながらどういうふうに結合しているかという実質的な見地から判断をされる、こういうことになつていくのではないか、このように思つてございますが、忠誠心を果たすために選挙違反を行なうということは、木暮議員の周辺からそういうことがあったかどうかは別にしまして私は余り考へられませんですが、しかし買取行為、忠誠心を示すための買取行為、まさにそういうふうなことがあったとすれば、これは候補者がみずから根絶すべきものだと。ですから、ここに相当な注意をしないといふことを免責事由にした理由と、この組織的管理者はここまで拡大したという理由は、法の趣旨、法の意図というものはその当選した身の質問の解説をお話しされたんだござります

みずから先頭に立つて選挙净化をするんだ、していただくんだというのがこの法律の趣旨なわけでございますから、今おっしゃったようなものを免責の事由に入れるというのは、いさかどころではなくかなり我々の意図とは違うものである、こ

うのように思つております。

○衆議院議員(保岡興治君) 附帯決議の検討を今までいかなる選挙も、大きな会社がござりますと、株を持つている会社、これは完全なございますから、今おっしゃったようなものを免責の事由に入れるというのは、いさかどころではなくかなり我々の意図とは違うものである、こ

うのように思つております。

ただ、今、木暮議員がお話ししたような事例と

いうのは、私も県会議員時代から相当選挙をやつておりますが、忠誠心を果たすために選挙違反を行なうということは、木暮議員の周辺からそういうことがあったかどうかは別にしまして私は余り考へられませんですが、しかし買取行為、忠誠心を示すための買取行為、まさにそういうふうなことがあったとすれば、これは候補者がみずから根絶すべきものだと。ですから、ここに相当な注意をしないといふことを免責事由にした理由と、この組織的管理者はここまで拡大したという理由は、法の趣旨、法の意図というものはその当選した身の質問の解説をお話しされたんだござります

ね。答弁ではございませんですね。

○木暮山人君 そうです。

○国務大臣(野中広務君) 私にお伺いをいただきましたけれども、今回の連座制強化につきましては、立法府とされましてさらに腐敗防止のために連座制の強化をやろうとして案をお出しになります。与野党それぞれ大変熱心な御議論の後に合意を見られたものと認識をしております。そういう中におきまして、今後の実態をなお見きわめながら継続して協議をしていくこうという趣旨と承っております。

○木暮山人君 どうもありがとうございました。

○猪熊重二君 最初に、区割り法に関してお伺いいたします。

まず最初の問題は定数格差の問題なんですが、衆議院議員選挙区画定審議会設置法三条によれば、区割りの改定案の作成は格差が二以上とならないことを基本とするというふうにされていました。

○猪熊重二君 最初に、区割り法に関してお伺いいたしました。

うことについての大臣の考えはないんでしょう。

○国務大臣(野中広務君) か。

○国務大臣(野中広務君) 委員御承知のとおりに、今回の区割りにおきましては、審議会設置法におきましてその三項で、先ほども御答弁申し上げましたように、各都道府県にまず前提として一議席を与えてそのところの一・八・二倍の既に格差を生んでおるわけでございまして、そういう中から、審議会とされましてはより投票価値の平等というものを認識をされながらできるだけこで二倍におさめたいということでござりきりの努力をされました。

けれども、先ほど申し上げましたように、国会において既に一都道府県に一議席を与えるという前提を置いたところで今申し上げた一・八二の差を生じておるわけでござりますので、なかなか從来の行政区画あるいは交通事情、地勢等を考慮に入れました場合、審議会におかれましては、石川会長がおっしゃいましたように、ぎりぎりの努力をいたいた結果として、残念ながら、委員が御指摘になりましたように、最大格差は一・一三七倍になつたということでござります。

審議会の経過を見ますときに、私はこれをもつて憲法の原則に反するものでないと認識をいたしております次第でございます。

○猪熊重二君 確かに審議会が自発的、能動的にいろいろやついていただければいいんですが、自治省としては、この審議会の調査審議に関して何らかの立場において関与するというふうなことは考えられるんでしようか、どうでしょうか。

○政府委員(佐野徹治君) 衆議院議員選挙区画定審議会設置法におきましては、審議会の所掌事務といたしまして、「審議会は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、その改定案を作成して内閣総理大臣に勧告するものとする。」この規定がございます。また、同法の第五条では、「内閣総理大臣は、審議会から第一条の規定による勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。」

う少し一票等価の原則が実質的に保障されるような意味における全国單一比例代表選挙といふことになれば、小選挙区制という選挙制度そのものの妥当性が問われなきやならぬと思います。

自治大臣、仮定の問題でお伺いするのは失礼か

するような事が放置されることになるというこでござります。

○猪熊重二君 確かに審議会が自発的、能動的にいろいろやついていただければいいんですが、自治省としては、この審議会の調査審議に関して何らかの立場において関与するというふうなことは考えられるんでしようか、どうでしょうか。

○政府委員(佐野徹治君) 衆議院議員選挙区画定審議会設置法におきましては、審議会の所掌事務といたしまして、「審議会は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、その改定案を作成して内閣総理大臣に勧告するものとする。」この規定がございます。また、同法の第五条では、「内閣総理大臣は、審議会から第一条の規定による勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。」

う少し一票等価の原則が実質的に保障されるような意味における全国單一比例代表選挙といふことになれば、小選挙区制という選挙制度そのものの妥当性が問われなきやならぬと思います。

自治大臣、何か所見がありましようか。

○國務大臣(野中広務君) 今回の衆議院の選挙制度の改革は、まさしく国会において慎重に御審議をいただいて議決をされたものでござります。今まであるわけですね、まだこの区割り法が成立していないませんから。ところが、改正法においてはこの別表第一の末文の今の文章は削除されているわけです。これが削除された趣旨だと、これにかかる法的措置についてお伺いします。

○國務大臣(野中広務君) 今後の選挙区間の格差がどのように推移をしていくかにつきましては一概に申し上げることは困難だと存するわけでござりますけれども、委員御指摘のございましたよう

ういうことに関しまして私ども努力をしていか

て十年ごとの国勢調査の結果に基づきまして審議会は選挙区の再画定の勧告を行うこととされておるわけでござります。これによりまして今後格差が拡大をした場合にはその是正が図られるものとおきましてその三項で、先ほども御答弁申し上げましたように、各都道府県にまず前提として一議席を与えてそのところの一・八・二倍の既に格差を生んでおるわけでございまして、そういう中から、審議会とされましてはより投票価値の平等というものを認識をされながらできるだけこで二倍におさめたいということできりきりの努力をされました。

けれども、先ほど申し上げましたように、国会において既に一都道府県に一議席を与えるという前提を置いたところで今申し上げた一・八二の差を生じておるわけでござりますので、なかなか從来の行政区画あるいは交通事情、地勢等を考慮に入れました場合、審議会におかれましては、石川会長がおっしゃいましたように、ぎりぎりの努力をいたいた結果として、残念ながら、委員が御指摘になりましたように、最大格差は一・一三七倍になつたということでござります。

審議会の経過を見ますときに、私はこれをもつて憲法の原則に反するものでないと認識をいたしております次第でございます。

○猪熊重二君 確かに審議会が自発的、能動的にいろいろやついていただければいいんですが、自治省としては、この審議会の調査審議に関して何らかの立場において関与するというふうなことは考えられるんでしようか、どうでしょうか。

○政府委員(佐野徹治君) 衆議院議員選挙区画定審議会設置法におきましては、審議会の所掌事務といたしまして、「審議会は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、その改定案を作成して内閣総理大臣に勧告するものとする。」この規定がございます。また、同法の第五条では、「内閣総理大臣は、審議会から第一条の規定による勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。」

う少し一票等価の原則が実質的に保障されるような意味における全国單一比例代表選挙といふことになれば、小選挙区制という選挙制度そのものの妥当性が問われなきやならぬと思います。

自治大臣、仮定の問題でお伺いするのは失礼か

するような事態が放置されることになるというこでござります。

○猪熊重二君 確かに審議会が自発的、能動的にいろいろやついていただければいいんですが、自治省としては、この審議会の調査審議に関して何らかの立場において関与するというふうなことは考えられるんでしようか、どうでしょうか。

○政府委員(佐野徹治君) 衆議院議員選挙区画定審議会設置法におきましては、審議会の所掌事務といたしまして、「審議会は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、その改定案を作成して内閣総理大臣に勧告するものとする。」この規定がございます。また、同法の第五条では、「内閣総理大臣は、審議会から第一条の規定による勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。」

う少し一票等価の原則が実質的に保障されるような意味における全国單一比例代表選挙といふことになれば、小選挙区制という選挙制度そのものの妥当性が問われなきやならぬと思います。

自治大臣、何か所見がありましようか。

○國務大臣(野中広務君) 今回の衆議院の選挙制度の改革は、まさしく国会において慎重に御審議をいただいて議決をされたものでござります。今まであるわけですね、まだこの区割り法が成立していないませんから。ところが、改正法においてはこの別表第一の末文の今の文章は削除されているわけ

ういうことに関しまして私ども努力をしていか

ておきます。

○猪熊重二君 そういうことになるんでござります。

○國務大臣(野中広務君) ね、大臣の御答弁としては、やむを得ませんね。

選舉管理委員会の仕事についてちょっとお伺いします。

○國務大臣(野中広務君) ブロック比例代表選挙に関する選挙事務は中央

が行われますように、庶務的な立場からはいろいろ例えば書類の調製だとか資料の整備だとか、こ

まだ全然ブロック選挙というのはなされておりま

せんので、選挙事務がどんな仕組みになつて、ど

ないといけないと思つております。

○猪熊重二君 従前の中選挙区制の定数は正がほとんどの実際には行われなかつた。そのため定数

が三倍をはるかに超えるような事態にも立ち至つたことがあるわけです。今回の中選挙区制の定数も出始まりから、もう一番大きければ、先ほど申

し上げたように、二・一三七倍ということになつますけれども、五年ごとの簡易調査の結果、人口が著しく拡大をしておると審議会が認めるときには、十年ごとの期限を待たずに勧告を行うことができるときがあります。またさらに、市町村合併等全国的に多くの地域におきまして格差が生じたと審議会がお認めになりますときには勧告が可能になるわけですが、これは、この審議会の調査審議に関して何らかの立場において関与するというふうにして現状と合わせて是正をしていくかは審議会が十分認識をいたげるるものと存じておる次第でござります。

会がお認めになりますときには勧告が可能になるわけですが、これは、この審議会の調査審議に関して何らかの立場において関与するというふうにして現状と合わせて是正をしていくかは審議会が十分認識をいたげるものと存じておる次第でござります。

治省でもしわざることがあれば、簡単でいいですが、こんな方法でやるつもりだというふうなことをお伺いしたい。これはうまくいくと来年の早々にでもブロック選挙に基づく選舉管理事務というのはもう出発せにやならぬということにもなりますので、よろしくどうぞ。

○政府委員(佐野徹治君) 現在御提案をいたしております法律が国会で成立させていただきますれば、私どもはこの法律の管理執行の立場に立つわけございりますので、それ相当の準備が必要であると思っております。

○衆議院議員(冬柴鐵三君) 意思を通ずる当事者、これは一方の当事者は候補者等であります。候補者等というのは、もう少し詳しく申し上げますと、公職の候補者または公職の候補者となるうとする者、これを言います。もう一方の当事者であります、これが組織的選挙運動体の中での総括的立場にある者を言います。

連合体ということござりますので、理屈としては一人でも組織に該当する。ただ、一般通常はう少し多い場合が普通だろうと、こういうふうに思っております。

選挙運動とは何かということになりますが、御承知のように、今までの逐条解説をそのまま言いますと、特定の選挙について特定の候補者の当選を目的として云々、投票を得または得させるために直接または間接に必要かつ有利な行為ということでござります。

○猪熊重二君　ただ、文言的にこの辺はどのようにお考えなんでしょうか。公職選挙法の百二十九条によれば、選挙運動というのは立候補届け出の日から選挙の期日の前日までと、こうなっているわけです。

この文句によると「組閣により行わられる選挙運動」

具体的には、確かに今後指摘ござりましたように、ブロック選挙というのは初めてのケースでございます。これにつきましては中央選挙管理会が管理をするということになつておりますので、中央選挙管理会におきまして円滑な管理執行が行えるよう、現在、立候補の受け付けのあり方など、選挙関係物資の交付方法等について検討を行つております。

得しません。あるいは得しません。そういう立場にある人、例えば支持決定を具体的にはする、あるいは公認をしようということを決め得る立場の人である、このように言えると思います。

それから先の道具論と申しますか、手足論と申しますか、それについては大分詳しくなりますのでここでは避けますけれども、当事者としてはそ

居に上級者も投票する事で選舉権が付与される場合、投票の範囲を定めることで選舉権が制限される場合、あるいは投票後、選舉権を取戻した場合、どの範囲までこの選座制の規定が適用になりますか。

○衆議院議員(大鳥理森君) 結論から申し上げますと、猪熊先生は法律に大変お詳しいわけでござりますからあれでござりますけれども、例えば大前であっても、あるいは立候補届け出後であっても、あるいは選舉運動期間終了後であっても、

動において」と、そういうふうになつていては、通常だと「選挙運動において」というのは、今の選挙運動の定義が公選法百一十九条によれば届け出の日から選挙の期日の前日までとなつていて、事前が含まれないじやなからうか。むしろ「組織により行われる選挙運動に關し」というふうに書いてあれば前も後も入つてくるけれども、

ブロックは十一ブロックでございますので、この十一のブロックの選挙区の受け付けを中央選挙管理会が中央で一括して行うことになりますので、それなりのスペースだとか人的体制が必要になるものと見込まれますので、受付場所といたしましてそれなりのスペースが必要ではなかろうかと考えておりますし、また相当の人数なりなんなり、こういうことも十分に考えていかないといけない、うござな、かと思つて参ります。

の
よ
う
に
考
え
て
お
り
ま
す。

それから両当事者の間においてどのようなこと

をもって意思を通じたということになるかといふと、組織体としてその選挙運動を行うということについて相互に了解をすることである

うと思います。相互にということは、両当事者間が同じよう

に一方では応援をしていただこう、一

方は組織を挙げて応援をしよう、そういう相互

の了解を目指す、このように解しておきます。

それが選挙運動たどりうなことが明確になります。されど、それが選挙運動たどりうなことが明確になりますとあり得ることではないかと思つてまいります。

例えば公示前の場合でござりますと、今回の提案では、「公職の候補者となろうとする者と意図を通じて組織により行われる選挙運動において」と定めているのでありますて、公示または告示等も組織的選挙運動管理者等は存在し、そのよき組織的選挙運動管理者等が買収等の罪を犯せます。

れとも、一選挙運動において、という用語をそのまま使つた場合には、百一十九条の選挙運動に関する規定がそのままこの場合にも解釈として当然出てくるんじやなからうか、こう思ひますが、その辺はどうお考えでしようか。

○衆議院議員(大島理森君) 確かに公選法百二十九条では、立候補または名簿の届け出のあつた日から当該選挙の期日の前日まででなければ選挙運動をすることができないと規定し、その違反につ

ないのではなしがと思つてゐるが、いずれにいたしましても、この管理執行が円滑に行われますように今後ともさらに検討を重ねてまいりたいと考えておる次第でござります。○猪熊重二君 次に、いわゆる腐敗防止法についてお伺いします。

○猪熊重一君 次に、組織ということを、これも木暮先生が今質問されたことと重複しますので簡潔に申し上げますと、個人が二人集まつた場合も組織ということになりますが。

○衆議院議員(保岡興治君) 先生が御指摘のよう

連座の問題となり得ると思います。また、立候補届け出後、もちろん選挙運動期間中、投票当日は存在することはもちろんありますから全く疑問の余地はないだろうと思います。選挙運動期間間も、(後ろで) まさに力用ひよるにあつて、選挙運動期間終了後には

補聞問が終ては一年以下の禁錮または三十万円以下の罰金に処せられる。二百三十九条一項二号はそういうふうになつております。だからといって、選挙運動は一定の期間、例えば選挙運動期間内に限るということではございません。選挙運動とは先ほど申述べたように内々でやるつゞらります。

先ほどから木暮委員の方からもござる質問が連してお伺いします。まず、この「意思を通じて」という言葉がありますが、意思を通じる当事者はだれとだれなの

は二人でやるなども結構としては結構としている。候補者たちは公職の候補者となるうとする者の当選を得せしめまた得せしめない目的のもとに相互に役割を分担して活動する人の結合体またはその

丁度でござりますが、選舉運動其間係り得いおなましても、買収行為の一類型として、いわゆる事務買収、二百二十一條一項三号が行われる余地がござりますので、組織的選舉運動管理者等が買収行為の罪を犯せば連座の問題となる、こう思つてお

申します。いたむんなり名前でおそれておもひます。たがつて、事前運動あるいは事後もその対象となるんだろうと思います。

なお、「選挙運動に関し」とすればよいではないかという御意見だと思いますが、公選法上似た

用い方をされている「当該選舉に關し」という言葉の意味を調べてみると、「選舉に際し、選舉に関する事項を動機としてという意味である」とあります。これは自治省の逐条解説でござります。

お説のように、選舉運動に関してという語を用いてしまいますと、選舉運動に際し、選舉運動に関する事項を動機としてということになり、意味が選舉運動より大幅に広がってしまうのではないか。そういう意味で、この連座制の基本でござりますように、何回も申し上げますが、選舉人の意思が剥奪されてしまう。

そういうふうなこと等々も考え、立候補者以外の行為でもって立候補者の資格がなくなってしまうなどということです。今、先生がお話ししたようなこととした場合には、むしろ余りにも選舉運動というより大幅に広がってしまうといふうに解しますので私は適当ではないのではないか、このように思っております。

○猪熊重二君 先ほどから提案者のいろいろな話を伺いすると、どうも腐敗防止法は議員そのものの心構えを非常に重要視している。そういう意味で自治大臣に、自治大臣もいろいろずっと毎日毎回衆議院から審議をあれしておられるわけだけれども、この改正案は、今申し上げたように、政治家個人の自覚 反省、あるいは適法行為の遵守というふうなことを一番期待しているということを前提にして、自治大臣としては今後行われる選挙において、一人の議員という立場だとどんなふうにしようかとか何かお考えがあつたら、あるいは御決意があつたらお伺いしたいと思います。

○国務大臣(野中広務君) 今回の腐敗防止に関するそれぞれ与野党の合意に基づきます連座制の強化が一応ここに提案をされ御審議をいただいておりますことは、犯人を多くつくることではなく、いかにして選挙の腐敗を防止し、そして国民の信頼にこたえていくかということが主点となつて今回の与野党合意にもなつたのであらうと私も一人の

政治家として認識をし、その責任の重さを自覚をしながら、今後また私の政治活動を通じてぜひこの趣旨が生かせるよう日々研さんをし努力をします。

○猪熊重二君 次に、法人格付与法についてお伺いします。

御承知のとおり、政党というのは多数の構成員によって組織され、ある程度の資産を保有し、計画的、継続的に活動している組織体であります。しかし、そういう意味で、この連座制の基本でござりますように、何回も申し上げますが、選舉人の意思が剥奪されてしまう。

そういうふうなこと等々も考え、立候補者以外の行為でもって立候補者の資格がなくなってしまうなどということです。今、先生がお話ししたようなこととした場合には、むしろ余りにも選舉運動といふうに解しますので私は適当ではないのではないか、このように思っております。

○猪熊重二君 先ほどから提案者のいろいろな話を伺いすると、どうも腐敗防止法は議員そのものの心構えを非常に重要視している。そういう意味で自治大臣に、自治大臣もいろいろずっと毎日毎回衆議院から審議をあれしておられるわけだけれども、この改正案は、今申し上げたように、政治家個人の自覚 反省、あるいは適法行為の遵守というふうなことを一番期待しているということを前提にして、自治大臣としては今後行われる選挙において、一人の議員という立場だとどんなふうにしようかとか何かお考えがあつたら、あるいは御決意があつたらお伺いしたいと思いま

○衆議院議員(松永光君) 委員御指摘のとおり、政黨について、議会制民主主義のもとでは政黨の果たす役割は大変重要でありますから、その政黨に対して一般的に法人格を与えるべきであるといふ議論があることは私も承知しておりますし、十分尊重すべき議論であるとは思つております。ただししかし、その場合にいかなる政党について法人格を与えるべきかと、何でもかんでも与えるわけにはいかぬでしようから。そうなりますといふと、その要件をどうつくるか、どう決めるか、要件に合致しているかどうかというこの判断をどこでするかとか、そういう問題が必然的に起つてまいりまして、その結果が下手をするときつてあります。

そこで、今回のこの政党助成金の交付を受ける政党についてのみ法人格を認めるという法律を御提案申し上げた趣旨は、政党助成金の交付を受けた政党については政党助成法できちつと五名、

一%という客観的な基準が法律で明定されておりますから、それに形式的に合致するならば当然法人格が持てるということになりますので、こういふやり方だというと政党の活動に対する行政の側の介入は全くそのおそれがない、こういう考え方で政党助成金の交付を受けることのできる政党についてのみ法人格を与えるという法律の御提案を申し上げたわけであります。

なお、先ほど申し上げました政党一般に法人格化ということは私も非常に必要なことだとは思つますが、ただ今回の法律は、政党助成法の助成金の交付を受ける政党に限定して法人化ということをやつていると、こう思つてます。

まず、政党助成法の助成金の交付などということは無関係に、権利能力なき社団としての政党に対し法人格を付与するということに関しても、これは提案者としてはどのようなお考えなんでしょうか。

○猪熊重二君 私が疑問に思うのは、この法人格付与法というものをつくったとしても、法人となつた政党の財務会計上の処理についてなんかは何の変化もないわけです。要するに政党助成法で助成金をもらつた、そのもらった助成金をその年度に支出したと、支出の報告さえすればいい。その点は考えておらないところでございます。

○衆議院議員(松永光君) 私が疑問に思うのは、この法人格付与法というものを翌年度に繰り越すとかどうとか、そんなことも何も政党助成法は必要としていないんです。というふうなことからいくと、もしこの法人格を付与するといふらういふことをするんだつたらもう少し中身についても何とかしなければ、ただ法人格だけ付与しますというだけの法律だつたらどういうものなんだろうか。

というのは逆に言えば、政党助成金の交付を受ける程度の政党、これを大政党と言えば、大政党は法人化できるけれども、中小政党とか地方政府とかあるいは今からだんだん发展しようという新規の政党とか、こういうものが権利能力なき社団としての実体を備えているにもかかわらず法人化の道がないということになつた場合に、これは一つの団体間における差別の問題になつてくるといふふうなことを考へるものですから、今、お伺いしたわけなんです。

この法人化によって何か中身が少しばかり変わるというならいいけれども、極端に言えば法人格だけ付与してあげましょう。ただで付与するんだつたら中小政党にも付与したらどんなものだろうかというふうなことで申し上げたんです。このよいう差別的取り扱いというものが憲法上の原則からして何ら問題はないお考へでしようか。

○衆議院議員(松永光君) 政党助成法によつて、五人、二%以上という要件を備える政党に対するは国民の税金で合計三百九億円もの助成金が交付されるわけであります。その助成金の交付を受けられるでしょうけれども、私は現段階においてはその点は考えておらないところでございます。

○猪熊重二君 私が疑問に思うのは、この法人格付与法というものをつくったとしても、法人となつた政党の財務会計上の処理についてなんかは何の変化もないわけです。要するに政党助成法で助成金をもらつた、そのもらった助成金をその年度に支出したと、支出の報告さえすればいい。その点は考えておらないところでございます。

したがつて、その責務の重要性にかんがみ、立派な政党活動がなされるような仕組みをつくつていかにやならぬと思ひますし、そしてその政党が現在では法人格がありませんから、所有している財産等についても政党の名義での登記その他ではなくして別のお名前で登記をするなどという状況になつておるわけであります。政党助成金の交付を受けることによってその責務がより重要な立派な政党活動がなされるような仕組みをつくつてなつてきたという実態にかんがみまして、政党助成金の交付を受ける政党は権利義務の主体となる政党としての責務をより的確に果たせるようにしていかにやらぬ、こういふ考え方で御提案を申し上げておるようなわけでござります。

なお、先ほども申し上げましたけれども、政党助成金の交付を受ける要件を満たしていない政党その他たくさんある政党に對しても法人格を与えるということになつてまいりますというと、法人格を与える要件をどうするのか、要件に合致しているかどうかの審査をどうするのか、こういった問題が必然的に起つてまいりまして、行政の政党に対する干渉の道が開かれることになつてきては大変でござりますから、政党ないし政党の政治活動の自由をあくまでも確保するという見地から、先ほど申したように、五人、二%という国民の税金を受ける政党につい

てのみ法人格を与えることにして、その重い責務を立派に果たして いるようなそ ういう法的な仕組みをつくった、こうのことではありますので御理解を願いたいと思います。

要するに届け出をして、嫌になればいつだつて届け出をやめればいいわけだから、やめればいいようなものに対して届け出事項の説明を求める、いや説明せぬと、訂正しろ、いや訂正せぬと。説明せず訂正せずで何で五十万円の金が取られるのか。やめることができるものを、わしは説明なんかせぬでやめたと言えばやめたで終わるじゃないのか。なぜやるのか。

同じことが七条の登記の問題にもあるんです。

○橋本敦君 それでは質問に入ります。
　今回の法案によりまして政党助成もいよいよ具
体的に仕上げられていくわけですが、政党助成そ
のものについては、我が党はかねてから国民の政
党支持の自由を侵す憲法違反の重大な問題だとい
ふことを指摘してまいりました。
　また、その金額につきましても決してざさいな
うお願いをいたします。

交付金とか収入を伴う事業費等を控除いたしまして純支出額を算出し、この純支出額を新しい制度のもとにおける政党の所要額と推計をいたしますとして、その三分の一の助成を行うこといたしましたというよう理解いたしております。

いろいろお伺いしたい点はあつたんですが、特に第六条で私が伺いたいのは、確認のための届け出をした、説明を求めた、あるいは訂正を命じたところがその説明を拒否した者及び訂正を拒んだ者に対しても五十万以下の過料を科する、こういう規定があります。虚偽の説明をしたとか虚偽の事項を訂正したとかという場合に処罰規定があるのは納得できますけれども、説明を求められておれは説明せぬよ、訂正を求められたときにおれは訂正せぬよと言つた場合には確認しなきゃいいだけ

てやるんだからありがたがってもらえたというふうな立場に立っているんじやなかろうか。法人格を取得するかせぬかは政黨の権利であつて、自由意思であつて、確認を受けたらともかく登記しろとするかせぬか勝手じゃないですか。これは同じ問題なんです。

かれは削減をしなくとも済みます。また数万人のお年寄りが入所待ちだという特別養護老人ホームの増設が切実な要求になつておりますが、厚生省の調べで申しましても、三百九億円ありますとその特養ホームが百六十七カ所増設することができる、そういう財源でもあるわけであります。こういう三百九億円という問題について、果た

批判と疑問があるのは当たり前であります、まさに政党の社会的倫理性、道義性も問われるという重大な問題になつております。

そこで、次の問題で伺いますが、この政党助成金が交付されて政党に入った場合に、その出はどこまで明らかにされることになつておるんですか。

したがつて、説明を求めたりする場合は、一見して誤記があるとか、あるいは明確な事項について一見して極めて明瞭性を欠いているという場合に説明を求めたり訂正を求めたりするわけでありますが、それについては、それを拒んだりすることは今日の政党であるはずはないと思ひますけれども、ただ政党である以上、当然のこととして誤

ることは処罰されるのは当たり前ですよ。うその説明したり、虚偽の説明したり、虚偽の内容で訂正したりしたのを処罰するのはわかるけれども、単に拒否しただけで、説明、嫌だよ、訂正、嫌だよ、登記しないよと。勝手じゃないですか、政党の。何でこれが五十万の過料を科せられるのか、そこが全然私には納得できない。

して国民一人当たり二百五十円というそういう根拠がそもそもあるのかどうかということが問われるんですが、自治省としてはこれはどう考えておられますか。

○政府委員(佐野徹治君) 政党交付金の国民一人当たり二百五十円の問題でございますが、これはさきの国会におきまして最終的には修正によりま

○政府委員(佐野徹治君) 政党交付金による支出についてでござりますけれども、これにつきましては、一件当たり五万円以上のものにつきましては、それを受けた者の氏名、その目的、金額等が政党の作成いたします報告書に記載され、公表されることがあります。

記があつたり、そして一見して誤ったことが記載されているような場合には良識をもつて政党の側で訂正していただきたいわけでありますし、一般的には必ずその訂正がなされるものと思ひますけれども、しかし当然のことについての訂正を求めたりしたような場合に拒まないようにしていただきたくための措置として秩序罰を科せる、こういうふ

言つてみてもしようがないから、もうこれで時間がになりましたから終わります。どうもありがとうございました。

してこの額が固まつたものでございます。
ただ、この額は平成三年に政府が提案いたしましたものと同じ額でござりますので、平成三年の政府案におきましてこの三百九億円の助成というはどういうような数字なのかということにつきまして御説明を申し上げますと、これにつきましては、昭和六十一年から平成元年までの平均の政

五万円以上の場合に明らかにされるというだけではあります。だからそこから先は明らかにならない。この使い道については、政党の活動の自由を侵害してはならないということで制約しないということを言つてゐるわけですが、それはそれとして当然なこととしても、重大な問題は、例えば政党から政治家に渡つたということあるいは政治家の困

としては結構です。

党の本部及び支部、それから国會議員の関係政治団体の支出総額から重複分と考えられます寄附。

体に渡つたということ、そこまでは五万円以上の場合は明らかになるということですが、そこから

先、さんざん議論されておる買収等に使われた、会議費や飲み食い、宴会だけでなく選挙の買収等に使われたという、そういうことにならないといふ保証もないわけですよね。

そうすると、國民からもった税金で買収行為をやるということは全く許されないわけですか。

ですが、それを法律的に許さないというチェックする方法はあるのか、こうなりますと、そんな方法はないと言わざるを得ない。この点いかがですか。

○政府委員(佐野徹治君) 先ほど若干御説明いたしましたが、例え政党交付金による支出が直接政治家個人に対して行われました場合には、それを受けた政治家の氏名だとか目的、金額等が報告書に記載されることになるわけございます。政党から政党交付金の交付を受けた政治家における使途までは必ずしも明らかとはならないこととなるわけでござりますけれども、この問題は政党運営に係る問題でございまして、その当否につきましては政党の收支報告書の公表を通じまして国民の判断にゆだねるということにいたしておりますところをございます。

○橋本教君 まさにおっしゃるとおり、何の保証もないんです。国民の判断にゆだねるということ以外にないんです。

この問題について私どもは、近代政党のあり方としては、当然政党の組織活動を通じて、正当な活動を通じての政党の自主的な努力で資金を獲得していくというのが近代政党としては当然のあります。こう思ておりますし、そのことを通じて国民との結びつきを深めていくというのも政党の本来のあるべき姿だ、こう思っております。

そういうことも含めて、私どもは憲法違反の政党助成金は受け取らないという態度を明らかにいたしまして、この法律が通つても、反対したけれども受け取るんじゃないくて、この法律が通つても交付金を受け取らないという態度を明らかにして、そのための届け出も申請もしないということを鮮明にしておりますが、大臣にお伺いしたいんですが、政党はこの助成金を受け取らない自由は当然にあ

る、それぞれの自覚に基づいて態度を鮮明にすることができる、そういうものだと思いますが、いかがですか。

○国務大臣(野中広務君) 私もこの政党助成金が議題になりましたときには、衆議院予算委員会におきましても、野党時代に私の一人の政治家としての心中を吐露した質問をしたことがあるわけでございます。

すなわち、委員も御指摘になりましたように、政治改革という大きな流れの中で国民の税金を、しかも選挙権もある人もない人も納めておる税金あるいは外国人も納める税金の中から一人二百五十円という、そういう表現をもつて三百九億という助成を受けることが果たして政治改革の大

きな流れの中で、後世、この時代に政治改革の法案の審議にかかわった一人の政治家としてそれにたえるのかどうか、こんな気持ちを当時私は率直に吐露したつもりでございます。

したがいまして、今後いわゆるそれぞれ政党間の協議に基づきまして、今回の政黨助成が現行の個人中心から政党中心へと変わっていく中において、民主主義におけるコストを国民に負担していいただこうという趣旨によって今回の政治活動の経費を国で見ることになって、国民全体に負担をしていただこうということになつたわけでございまして、私はみずから心中を思いますときに、今その提案をするべき立場になりましたことを運命だと自分で申し上げてきましたわけでございます。しかし、自分がみずから心中を思いますときに、今その提

て、私はみずから心中を思いますときに、今その提案をするべき立場になりましたことを運命だと

ていたらどうということになつたわけでございまして、私はみずから心中を思いますときに、今その提案をするべき立場になりましたことを運命だと

ていました。

したがいまして、今回それぞれ与野党合意の上

で法人格付与の法案が提案をされましたことは、私どもの願いを一步生かしていただきたいと一人の

○橋本教君 それでは、私どもの党としては受け取らないということを明らかにした上で、次の問題に進んでいきます。

重ねて自治省に伺いますが、受け取らない、受領を拒否する自由は法律上当然あるということは間違いないですね。

○政府委員(佐野徹治君) この政党助成法の規定に従いましていろんな手続をしていただくことが前提になつておりますので、この手続がなされない場合には、法律の規定に従つたその後の執行は行われないということになるのではないかと思われます。

○橋本教君 当然のことありますから、次へ行きます。

さて私は、政治腐敗ということについて言うな

らば、企業・団体献金の禁止がその根源において最も重大だというのが党のかねての主張で、

今もそう考えておるわけですが、そういう点で、公選法の百九十九条そして二百条の規定というの

は企業あるいは団体からの献金を禁止する唯一と言つてもいい重要な規定であります。

この公職選挙法百九十九条一項あるいは二百条の規定の趣旨については、例えば伊藤栄樹元検事総長も編さんされました「注釈特別刑法」というのがありますて、その中でこの趣旨としては、「國又は地方公共団体と特別の関係にある者の選挙に関する寄附を禁止することによりましてこの公職選挙法の全体の法律の趣旨を生かしていくこと、すなはち選挙の公正を維持しよう、こういうことで設けられたものであるというように理解をいたしております。

○政府委員(佐野徹治君) この百九十九条は選挙に関し寄附をしてはならないという公職選挙法上の規定でござりますので、私は今、この条文に沿

いましてこの法律の趣旨を申し上げたわけでござ

います。

○橋本教君 あなたの答弁の姿勢はよくないです。自治省の編さんした「公職選挙法」でどう書かれていますか。これはこういったような「寄附がなされた場合には、そのために選挙及びその後に

おける政治の上にも好ましからざる影響の及ぼさ

れるのを予防しようという趣旨からこの禁止がなされています。

よ。勉強不足だ。

そこで、次に移りますが、去る十月十三日の朝日新聞の朝刊、皆さんごらんになつたと思いますが、朝日新聞の調査によりますと、約百社の会社、主としてこれは当時建設省農水省防衛施設庁、北海道開発庁など國から建設土木を中心とした公共事

○政府委員(佐野徹治君) 公職選挙法の百九十九

業を請け負っている会社でございますが、昨年七月の総選挙の直後に提出された選挙運動の収支報告書に記載されているところによると、これらの国との請負関係にある会社が、総選挙に際して自民党二十八人、新生党十人、さきがけ三人、公明党、日本新党、民社党、高志会、保守系無所属各一人の皆さんにそれぞれ寄附をしているわけです。だから明白にこれはまさに百九十九条違反、二百条違反という状態がこれほど大きな規模で現になされている。こういう状況が明らかになっております。これはまさに今、私が指摘した重大な政治腐敗を防ぐ上で許してはならぬ公選法違反の状況が蔓延しているという姿の一つでもある。

○政府委員(垣見隆君) お答えいたします。

御指摘の報道については承知しているところでございますけれども、報道の内容等についてコメントすることは差し控えさせていただきたいと思います。

ただ、一般論として申し上げれば、証拠等に基づいて刑罰法令に触れる行為が明らかになつた場合には、事案に即して適正に対処してまいり所存でございます。

○橋本教君 やる気のない答弁だが、そういうこ

とが困るんだよ。新聞報道であつても、検査権を發動する検査の端緒であることは講学上当たり前だ。実際やられているんであります。もっとと政治腐敗を正すということは真剣になつてもらわなければ困ります。

検査厅に伺いますが、この百九十九条、二百条違反というのは本当になかなか検査の対象として挙がつてこないんですが、小沢一郎氏の問題については告発がなされている。去る昨年の七月の選

挙に際して、国と胆沢ダムの地質調査に関する請負契約をやつていた当事者である日特建設株式会社というのがある。これが百万円の寄附をしていました。それがうちの三億円が関西電力などの取りまとめで商社、銀行など財界百一がつて、これは明白に違反だからということで告発がなされ、検査厅はこれを受理して検査を続行してきましたが、現在どうなつておりますか。したがつて、これが明白に違反だからということで告

○政府委員(則定衛君) お答えいたします。

昨年末、最高検察庁に告発がございまして、そ

れを所管の盛岡地方検察庁に移送した上、検査を

開始したわけでございますが、現時点におきまし

てはなお所要の検査を行つておる段階であるとい

うふうに承知しております。

○橋本教君 検査継続中であるという答弁です

が、もう一年もたつているんですね。本当に関

係者に事情聴取して事実を解明すれば、そんに

複雑な事件じゃないはずだから私は検査は迅速に

遂げられると思う。検査が迅速に遂げられるとい

うことも一つは政治腐敗を根絶する上で大事な部

面となるんですよ、こういう事件については。

これについての検査は今言つたような状況です

が、いつごろ検査を遂げられるというめどがある

んですか。めどはどうですか。

○政府委員(則定衛君) 検査といたしましては、

いずれにいたしましても、できるだけ早期に検査

を遂行してその結論を出すべき職務にあるわけ

ございまして、御指摘のように既に一年近くたつておるということをごぞいますので相当何といいましょうか、司直の判断に向けて熟しつあるの

ではないのかなというふうに私どもは観測してお

るわけござります。

○橋本教君 それでは、大体熟しつある、大詰

めに来つたるというように伺つて、厳格な検査

を遂げる要求して次に移つてしまります。

この百九十九条違反の関係については、私が前回指摘をした、今、大きな問題になつております

大阪の中川知事の後援会の政治資金規正法違反事

件、これにも深くかかわる問題があるわけでありま

す。

拳に際して、国と胆沢ダムの地質調査に関する請負契約をやつていた当事者である日特建設株式会社というのがある。これが百万円の寄附をしていました。それがうちの三億円が関西電力などの取りまとめで商社、銀行など財界百一がつて、これは明白に違反だからということで告発がなされ、検査厅はこれを受理して検査を続行してきましたが、現在どうなつておりますか。したがつて、これが明白に違反だからということで告

○政府委員(則定衛君) お答えいたします。

昨年末、最高検察庁に告発がございまして、それを所管の盛岡地方検察庁に移送した上、検査を開始したわけでございますが、現時点におきましてはなお所要の検査を行つておる段階であるといふふうに承知しております。

○橋本教君 検査継続中であるという答弁ですが、もう一年もたつているんですね。本当に關係者に事情聴取して事実を解明すれば、そんに複雑な事件じゃないはずだから私は検査は迅速に遂げられると思う。検査が迅速に遂げられるといふことも一つは政治腐敗を根絶する上で大事な部面となるんですよ、こういう事件については。これについての検査は今言つたような状況ですが、いつごろ検査を遂げられるというめどがあるんですか。めどはどうですか。

○政府委員(則定衛君) 検査といたしましては、いずれにいたしましても、できるだけ早期に検査を遂行してその結論を出すべき職務にあるわけございまして、御指摘のように既に一年近くたつておるということをごぞいますので相当何といいましょうか、司直の判断に向けて熟しつあるの

ではないのかなというふうに私どもは観測しておるわけござります。

○橋本教君 それでは、大体熟しつある、大詰めに来つたるというように伺つて、厳格な検査を遂げる要求して次に移つてしまります。

この百九十九条違反の関係については、私が前回指摘をした、今、大きな問題になつております

大阪の中川知事の後援会の政治資金規正法違反事

件、これにも深くかかわる問題があるわけでありましては、政治団体に対します寄附、政治活動に

これは前回にも申し上げましたけれども、中川後援会に対しまして財界から五億円の献金計画で金が集められました。それのうちの三億円が関西電力などの取りまとめで商社、銀行など財界百一がつて、これは明白に違反だからということで告発がなされ、検査厅はこれを受理して検査を続行してきましたが、現在どうなつておりますか。したがつて、これが明白に違反だからということで告

○橋本教君 お答えいたします。

昨年末、最高検察庁に告発がございまして、それを所管の盛岡地方検察庁に移送した上、検査を開始したわけでございますが、現時点におきましてはなお所要の検査を行つておる段階であるといふふうに承知しております。

○橋本教君 検査継続中であるという答弁ですが、もう一年もたつているんですね。本当に關係者に事情聴取して事実を解明すれば、そんに複雑な事件じゃないはずだから私は検査は迅速に遂げられると思う。検査が迅速に遂げられるといふことも一つは政治腐敗を根絶する上で大事な部面となるんですよ、こういう事件については。これについての検査は今言つたような状況ですが、いつごろ検査を遂げられるというめどがあるんですか。めどはどうですか。

○政府委員(則定衛君) 検査といたしましては、いずれにいたしましても、できるだけ早期に検査を遂行してその結論を出すべき職務にあるわけございまして、御指摘のように既に一年近くたつておるということをごぞいますので相当何といいましょうか、司直の判断に向けて熟しつあるの

ではないのかなというふうに私どもは観測しておるわけござります。

○橋本教君 それでは、大体熟しつある、大詰めに来つたるというように伺つて、厳格な検査を遂げる要求して次に移つてしまります。

この百九十九条違反の関係については、私が前回指摘をした、今、大きな問題になつております

大阪の中川知事の後援会の政治資金規正法違反事

件、これにも深くかかわる問題があるわけでありましては、政治団体に対します寄附、政治活動に

これは前回にも申し上げましたけれども、中川後援会に対しまして財界から五億円の献金計画で金が集められました。それのうちの三億円が関西電力などの取りまとめで商社、銀行など財界百一がつて、これは明白に違反だからということで告発がなされ、検査厅はこれを受理して検査を続行してきましたが、現在どうなつておりますか。したがつて、これが明白に違反だからということで告

○橋本教君 お答えいたします。

昨年末、最高検察庁に告発がございまして、それを所管の盛岡地方検察庁に移送した上、検査を開始したわけでございますが、現時点におきましてはなお所要の検査を行つておる段階であるといふふうに承知しております。

○橋本教君 検査継続中であるという答弁ですが、もう一年もたつているんですね。本当に關係者に事情聴取して事実を解明すれば、そんに複雑な事件じゃないはずだから私は検査は迅速に遂げられると思う。検査が迅速に遂げられるといふことも一つは政治腐敗を根絶する上で大事な部面となるんですよ、こういう事件については。これについての検査は今言つたような状況ですが、いつごろ検査を遂げられるというめどがあるんですか。めどはどうですか。

○政府委員(則定衛君) 検査といたしましては、いずれにいたしましても、できるだけ早期に検査を遂行してその結論を出すべき職務にあるわけございまして、御指摘のように既に一年近くたつておるということをごぞいますので相当何といいましょうか、司直の判断に向けて熟しつあるの

ではないのかなというふうに私どもは観測しておるわけござります。

○橋本教君 それでは、大体熟しつある、大詰めに来つたるというように伺つて、厳格な検査を遂げる要求して次に移つてしまります。

この百九十九条違反の関係については、私が前回指摘をした、今、大きな問題になつております

大阪の中川知事の後援会の政治資金規正法違反事

件、これにも深くかかわる問題があるわけでありましては、政治団体に対します寄附、政治活動に

体の果たしている役割というものはまさに法の制約をくぐり抜けていく、やみ政治献金をやっていくためのまさに手段そのものであって、マネーロンダリングといいますか、そしてまた不当な集金機構といいますか、そういう問題なんです。

自治大臣に私が聞きたいのは、こういう任意団体をトンネルにしていわゆるやみ政治献金が行われるというようなことは政治資金規正法がないがしろにするものですよね。こういう任意団体を使つてのこういったやり方をどうお思いになりますか。簡単で結構です。

○國務大臣(野中広務君) 御指摘の事項は新聞報道等を通じて私も認識をしておりますけれども、自身、具体的な事實を確認し得る立場にございませんので、これにつきまして御意見を申し上げることは差し控えさせていただきたいと思うのでござります。

なお、それぞれその関係で違法の事実があるとする場合は、それぞれ法の規定に照らして厳正な検査が行われると考えておるところでござります。

○橋本敦君 まさに厳正な検査が必要ですね、大臣と言われるとおり。

そこで、資料としてお配りした一覧表を見ていただきたい。これは九一年度大阪府の土木部発注工事請負業者一覧。そしてまた企業局発注工事請負業者一覧であります。そして、丸をつけたのが私の指摘した献金をしたと見られる企業であります。だから、まさに大阪府の発注事業を受けていたその企業が献金をしたというそのことの具体的な内容であります。検査当局は、警察庁はこの問題について、金の出について、流れについて、重要な犯罪事実を構成する内容として検査は厳密に行うとの前言されました。私が指摘したこの一覧表でこれらの企業から献金がなされたはずだという指摘を私はしているわけで、これから、これについてもう既に検査を遂げているかも知れませんが、厳格に検査をするのは当然だと思いますが、警察庁の見解はいかがですか。大臣

は証拠に基づいてきちっとやるべきだと、こう言っていますね。

○政府委員(垣見隆君) お答えいたします。

ただいま委員御指摘の資料については、私は大坂府警において現在所要の検査を進めていたしかねますけれども、委員のお話の中にございました政治資金規正法違反事案につきましては、大坂府警において現在所要の検査を進めていたふうに承知しているところでございます。

○橋本敦君 そのおっしゃる所要の検査ということには、どういった企業から献金が行われたか、大坂府との請負関係があつたかどうかといったことの事実も含めてやっていると、こう理解してよろしいですね。

○政府委員(垣見隆君) お答えいたします。

検査の具体的な内容につきましては、答弁を差し控えさせていただきたいと思います。

○橋本敦君 具体的な内容はそうだけれども、私が指摘した問題については、これは検査上考慮を十分にして検査の支点としてやつていいかなきやならぬ問題だということは改めて言うまでもありません。

時間がなくなりましたが、大臣は国家公安委員長でもあるわけですが、私が指摘したこういった問題について厳正に証拠に基づいて検査が遂げられて事実が解明されることを私は改めて強く求めたいと思いますが、いかがですか。

○國務大臣(野中広務君) 警察におきまして、刑法令に違反する行為が仮にありますれば、それに対しましては厳正に対処するものと考えております。

○橋本敦君 最後に、大臣、私の指摘した問題をもつと真剣に受けとめてもらわにやいかぬですよ、警察庁も。こういった問題をマネーロンダリングでやるような、トンネルを抜けて政治資金規正法を事实上ないがしろにしていくような悪質な行為、しかもその徹底解明をやっていく背景には

私が指摘した公選法百九十九条違反の問題もあるということですから、そういう問題も含めてこの件については徹底的な解説が必要ではないか

と、こういう姿勢でやつてもらいたい、こういうことを言っているんですよ。いいですか。最後に一言おっしゃってください。

○國務大臣(野中広務君) 私といたしましては、新聞報道を通じて、また委員の今のお話等を通じて認識はいたしておりますけれども、私の立場上それを事実として承知し得る立場にはございませんので、私の意見を申し上げるべき立場にないと存じておるのでございます。

ただし、警察といたしましては、そういう刑罰法令に触れることがあるとしますならば、厳正に対処するものと承知をいたしております。

○橋本敦君 終わります。

○委員長(上野雄文君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時十五分まで休憩いたします。

午後零時十七分休憩

午後一時十七分開会

○委員長(上野雄文君) ただいまから政治改革に関する特別委員会を開きます。

休憩前に引き続き、三案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○久世公堯君 政治改革法案がいよいよ大詰めの段階を迎えたわけでございますが、まさに六年越しの大作業でございました。この一番最初のきっかけとなりましたのは、自由民主党がつくりました

た政治改革大綱でございましたが、あのときに後藤田委員長のもとに私も七人の起草委員の一人と

してこの大綱そのものを執筆をいたしましただけ

に、今、大詰めを迎えるに当たりまして感激ひと

しお新たなものがあると思うわけでござります。

しかも、このような大きな選挙制度の改革は、まさに七十年ぶりでござります。

さて、この政治改革法案については、それこそ

新聞社説等を初め、衆議院においてもかなりの議論をされたわけでございますが、そのときに、先ほど来御議論のございました一票の格差と申しま

すが、その問題についてかなり今まで議論が行わなかったふうに承知しているところでございま

す。そして、審議会の設置法の規定によりまして、二倍以上にならないようになりますが、基本とし

て、さらに行行政区画あるいは地勢、交通等の事情を考慮して合理的に行なわれるべきでございます。

二項には、都道府県に一議席ずつ配分した上でこれを行つて、非常に大所から配慮が行われているわけでございまして、非常に大臣がおっしゃいましたように、この審議会におけるものと承知をいたしております。

○橋本敦君 終わります。

○委員長(上野雄文君) 午前の質疑はこの程度とし、午後零時十七分まで休憩いたします。

午後零時十七分休憩

午後一時十七分開会

○委員長(上野雄文君) ただいまから政治改革に関する特別委員会を開きます。

休憩前に引き続き、三案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○久世公堯君 政治改革法案がいよいよ大詰めの段階を迎えたわけでございますが、まさに六年越しの大作業でございました。この一番最初のきっかけとなりましたのは、自由民主党がつくりました

た政治改革大綱でございましたが、あのときに後藤田委員長のもとに私も七人の起草委員の一人と

してこの大綱そのものを執筆をいたしましただけ

に、今、大詰めを迎えるに当たりまして感激ひと

しお新たなものがあると思うわけでござります。

しかも、このような大きな選挙制度の改革は、まさに七十年ぶりでござります。

さて、この政治改革法案については、それこそ

後藤田先生は、やはり日本の国民感情あるいは日

本のそういう意識から見た府県間格差だという議論が強かつたわけでございまして、今度の審議会設置法におきましても、したがつて一つつの配意はしたと。しかし、将来またこれを考える場合において、この府県間格差というものを一つの基準にするということもひとつ念頭に置いていただきたいと思うわけでございます。

さて、いよいよこの法律が成立をいたしますと、これからは国民に対して周知徹底が必要だと思ひます。小選挙区比例代表並立制の制度そのものは今まで何度も何度も新聞によつて書かれており、いろんな機会に報道されておりますので、かなり国民にはわかっているとは思いますが、まだまだ我々政治家個々人の意識改革でありますとともに、やはり有権者の意識改革という点が強いのであります。私は、あの八次審の答申とは若干違う、学者の論文にすぎない、こんな感じを非常に強く受けるわけでございます。したがいまして、もちろんこういう参議院制度というものは院の問題でもありますし、また各党間の合意の問題でもござりますけれども、ひとつ政府におかれましても、八次審の答申があのような少し変わった風変わりなものであるだけに、引き続きこれは政府の方でもやつていただきたい、こういうことをまず冒頭に希望申し上げたいと思うわけでございます。

そこで、腐敗防止法を中心としたしまして本論に入りたいと思うわけでございますが、提案者の皆さんおられるわけでございますが、私は衆議院の速記録を読ませていただきまして、また衆議院というのちよつと参議院と違うなという感じを受けたんです。

冬柴先生、何か冬柴先生は提案者になつておられます、同時に質問者になつておられる。一人二役をやっておられるわけでござります。歌舞伎の俳優や映画の俳優でござりますと一人二役といふものもやるわけでございますが、実に器用なことをやつておられると速記録を読みながら感謝したわけでござります。これは参議院の公明党に人材あまたでござりますけれども、衆議院ではあるいは論客がおられないせいかなど、こんなことも思つた次第でございます。

また、保岡先生、これは本当にたくさん答弁をしておられます。ただ、衆議院における議論のところを述べておられると申しますが、その他の問題でござりますと、この記号式方式が採用されている。しかし、國民はまだ余り知らないことを含めてひとつこの普及徹底をぜひともよろしくお願いを申し上げたいと思うわけでござい

ます。

さくらに参議院選挙制度の改革につきましては、昨日、森山先生がかなり詳しく、また特に八次審が出ました後に私ども自民党におきましても小委員会を設けてこれを検討いたしましたし、参議院の場合は各党かなりこれは詰めているわけでございます。私は、あの八次審の答申というものを読みまして、あれは普通の答申とは若干違う、学者の論文にすぎない、こんな感じを非常に強く受けるわけでございます。したがいまして、もちろんこういう参議院制度というものは院の問題でもありますし、また各党間の合意の問題でもござりますけれども、ひとつ政府におかれましても、八次審の答申があのような少し変わった風変わりなものであるだけに、引き続きこれは政府の方でもやつていただきたい、こういうことをまず冒頭に希望申し上げたいと思うわけでございます。

大島先生、大島先生の御答弁も拝聴したわけでございますが、この参議院の審議、これが最後になるわけござりますので、ひとつよろしく御配慮をいたさうと思います。

大島先生、大島先生の御答弁も拝聴したわけでございますが、この参議院の審議、これが最後になるわけござりますので、ひとつよろしく御配慮をいたさうと思います。

冬柴先生、何か冬柴先生は提案者になつておられます、同時に質問者になつておられる。一人二役をやっておられるわけでござります。歌舞伎の俳優や映画の俳優でござりますと一人二役といふものもやるわけでござりますが、実に器用なことをやつておられると速記録を読みながら感謝したわけでござります。これは参議院の公明党に人材あまたでござりますけれども、衆議院ではあるいは論客がおられないせいかなど、こんなことも思つた次第でございます。

そこで、「一番最初に問題になりますのはやはり組織」だろうと思うわけでござります。

保岡先生、保岡先生の衆議院における議論の中でもう一つことを言つておられます。これはいろいろな組織がありますが、これから問題になる場合に、企業とか会社が従業員の票を集めてくれと伝達をされた、そういうときの「一体組織」は何だろうかという問題が非常に明確に述べておられます。企業内の社員への運動など、企業内の選挙運動をやれば企業も組織になると、こう言っておら

ますか、問題は、「組織」と、それから「意思を通じて」ということと、それから「相当の注意」と、この三つの組み合わせなんだろうと思ひます。企業内の社員への運動など、企業内の選挙運動をやれば企業も組織になります。また、系列の会社や取引の相手も一つの選挙運動をやる人の結合体と評価できるものはそれを含めて組織に該当する、こう述べられておる企業内の社員への運動など、企業内の選挙運動をやれば企業も組織になると、こう言っておら

があるかということを判断してこの解釈をしていくことがあります。

○久世公堯君 ここは大事なところでございますから、私はこの原則は、やはり会社全体ではなくて、会社のような既存の組織ではなくて、選挙運動のためにつくられるグループあるいはそこにあら組織、そういうものがこの組織であって、だから組織というのは非常に流動的である。だから、既存の会社そのものが組織になる場合もあるかも知れませんけれども、原則はやはりその中の単位である、こういうふうに考えますが、それによろしくうございますか。

○衆議院議員(保岡興治君) 先生がおっしゃる意味が、理論的にどういうものを組織というかといふ点においてまず基本を答へなさいと言われるごとであれば、おっしゃるとおり、特定の候補者等の当選等の目的のもとに人が役割を分担して結合している実態があれば、あるいはその集合体がなると思います。

○久世公堯君 そのように、私が申し上げましたと同じように解釈をしていただくことになりますと、世上、会社ぐるみ選挙ということがよく言われます、企業ぐるみ選挙ということが言われます。これが、そうしますと、その会社とか企業の内部において社員がほのかの社員に対して選挙運動をするような場合の組織というのはこの選挙運動をする人たちの集まりをいうものであつて、会社ぐるみ選挙、企業ぐるみ選挙といつても会社全体を指すものではないというふうに理解してよろしくうございますか。

○衆議院議員(保岡興治君) これが、会社ぐるみ選挙というその言葉が一体どういう実態を指すかによっての判断だと思うのでござりますけれども、例えば会社全員が役割をそれぞれ決めて、内部分でも選挙をするし外にも働きかけるというような会社全体が選挙運動に一生懸命当たるというような場合には会社全体が組織という評価を受ける場合もあるということを前提に、先ほ

ど先生が述べられました判断のもとに、企業の一部が組織であるとともにそれは十分適用

例が、そういう実態があるものだと思います。

○久世公堯君 今おっしゃいました逆の場合もあるので、一つの会社があつて、たまたま相当大きい会社だから二人を推すという場合もないわけじゃありません。A支店というのはこちらの候補を推す、B支店がこちらの候補を推す、その場合の組織というのはどう見てもその支店あるいはもっと小さいグループになるだろうと思いますね。したがいまして、大体認識は私の言うとおりということをお認めいただきましたので、そういうふうに理解をさせていただきたいと思います。

○衆議院議員(保岡興治君) そのとおりであります。

そうしますと、そういう組織の中でさらに一定の管理の役割を担う者だけを組織的選挙運動管理者等というふうに理解してもよろしくうございます。

○久世公堯君 今度はそういたしますと、これは既に衆議院でもまた本院におきましても議論されていることでございますが、同窓会とか同好会につきまして組織的選挙運動管理者ということになりますためには、この同好会とか同窓会がまとまって行う選挙運動において同窓会全体をいうのではなくて、むしろその中の昭和何年会とかあるのは交友グループであるとか、そういう一定の管理の役割を担う者をこの同窓会の場合の組織的選挙運動管理者と理解してよろしくうございますでしょうか。

○衆議院議員(保岡興治君) 先生がおっしゃるよ

ううちに、同窓会もまた先ほど申し上げたような組織の要素を備えていれば、これはもう当然ここにいふ組織に該当するということでございますが、その場合に一体どの部分が組織になるのかといふ先輩來先生のいろいろ御議論を踏まえて考えますと、同窓会全体が、年次別も含めて各年次全部が組織立つて選挙運動をするという場合は同窓会全

体が一つの組織というふうに考えられる場合もある。そしてまた、ある年次だけがある候補者を推す動きをすればその年次の同窓会が一つの組織と

いう評価をされる。

したがつて、前者の場合は、同窓会全体の取りまとめの中心的役割をする者と、またその補佐をする者、あるいはその参考格の者というんでしょうか重要な役割を分担する者、こういった者が組織的選挙運動管理者になる場合もありますし、また階層的にずっと組織立つて選挙運動をやっていれば、年次別のその組織の中でのまた中心的役割を担う者あるいはその補佐をする者、あるいは先ほど申し上げたような意味での参考格の者、これもまた組織的選挙運動管理者という評価を受ける場合もある。その同窓会がどういう実態で選挙運動をしているかによつていろいろケースがあるうかと思います。

○久世公堯君 さつきの会社の場合も同じなのでございますけれども、やはり私はこれから適用されるケースが多い組織を頭に置いて言つているのであって、その場合は会社の場合もそういうグループがそうであろうし、同窓会の場合も大きなもう伝統ある同窓会になればなるほど、同窓会がやるといつてもこれは同窓会ぐるみやるなんという場合はほとんどないだろうと思うんですね。そういう意味で、私は若干ウエートをつけて御質問しているわけでござります。

○久世公堯君 さつきの会社の場合も同じなのでございますけれども、やはり私はこれから適用されるケースが多い組織を頭に置いて言つているのであって、その場合は会社の場合もそういうグループがそうであろうし、同窓会の場合も大きなもう伝統ある同窓会になればなるほど、同窓会がやるといつてもこれは同窓会ぐるみやるなんといふ場合はほとんどないだろうと思うんですね。そういう意味で、私は若干ウエートをつけて御質問しているわけでござります。

○衆議院議員(保岡興治君) この場合の組織は、政党、後援会、今例を申し上げたような場合は政党支部あるいは県連、あるいは後援会であれば後援会全体、これが一つの組織というふうに評価しないといふことはわかつてしまつたようございま

す。今は、会社とか同窓会とか地域とか、そういう非常に離しい問題について、どうも従来の先生の答弁だけでは理解しがたい面があるから少しざけたつもりだったんでございますが、大体言わ

ねたつもりだったんでございますが、大体言わ

ねたつもりだったんでございますが、大体言わ

ねたつもりだったんでございますが、大体言わ

以内に分けてその一つないし二つの地域を担当する者ということがありますが、それよりか小さい市町村とか集落の選挙運動責任者等はどういう評価を受ける可能性があるかという御指摘だと思います。

したがつて、前者の場合は、同窓会全体の取りまとめの中心的役割をする者と、またその補佐をする者、あるいはその参考格の者というんでしょ

うか重要な役割を分担する者、こういった者が組織的選挙運動管理者になる場合もありますし、また階層的にずっと組織立つて選挙運動をやっていれば、年次別のその組織の中でのまた中心的役割を担う者あるいはその補佐をする者、あるいは先ほど申し上げたような意味での参考格の者、これもまた組織的選挙運動管理者といふ評価を受ける場合もある。その同窓会がどういう実態で選挙運動をしているかによつていろいろケースがあるうかと思います。

○衆議院議員(保岡興治君) この場合の組織は、政党、後援会、今例を申し上げたような場合は政

党支部あるいは県連、あるいは後援会であれば後援会全体、これが一つの組織というふうに評価しないといふことはわかつてしまつたようございま

す。今は、会社とか同窓会とか地域とか、そういう非常に離しい問題について、どうも従来の先生の答弁だけでは理解しがたい面があるから少しざけたつもりだったんでございますが、大体言わ

ねたつもりだったんでございますが、大体言わ

ねたつもりだったんでございますが、大体言わ

ねたつもりだったんでございますが、大体言わ

ねたつもりだったんでございますが、大体言わ

ますが、ほとんど選挙事務所の場合はそのスタッフが一体となってやつぱり一つの役割分担をして運動がなされておる、こういう実態が多いだらうというふうに思います。したがいまして、選挙事務所内のスタッフ、そういうものを含めたものが一体となつて組織として選挙運動をしている、こうしたことになるだらうと思いますので、今の御質問につきましては、そのケースによつて、組織的選挙運動管理者といつもののがその中に存在をし、そういう行為が行われたというふうに判断をされるケースが多いだらうというふうに思います。

先生、今の御心配、後段にお尋ねになりました実は市町村議員選挙でございますが、これも衆議院あるいは先日の当委員会でも御質問ございましたて、私ども答弁者の会議でもいろいろ選挙実態に絡めてここは大変なことだなというふうに思つておるわけですが、今度の改正は日本の選挙風土全体をやつぱり変えいこうということでありますから、今ある市町村議員のそういう選挙事務所を中心とした風土もえていただくという努力をお互いにやっていこうではないかということで、各党とも今、意思統一をしながら対応をさせていただいているといふこともつけ加えさせていただいとおきます。

○久世公堯君 今、堀込先生がつけ加えられましたことは、もちろんそのとおりでございまして、たださりざりの解説論をやついていますと最後はみんなそこへ逃げられちゃうわけです。これからもう少しそこを詰めてやらなければいけないと私は思つております。

さて、「一番目の問題は「意思を通じて」という問題で、これまた大変解釈に幅があるわけでござります。ただ、「意思を通じて」というのは、現在、現行法にも既にあるわけでございます。これもまたのは、先ほどからこの会社について、会社かそれ

いろいろと言つておるわけでございますけれども、もう一回、これは何について意思を通じるこ

とが必要なのか、これについて保岡さんが随分衆議院では類型的にやつておられますので、総体的にちょっと御説明賜ればありがたいと思います。
○衆議院議員(冬柴鐵三君) 「意思を通じて」というところは、確かに今回の腐敗防止法の核心部分であると思います。何についてということになりますと、組織体が選挙運動を行うということについての相互の了解といふに言えると思いま

す。

〔委員長退席、理事一井淳治君着席〕

したがいまして、犯罪を行つた一つの担当者といいますか、そういう人と候補者等とが意思を通ずる必要はないわけでございまして、もしそりういう連座裁判に係るような事件を起こした人と候補者等とが犯罪について意思を通じておれば、それは共犯関係が成立する、すなわち教唆犯あるいは共同正犯、共謀共同正犯という関係で候補者等その者が罰せられることになるわけでござりますから、そこまでは要求されていないといふに思ひます。

それからそういう意味では、個々の人と、組織の一つの管理者と候補者とが意思を通じないのに、そういう人のために当選無効という重大な結果を引き受けるということは大変酷いやないかといふことを候補者自身が主体的に努力をしていく、こうすることにならうかと思ひます。

○久世公堯君 保岡先生の前々回の選挙までは、選挙区が非常に小さいし、大変激しい選挙をやつておられた。そこでおいて頼む会社と、私どもこの参議院の選挙区の選挙というのは一つの県が単位でござりますから、やつぱり頼むのは大企業なんかの場合がある程度あるわけですね。そうしまして自分が重大な結果を引き受けなければならぬことを候補者自身が主導的に努力をしていく、こうすることを知つたことによるペナルティーとして自分が重大な結果を引き受けなければならぬことを、それを怠つたことによるペナルティーとして自分が重い関係がここに成立していると思いま

す。

○久世公堯君 私が今、保岡先生と申し上げま

の連続でちょっと申し上げたいんですですが、会社の中において特定のグループが組織であるとするな

がら、会社の中でその票を固めるとき候補者が、意見を通すというとき、そのグループの存在を認識しているといふことには、確かに今回の腐敗防止法の核心部

にちょっと御説明賜ればありがたいと思います。

○衆議院議員(保岡興治君) 先ほど来、先生にお答えしているときも私はそれを念頭に置いてお答えいたつもりでございまして、例えば企業な

どが社長を中心として全体が動いているような場合は、その社長あるいはその会社の選挙運動をするかしないかを含めた意思の決定をする立場にある者、いわゆる総括者、そこと意思を通じればいいし、また会社のある部下が組織的な評価を受けた連座の対象と考えられる場合は、その部課長などその範囲の総括者と候補者等とが意思を通じる必要がある。そのように組織がどういうものであるかということの前提に立つてその組織の総括者がだれかということを判断して、そこと候補者等との意思の連絡を判断していく、こうすることにならうかと思ひます。

○久世公堯君 今の御答弁は何回も速記録で読ませていただいた。どうしてもやつぱりそういうふうに抽象的になるんですがね。

それはそれといたしまして、次に三番目の問題としては「相当の注意」になると思います。

○久世公堯君 これは実は保岡先生に御質問したいのは、先生が衆議院の方で相当細かに例を出しておられる。

その細かい例としてポスターとかパンフレットとかという例を出して、ポスターを張るならばその横にそれと同程度、同質・同基準くらいの注意を

おつしやつておられるボスターとかパンフレット

というの是一体、例にしばしば挙げられるわけですが、それども、そのボスターとか、これは選挙運動

を言つておられるわけなんですけれども、大体、おつしやつておられるボスターとかパンフレット

すと、大企業に頼みますときには候補者にどういふなればならない、そういう関係が生じてきまして、それを怠つたことによるペナルティーとして、それが結構な場合があるわけですね。そうしまして自分が重大な結果を引き受けなければならぬことを候補者自身が主導的に努力をしていく、こうすることを、それを怠つたことによるペナルティーとして、それが結構な場合があるわけですね。そうして、それを怠つたことによるペナルティーとして、それが結構な場合があるわけですね。

そういうことをこういう大企業で、社長はよく知つているけれども、小さいグループがどんなグループがあるのか、だれがやついているのかよく認識がない、そういうような場合、いかがでござりますか。

けれども、意思の連絡をする際には選挙運動にかかるものと解釈すべきと思います。

それは先ほどから冬柴提案者も説明していると

して、ある程度具体的にどういう組織が自分の運動をしてくれるかということは認識していないけ

ればならないものと解釈すべきと思います。

それは先ほどから冬柴提案者も説明していると

して、ある程度具体的にどういう組織が自分の運動をしてくるかということは認識していないけ

ればならないものと解釈すべきと思います。

それは先ほどから冬柴提案者も説明していると

して、ある程度具体的にどういう組織が自分の運動をしてくるかということは認識していないけ

ればならないものと解釈すべきと思います。

○衆議院議員(保岡興治君) 忘れないうちに

ず、連座制の適用が今度は非常に強化されている

ので、こうすることを注意してほしいということをパンフレットやボスターみたいな掲示のできる

ものに書いてそれを配布することが選挙違反、文書違反になるのかどうかということは、多分そういうことはないんじゃないかと思うんです。

私がたびたび申し上げているのは、わかりやすく外形的に表にあらわれてくる選挙運動の態様をとらえて、そういう選挙運動に際してどういう努力を尽くしていれば相当の注意を果たしたと言えるかという一つの基準として、そういうことをやつておけばます大丈夫だろうという趣旨で申し上げております。相当の注意があつたかどうかというのは、先ほど申し上げたように、結果発生の予見性と結果回避の可能性によって個々具体的な事案に基づいて関係事実を評価して、総合的に評価して判断をする。したがって、パンフレットを配るときにそれに連座の警告を同時に表示しておけば大丈夫だとか一義的に言えるものではないということを御理解いただきたいと思うんです。

○久世公堯君 いや、これは保岡先生がそれを強調するの余りボスターだパンフレットだと言われたかもしませんけれども、これはやっぱり厳格に言えば、保岡先生が衆議院で答弁しておられるのは公選法上の文書掲示違反になると思うんですよ。

それはともかくとして、それでは候補者が買収を行わないように注意しろという文書を出すだけでは相当の注意を払つたことになるんですね、ならないんですけど、そこをお答えいただきたい。單に一般的に文書を出すだけでは。

○衆議院議員(保岡興治君) あるいは先生の御質問の趣旨をよく理解していないかも知れないんですけど、ポスターを張ること自体、あるいはパンフレットを配ること自体が違反かどうか、それがあわせてそういう警告をすれば違反を獎励するようなものじゃないかという御指摘なんでしょうか。もしそうであるとすれば、それは合法的……

○久世公堯君 いや、そうではない。そうではなくて、保岡先生が言っておられるのは、ポスターを張る、その横にこういう選挙法が変わりました

から違反をしないようにしてくださいという紙をもう一枚張るようなことを言つておられますから、そうなるとこれは違反になるんじゃないですね。

から違反をしないようにしてくださいという紙をもう一枚張るようなことを言つておられますから、そうなるとこれは違反になるんじゃないですね。私はそれは別に違反にはならないんじゃないかと思いますし、先ほどボスターやパンフレットの配布も合法的な範囲内であるという前提でお答えしているつもりでござりますので、御理解いただきたいと思います。

それと、先ほど衆議院での答弁について、いろいろ具体的に述べているが、それは一つの重要な基準だから簡単な姿勢で述べてもらつては困るという御注意を含めての御質問だというふうに解説しますが、余りこういう、例えば相当の注意、これは注意義務が、社会通念上、もしさういう注意をしていれば組織的選挙運動管理者が選挙犯罪などはしなかつたであろうと期待される程度の注意義務をいう。そして、それが果たされたかというふうなことは個々具体的な事案で、先ほど申し上げたように、結果発生の予見性と結果回避の可能性で具体的に考える。それだけの徹底した努力をしていたが、そこまではとても予想できなかつた、したがつてそれを防ぐこともこれにはもうかなわなかつた、そういうふうに認められることはもうかなわなかつた、そういうふうに認められるような場合をいいます。

こういうふうに抽象的には一つの基準があるわけですが、あとは余り個々の具体的な事案で特別な事実を述べて適用になるかどうかというふうにいいますと、これまでの客観的な解釈基準とそういうものを曲げてお伝えするような結果にも、それがあわせたときにその通りに適用されるべきだ、あるいはそれが適用されるべきだ、そのようにしておきます。

○衆議院議員(保岡興治君) あるいは参議院の全国区のよろしい無風の選挙、あるいは参議院の全国区のように広い範囲を対象とする選挙運動、いろいろあります。ですから、いろいろな選挙の態様において、先ほど申し上げたように、選挙運動の方法、手段、内容、こういったものと対比してそれがあさわらしい净化努力ということを個々に判断をしていく。

そういう意味では、比較的広い地域を対象にしてパンフレットやポスターをずっと配つていくような形で選挙運動を進めていくという手段、方法に頼らざるを得ない選挙では、先ほど先生も御指摘いただいたよな一日の当院での答弁のよな、何といふですか、連座制の強化についての今般の制度の施行に伴う警告を内容とするそいつたポスターとかパンフレットとかをあわせて

私が一点だけ開きましたのは、おととい山下委員からの質問の中に、参議院の選挙区の場合にはちょっと違う、範囲が非常に広い、近い者でも会えないのが普通なんだ、だから間接的にならざるを得ないということをおつしやいました。だから結局、文書ぐらいしかしようがないということでおつしやつたのでござりますが、私が先ほど申しました、買収をしないようにという文書を流す程度では相当の注意を払つたことになるのかならないのか。参議院の選挙区ぐらいを、奄美ではなくて、選挙区ぐらゐを急頭に置いてお答えいただきたいと思います。

○衆議院議員(保岡興治君) それでいいかどうかということは具体的な當てはめでござりますので、先ほど申し上げたように、これはかえつて客観的基準を申し上げるのに過ちを犯すことになつてはいけないという気はしまずけれども、中身の濃い選挙をお願いしていれば中身の濃い净化努力が必要だ。要するに選挙運動にはいろいろ方法、手段があり、その選挙運動を功を奏せしめるための運動の実態だと思います。

それは選挙によつていろいろ違う。先生がおつしやるよう、小さい激しい選挙と、対立候補のない無風の選挙、あるいは参議院の全国区のように広い範囲を対象とする選挙運動、いろいろあります。ですから、いろいろな選挙の態様において、先ほど申し上げたように、選挙運動の方法、手段、内容、こういったものと対比してそれがあさわらしい净化努力ということを個々に判断をしているのはちょっとおかしい気もするわけですが、私は、私もども参議院の全国区といいますか比例区といいますか、これは全く適用になりません。この法律は全く適用になりませんので、先生の方が一般論をおつしやつておられて私の方が具体論を言つておられるのは心もとない。むしろ厳しい判断を求める、いろいろ事実を調べられた上、その事実の総合的な判断でかなり厳しい净化努力を求められるということになるのではないかと思います。

○久世公堯君 それで、大島提案者にお聞きしたいのですが、参議院で実は保岡先生がこういうふうに言つておられるわけです。今ちょっととまたまた同じことをおつしやいましたが、広範にかかわった選挙違反が出てくるとか、選挙組織のあちこちで違反がたくさん出てきたようなことがあれば、かなり徹底した注意を表面的にやつてあるという形をとつても実際にそういう努力をしていかなかつたとされるケースがあると思う、こういうふうに述べておられます。これは与党でも同じ認識でございますか。

○衆議院議員(大島理森君) 基本的にそのとおりだと思ってます。

○久世公堯君 与野党一致した御意見だろうと思ふ。うわけでござりますが、そうなりますと、結局、今回の連座制度というものは、一定の役割を担つた選挙運動者が買収等の罪を犯したならば、例外的にやむを得ないとされるような場合を除いて候補者等に連座が及ぶという制度であつて、非常に厳しい注意義務というもの候補者に課してい

配ることなどが一つの努力の目安になるのではないかと思う趣旨でお話ししたわけですが、しかしそういう努力を形式的にやついても、どこか裏でおかしなことをやつているようなことがあります。私が一度だけ開きましたのは、おととい山下委員からの質問の中に、参議院の選挙区の場合には、ちょっと違う、範囲が非常に広い、近い者でも会えないのが普通なんだ、だから間接的にならざるを得ないということをおつしやいました。だから結局、文書ぐらいしかしようがないということでおつしやつたのでござりますが、私が先ほど申しました、買収をしないようにという文書を流す程度では相当の注意を払つたことになるのかならないのか。参議院の選挙区ぐらゐを、奄美ではなくて、選挙区ぐらゐを急頭に置いてお答えいただきたいと思います。

私が一度だけ開きましたのは、おととい山下委員からの質問の中に、参議院の選挙区の場合には、ちょっと違う、範囲が非常に広い、近い者でも会えないのが普通なんだ、だから間接的にならざるを得ないということをおつしやいました。だから結局、文書ぐらいしかしようがないということでおつしやつたのでござりますが、私が先ほど申しました、買収をしないようにという文書を流す程度では相当の注意を払つたことになるのかならないのか。参議院の選挙区ぐらゐを、奄美ではなくて、選挙区ぐらゐを急頭に置いてお答えいただきたいと思います。

私が一度だけ開きましたのは、おととい山下委員からの質問の中に、参議院の選挙区の場合には、ちょっと違う、範囲が非常に広い、近い者でも会えないのが普通なんだ、だから間接的にならざるを得ないということをおつしやいました。だから結局、文書ぐらいしかしようがないということでおつしやつたのでござりますが、私が先ほど申しました、買収をしないようにという文書を流す程度では相当の注意を払つたことになるのかならないのか。参議院の選挙区ぐらゐを、奄美ではなくて、選挙区ぐらゐを急頭に置いてお答えいただきたいと思います。

る、こういうふうに理解してよろしゅうございま
すでしょうか。

○衆議院議員(大島理森君) そのとおりだと思います。

そこで、今、久世先生と保岡答弁者のやりとりを伺いながら、もう一つ私どもこの目的のことを考えたのは、やっぱりこれから選挙というのは選挙人が自己の責任で自己の判断ができるような環境をひとつつくつて、こう、こういうこともあるんだろうと思います。ですからそういうことで、今、久世委員が質問されたように、非常に厳しい制度だという認識で、そのとおりでございます。

○久世公義君 それからこの適用関係についてちょっとお尋ねしておきたいのですが、まず参議院の選挙の場合は施行の日から適用になります。したがって、一般的には来年の通常選挙であろうが、その前に補欠選挙があればいつからでも適用になる。それから衆議院の選挙は、解散がなければ総選挙がないから次の総選挙である。地方選挙の場合は三月一日と書いてあるけれども、現実に事前に行われた行為は少なくともこの法律が施行になつたらそれから適用になる。こういうふうに理解してよろしゅうございますか。

また、この衆参議院と地方団体とに差をつけたのは多少地方選挙に対する周知期間というものを考えられたからでございましょうか。その点についてお答えいただきたいと思います。

○衆議院議員(冬柴鐵三君) お説のとおりでございます。

○久世公義君 それからもう一点お聞きしておきたいのは、組織的選挙運動管理者というのは選挙運動期間中だけの概念ではないと思いますが、それでよろしゅうございます。

○衆議院議員(冬柴鐵三君) それもお説のとおりでござります。

○久世公義君 そうなりますと、これからあと二ヵ月をたたずして正月を迎えるわけでございまして、新年会がいろいろ行われると思ひます。そ

れで候補者が団体にあいさつを頼む、近く統一選挙があるとかあるいは参議院選挙があるとか、それで団体の幹部が人を集めて新年会で先生をよろしくというようなことを頭に置いて想定をしてもらいたいんですが、この正月の新年会で統一地方選挙の候補者の後援会の幹部がお酒やそれから茶菓ではないような食事というものを選挙民に提供するようなことも、組織的選挙運動管理者によつても買収等がなされたと認定されたら、これは連座の対象になると解してよろしゅうございますか。

○衆議院議員(冬柴鐵三君) これはいろいろな場合が考えられると思うわけでござりますけれども、まず区割り法が成立をし公布される、それでそのときに選挙の腐敗防止法も成立、公布されるということになつてまいりますと、一ヶ月間の周知期間を置きまして公選法そして選挙の腐敗防止法が施行されることになります。その施行された日は一月一日を挟んだ前後になるんじゃないかな、前になるんじゃないかと思うんですけども、それは免責をされて、小選挙区で当選無効となつたものも比例では当選人となる道を残しているけれども、その理由は何でしょうか。

○衆議院議員(保岡興治君) 従来の連座制というものは、これは選挙全体の中心的な役割を担うものであつたりあるいは候補者の身がわり的存在的のような方々で、そういう方々が違反をすれば選挙全体会が悪質な違法な選挙であったという推定のもとに実は当選無効が生まれると。したがつて、どちらかにいり、寝返りや何かがあつても免責されないと、当選無効は。しかし、その付随的効果としての例えれば一定の資格剥奪とか、あるいは先生の今御指摘された比例代表選挙での当選の地位とか、こういったものは免責を与えていいだろう、こういう趣旨だろうと考えております。

○久世公義君 自治政務次官小林さんはさつきから、きょうは大臣の代理で出ておられて質問申し上げなくて大変失礼いたしました。

最後に一つ政務次官にお尋ねをしたいんですけれども、現行の連座制といふものは総括責任者とか出納責任者等にはおとり、寝返りの場合においてはおとり、寝返りは免責される、当選無効にもならない。こういうことを考えて現行制度との制度の本質を考えますと、今回の連座制というものは、範囲は広げたけれども効果は多少

弱めているというふうに理解してもいいんでありますか、あるいはそうではないのでしょうか。

○衆議院議員(冬柴鐵三君) やはり候補者等の浄化努力というところに主眼があると思います。

おとり、寝返りというのは、そういう意味では候補者の努力のらち外にある。第三者が故意にその人を陥れるような、当選無効というような立候補限をその人に帰せしめるというそういう認識を持つて故意にやるわけですから、候補者としてはそれを防ぐのに非常に酷だという点からそういうふうになつていてるように考えております。

○久世公義君 これもちょっと技術的なことになります。

これは皮肉にも最近の地方選挙の低迷というものは、一方におきまして今や地方分権という言葉、もう国会それから各界を通じて非常に分権というものが高ければいいというものでもないが、それにしても代議制度を足元からゆさぶるような現状である。地方選挙の状況はいまや重症であり、地方自治は危機にあるといっていい」というふうに述べているわけでござります。

これは皮肉にも最近の地方選挙の低迷というものは、一方におきまして今や地方分権という言葉、もう国会それから各界を通じて非常に分権というものが高ければいいというものでもないが、それにしても代議制度を足元からゆさぶるような現状である。地方選挙の状況はいまや重症であり、地方自治は危機にあるといっていい」というふうに述べています。こういうところからでございましょう、この前朝日新聞の社説に、「これでは地方選挙が危うい」というふうに題しまして、「投票率はただ化努力というところに主眼があると思います。

ところが最近見ておりますと、投票率は低下しておりますし、また無競争の選挙が増加をしてい

る。それから大体地方議会の議員選挙では、今までの統一の場合もそうであると思いますが、立候補

のやる、あるいは住民参加というものを根底で支えておりますのはこの地方選挙でござりますので、こういうような状態のままでおれば私は地方分権というのも非常に危ないという気がしてならないわざ自身が少ない、こういう面もあるわけでござります。

このやるいは住民参加というものを根底で支えておりますのはこの地方選挙でござりますので、こ

ういうような状態のままでおれば私は地方分権と

いうのも非常に危ないという気がしてならないわ

けでござります。

今申し述べました朝日新聞の社説にいみじくも

言つておりますこういう事態、あるいはこれについてどのようなことをお感じでござりますか。そ

れを伺いまして、私の質問を終えたいと思います。

○政府委員(小林守君) 最近の地方選挙における投票率の低下は大変憂慮すべき事態にあると認識しております。

その原因といたしましては、豊かさの中での政治的な無関心の増大ということや、政策や候補者についての適切な情報の不足などということが指摘されておりますけれども、やはりもつと大きな背景といたしましては政治に対する不信これが増大しているというような状況だらうというふうに考えております。無投票当選の増加とか立候補者の減少等については、それぞれの地域の事情も

異なるうかと思ひますけれども、議員の専門職化というか多選化というようなことも一つの原因ではなかろうか、そのように考へてあるところでございます。

御指摘の朝日新聞社の社説に対する感想ということでござりますけれども、御指摘のように、住民参加の地方分権の大きな流れの中で、住民が政治に参加をする最大の機会というものはやはり地方選挙にあるわけでありまして、地方選挙の投票率を高めにしてそして活発化させていかなければならぬというのではなく我々の使命であります。課題である、そのように認識しているところでございます。

自治省といたしましても、地方の選管委員会や関係団体と一緒にして粘り強く投票、参加を訴えてまいりたい、そのように考へてあるところでございます。御指摘の本当に憂慮すべき事態といふことについて、国民の意緒を擧げてこの投票率、住民の政治への参加というものを確保してまいりたいものだと強く感じているところでございます。

○久世公堯君 終わります。

○佐藤静雄君 しばらく厳密なとして精緻な議論が続いておりまして、改正公職選挙法のコメントの一冊分ぐらいの議論が進んだわけでございまして、私は視点を変えまして、六年七つの内閣にわたりて審議が続けられてまいりまして、いよいよこの区割り法案の施行によりまして政治改革が実現しようという大詰めの時点でございます。今さら何をと言ふべきかをいっぱいいたします。

私は、この今回の一連の政治改革なるものが本当の政治改革なんだろかという疑念がどうしても残るわけでございます。一生懸命、道々を歩いて國民の皆様方にいろいろ説明をいたしております。それらの疑問の点の数点を取り上げましておたたしをいたしたい、そのように考へて

おります。答弁は政府と与党、野党的責任のある方にお願いをしたいと思います。先ほどもどなたか申されました、そもそも政治改革の論議は、不幸にして発生したりクルート事件、非常におぞましい醜惡な政治の腐敗の数々、そして不透明なしかも凶悪な政治資金が白日のもとにさらされまして、日本の政治が国民の信頼を失い、国際的にも日本の政治が非難されるまことに不幸な最低、最悪の事態から出発しております。まさしく政治の信頼は地に落ちました。政治家のたる者の責任は、そして行動は、國民から厳しく指弾されてきたのであります。

これらの批判に対する回答、あるいは政治の信頼回復のために我々政治家はこのようなことを考える、このようなことを実行するという回答がこの政治改革関連法を成立させることの意義であろうというふうに考へております。とすれば、眞の政治改革と言い得るためには、國民の意思がはば正確に政治に反映されなければならないというふうに考へておりますが、果たして現在の小選挙区比例代表並立制、これは比例の部分で國民の意見のくみ上げをして救済措置を講ずると言ひながら、果たして確実に國民の意思が反映されるかどうか、非常に私は疑問がございます。

小選挙区のもとでは多量の死票が出来ます。現在の情勢では候補者の乱立も考えられます。予想されますが、その場合、投票者の半数を大きく下回る当選者が出ることも予想されますが、いかがでございましょうか、政府の方でお答えいただけますか。

○政府委員(小林守君) 基本的な問題点の指摘でございます。既に六年間にわたって御論議を重ねてこられた結果このよくな小選挙区比例代表並立制という制度にまとまってきた経過もござりますけれども、御指摘の問題については、繰り返しますが、有権者の皆様方も、これはおかしいぞ、あれは本当の政治改革なのかという声が非常に強うございます。それらの疑問の点の数点を取り上げましておたたしをいたしたい、そのように考へて

例代表制が一番正確に反映されることにならうかと思ひますけれども、それらを相補つた形で並立制という形にとられてきたものと理解をいたしておるところでございます。

なお、死に票の問題でござりますけれども、当選に直接関与しないわゆる死に票の発生の問題について、御指摘の点もつともの視点かと思ひますけれども、もう一つ別の意見や御批判というのもあるというふうに言わっております。というのは、要是いわゆる当選に結びつかなかつたそういう票も多数あるというようなことを踏まえて、当選人が緊張感を持つて自後行動するというような考え方が当然受け入れられるべきであつて、すべてこれが死に票ということでもただというふうにとらえるべきではないのではないか、そのような意見、批判もあるというようなことを承知しているところでございます。

〔理事一井淳治君退席、委員長着席〕

○佐藤静雄君 この六年の間に世界の情勢も日本

の政治事情も一変いたしました。かつてこの論議を始めたころには東西冷戦の構造が敵としてありました。各政党の政策の違いも大きなものがございました。例えれば社会主義か自由主義か、あるいは独裁か民主か、あるいは自由主義市場経済か統制経済かというふうな際立った意識の違いがあつたわけでございます。このような基本的理念、哲学は代の議論でございます。平成元年から平成三年にかけてまして、ベルリンの壁は崩壊し、東欧に民主化の波が打ち寄せ、ソ連が解体されたのを契機として冷戦構造は消滅したというふうに考へております。

我が国においても、皆様御承知のとおり、各党の垣根を峻別しておった基本政策、すなわち自衛隊の問題、安保条約の問題、PKOの問題あるいは原子力発電の問題、国旗・国歌の問題などなど、かつての対立しておった軸が解消しあるいは緩和の方向に進むなど、今回の改革が目指していいた政

策本位の選挙の実現という課題はなくなつてしまつた、あるいはそのものの重みが変わつてしまつたというふうに考へるわけでございます。

政党間の基本政策あるいは基本理念、大きな差異がなくなつた現在、本当に政策本位の選挙が当初の願望どおり実現できるんでしょか。その辺に御指摘、私も基本的にはその辺のことも考えて御指摘、私も基本的にはその辺のことも考えたいわけではございません。基本的な問題は、いかに多様な価値観を吸収し得る政治体制、選挙体制とは何かという、ここが一つのポイントであります。

このポイントから申し上げますと、脱イデオロギーであつたりポスト冷戦でありますと、価値観は自由と民主主義、この基本論に取れんをされどのように政治の場で吸収していくのが国家安泰、国民安定の基本論であります。しかしながら、それぞれの国、歴史と文化が違います。また、経済社会の実態も違うわけでございまして、それをどのように政治の場で吸収していくのかが国家安泰のための基本論であります。

日本列島北から南まで、これまた農業にとれば寒冷地農業と二毛作、三毛作まで行き得る条件の気象状況、地理状況のところもあるわけであります。山岳あり、平地あり、そして大都市化が進むます。今日の諸状況を考へてみると、その中で政治家が果たさなければならない役割というのは極めて重大であり、議会制度の中で政治家が地方議員も含めて全力を尽くして、自分の生まれ育つた、また自分が選ばれる地域に対する安定を求めて努力をすることであれば、政策とその決定といふものの有効性、結果でありますから、これがしかしと生み出される選挙制度、政治方式とは何かとする選挙制度の方がよいに決まっておるわけであります。

そして、小選挙区になることによりまして、ど

に、一日一日が草の根運動というこの中で、民意の吸収に最大の努力をしていかなければその政党の展望も開けないであります。そこから候補者たさんとする人もその迫力が選舉に結びつくわけでござりますから、信頼度が選舉に結びつくわけでござりますから、総合的な観点でこれらの問題が重要になつて来るのであります。

同時に、みずから政策立案のベースをそこに求め得る。民の声、天の声、こういうことの中で政策立案が行われていくことになりますと、この選舉制度といふものはやり得べき大事な制度ではないだらうか。

また、第一点として、金と選舉あるいは政治の関係を遮断をし透明性を高めていく。段々の論議にありましたとおり、買収、供應等の公正な選舉を阻害するものはやめていく。買収、供應をやらなければ連座の問題が出てこないのでございますから、そういう決意と決心の中で運動体の皆さんどともに責任を分かち合いながらやり抜いていくということでありますと、政治の透明性といふものは確立をされ、信頼が戻つてくるのではないかというふうに思います。

民主体制への健全性を示す政党を目指すということで、私どもはこれらに全力を尽くしていかなければならぬと思いますし、結論的に、民意においては国政への反映を望む一方、多様性を自覚するがゆえにその集約と決定を強く求める気持ちがあることも事実でありますから、これに政党政治が的確にこたえるという意味で、佐藤委員御指摘の諸問題もこの中で吸收をされ、信頼される政治が、また実行される政治、結果のできる政治というものが各党間の競争の中でつくり上げられていくものではないだらうか、こんなふうに思う次第であります。

○衆議院議員(保岡興治君) 今、三塚提案者からいろいろお話をありましたし、非常に共通する思ひ、ともに政治改革を進めてきた同志でございますから、全く同感であると申し上げてもいいと思

いります。また、この政治改革は、先生が御指摘になつたイデオロギーの対立というものをベースに、日本の政治も、世界の政治も恐らくそうではないかと思ひますが、一つの構造ができ上がりまして、日本本の構造はイデオロギーの対立はもう形骸化して、政権与党と批判勢力の野党とが固定してしまつて緊張がなくなつてしまつた。そこからいろいろ時代の大転換期に必要な強い政治のリーダーシップを確立する上で国民の政治への信頼といふ最も基本的なことが失われていたことが、我々が政治改革を重大な決心をして始めたゆえんであると言えると思います。

そういった意味で、小選挙区比例代表制は、今、三塚提案者からもるる説明されたとおりでありますし、いわば言葉をかえて言えば政権交代のキーワードというんでしようか、政党中心、政策本位の政治を目指しながら、政権交代のキーワード、これが大事であつて、その緊張の中で政策も本当に選舉民と密接に対話しながら吸収していく。そして、多様な意見を一つの小選挙区制というもとで集約して政権という形で国民に選んでいただく。そのための新しい政党政治のルールを確立していく産みの悩みであろうと思いますし、またそういう緊張の中から、長年この政治改革のきづかけとなつて国民から批判を受けております政治の腐敗といふものを、厳しい選挙民の批判のもとで、選択のもとで自淨力が働いて浄化されていくという側面も無視できないと思います。

そしてまた同時に、今、三塚提案者も最後に言われましたとおり、それに加えて日本のお金のかかる政治、選挙風土というものを徹底して一掃する中で、こういう腐敗の大もとを断つていこうといふ意味では大変な痛みや苦労が伴うものであるけれども、私たちはその決心した向こうにどういう我々はいろいろ新しいものをつくるときは古いものを壊して進んでいかなければいけないだけに、政治を実現していくかという、どういう弊害を

私はこの政治改革を貫徹していくことが大事だろ
うと思います。

そういう意味では、多様に反映した価値観は
従来の政治の固定化された中にねじれ現象でなく
さんこれから未来をつくっていく。いろんな必
要な価値というものの考え方の相違というものは
埋もれている。これが政界再編の激動の時代に國
民へしつかりし選択肢として示せるようにな
んされていく。これが我々がこれから進んでいか
なきやならない厳しい、険しい道のりだ、そ
うふうに考えております。

○佐藤静雄君 大変該博な知識と豊かな経験に支
えられたお話、感銘深くお聞きいたしましたが、
むしろ世界の潮流は、価値観の多様化あるいは高
学歴化あるいは科学の急速な進歩、地球環境の危
機、大きなうねりをもつて私は変わっているもの
というふうに考えております。世界のほとんどの
国では、国民は多様な価値観を背景に既成政党の
枠にとらわれない主張をし始めているというふう
に私は考えております。

例えば生命倫理の問題あるいは安楽死の問題も
そうでしょう。あるいは臓器移植の問題もそうで
しょう。福祉のあり方についても、従来の在宅か
施設かなんというものを飛び越して、もう少し深
い重い課題として世界の人類は考えつつあります。
あるいは環境の問題、食糧の問題、エネルギー
の問題などなど大変深刻な問題がいっぱいござい
ます。これから政治はむしろワインシューを声
高に主張する国民の声をどのように取り入れるの
か、それが私は大きな問題であろうというふうに
思います。二大政党論ではこのような大きな世論
といいますか、あるいは国民の要請に完全にこた
え切れない、国民の声を取り入れることができな
いということも考えられます。

先日、保岡先生の御答弁をお聞きいたしました
が、これらの問題に対処するためには各政党で党
議拘束を解いて対応したらよかろうというお話を
ございました。しかし、今申し上げましたような

諸課題は党議拘束を解くくらいでは私は解決はできない。逆に緑の党ができたり、環境の党ができるたり、福祉の党ができたり、恐らくそういうふうにおののおのの問題ごとに多くの政党と申しますか、グループと申しますが、そういうものが分立してくる。そういうことも自然の成り行きになるんじゃないのかというふうに考えております。アメリカでも、共和党あるいは民主党、その枠にとらわれない勢力が第三の波を起こしております。

そういうことを考えますと、政治改革の大きな原動力となつた二大政党論は、その根拠が今、搖らいでいるんではないか。現在成立しつつある政治改革諸法案は、歴史の批判に本当に耐え得るかというふうに私は非常に不安を持つておるわけでございますが、これもひとつ御懇意なる御指導をおいただきたいと思っております。

○衆議院議員（三塚博君）隣の県の福島の代表である佐藤委員、長年の友人であります。地方自治に専念をされて苦労された該博な知識と経験の中の発言であり、まさに傾聴に値いたします。

そういう時代であればこそ、強力な政治というものが一面求められるのではないかだろうか。強力とは、ついてこい式のものではございません。論議は重ねていかなければなりません。共通項はその中で求めていかなければなりません。限られた税源を中心とした財源の中で、単年度主義の弊害をどう破り、五ヵ年計画なのか十ヵ年計画なのか、物によってそのようなミドル、ロングの構えをしながらこれに対応していくということでなければなりません。今日であろうと思いまして、財源と行政、政治のあり方、それはその中で決心をするのですが、それぞれ立党の精神もこれあり、脱イデオロギー、また政党の枠を越えた政治の流れがあるといつても最終的な党の決定は、政党政治は政権を目指す政治の戦いであります限り、それに東

縛されることも事実であります。党利党略とあえぎて申し上げるつもりはございませんが、それを乗り越えられないさがを背負いながら政党政治が行なわれていきますこともよく御理解をいただけるところであります。それがあからさまな党利党略ではない、国家国民の利益により近い形のものに收れんをされていくことにおいて初めて活力のある政党政治が生まれてくるのではないだろうかとうふうに思つております。

に向かうというのも一つであります、あえて言えば、翼賛政治にならぬだらうか、こういう点であらうかと思います。さつき日本列島の話をさせていただきました。地理、条件、気象の違うこの列島の中においてどのようにやるか。地方党とおなじで、どうぞよろしくお手伝いください。

をされていくことも一つだけは思いますが、しかし百年に及ぶ政党政治の経験の中で、私ども、その中に包含をし、日本という国で調和をしていく努力が行われますならば、それなりの成果も形も出てくるのではないかとうか。

しかし、これは力をもつてそうするのではなく、選挙制度の中でもう一種の地道なまた効果ある政治運営を目指して、選挙によって選ばれる結果としてこのことはつくり上げられていくべきであろうとも考へますから、そういう点で左翼委員会は警告

千私の行き先の見通しが違うところもありますことは認めつつも、やはり一つの流れの中で試行錯誤をある意味で重ねながら、しかしながら試行錯誤とは言ひながら目的は同じと、こういう意味で接点が大きく出てくるでありますから、お互いいの努力の中でそういう問題を解決していくようなことになれば、小選挙区制を私ども強く推進をしてまいりました者としてそんな考えのありますことを申し上げさせていただき、二大政党の流れになるのではないかとよく言われますが、なるかもしれませんし、三極がやはり国民の多様な意見を吸収する意見だとすればそういうことにもなるありますように、多党化の中で連立政権という

ものが定着化していくという可能性もないわけではございませんので、それは時代時代に即応しながら選ばれた者同士が真剣な論議を重ねて、国民世論の決定と政治の原理原則に従って効果あるものにつくり上げていく努力をしていくべきではないのか、こんなふうに思います。

○衆議院議員(保岡興治君) 三塚提案者のおつしやったこと、私も同感の部分が本当にたくさんあります。佐藤先生がおつしやったワニンシューを強く打ち出す政党がもつと出てきてもらいたいはずだし、そういう歴史的な流れにあるのではないかという御指摘でございますが、確かにそういう国民主の動きというか流れというものも生まれてきているということもあながち否定できないと思います。

ただ、今回の衆議院の選挙制度の抜本改正は、小選挙区の利点も取り入れていると同時に、批判もありますけれども、正反対の民意の多様な吸収を目指す比例制も加味している。そういったことでブロック別に比例選挙を行うことになりますが、そういう範囲内で、今、先生の言われたようなワニンシュー政党が出てくる余地もあって、私たちはそれはそれでいいのではないか、それを受けとめられる制度にはなっているんじやないかというふうにも思います。九州にも農民党をつくろうというような動きがありまして、それが実現するかどうかわかりませんが、そういうものも先生のような御認識の一つのあらわれではないかと思います。

そしてまた、私は、やはり三塚先生も御指摘されましたけれども、政治は確かに権力闘争の意味があり、それであつてこそ政治という側面もあります。しかしながら、こういう大きな時代の転換期に従来の政治をつくり変えていく、再生していく新しいものをつくつていこうということに、ただで、政党的命である基本政策とかいうものをない

たが、今回の衆議院の選挙制度の抜本改正は小選挙区の利点も取り入れていると同時に、批判的意見もあれば、正反対の民意の多様な吸収を目指す比例制も加味している。そういうことで、ロック別に比例選挙を行うことになりまして、そういう意味で阻止条項もドイツのようないま

が、そういう範囲内で、今、先生の言われたようなワニンシュー政党が出てくる余地もあって、私はそれはそれでいいのではないか、それを受けとめらるる割合にはなつてないんじゃないか、こう

ふうにも思います。九州にも農民党をつくるなどというような動きがありまして、それが実現するかどうかわかりませんが、そういったものも先生のような御認識の一つのあらわれではないかと思ひます。

そしてまた、私は、やはり三塚先生も御指摘されましたが、政治は確かに権力闘争の意味があり、それであつてこそ政治という側面もあります。しかしながら、こういう大きな時代の転換期に従来の政治をつくり変えていく、再生して新しいものをつくっていこうということに、ただで、政党的命である基本政策とかいうものはない

がしろにした形の政権獲得とかあるいは維持、あるいは選舉協力というものが余りにも無原則に行なわれるようになると、これは国民がわけがわからなくなつてしまふ。むしろ何が何でも政権を獲得する、維持するということよりも、いろいろと我々としては政党間のスマーズな政権交代のルールを一步一歩確立しながら、与野党で合意しながら、それを国民に示しながら、そしてそれに対する責任を持ちながら新しい政党政治を確立していく。スマーズな政権交代のルールをつくって、投げ出すときは投げ出して相手の党に政権をゆだねる。またその政党が間違つたら返していただぐく、いうようななそういう形の政党政治がまさに我が目指している政党政治のキーワードなんですが、そこに果たして我々が行けるかどうかは

我々政治家全員 そしてまた国民の政治への意識のあらわれにかかるべく、そういうふうに思つております。

分進んだものというふうに思っておりますが、同時に選挙制度あるいは政治活動の改善を総合的に考えていかなければぬというふうに思うわけですがござります。

今回の政治改革の到命目的外離の一ついで、参議院議員も質問いたしました。本日も質問いたしましたが、参議院の改革、地方政治の改革、全く手つかずでござります。また、改革意欲もお示しいただいていない。まことに残念でございます。ほとんど論議すらしておられない。これが本当の政治改革なのかということで、私は本当に疑念を持つものでございます。

参議院の選挙制度の改革、例えば一例を挙げて言うならば、参議院の複数区は衆議院の中選挙区と全く同じであります。一党が過半数をとる、そういう決意を込めて複数の候補者を立てれば全く同じであります。中選挙区と同じでございますから、同一政党に属する候補者同士が血みどろの争いを繰り広げなければ

ればなりません。もちろんこれは農業団体も二分し、あるいは医療関係の団体も二分し工商団体も二分し福祉団体も二分する、全く凄惨な戦争になつてくるわけでございます。

参議院の比例区の問題にしても、現在は政党名の選挙でござりますけれども、全国的な広がりの戦いでございますが、国民の中には根強く個人名を記入させてほしいという要望もあります。これをおはり我々はくみ上げて制度改革を急がなきや

いかぬというふうに思うわけでございます。あるいは地方分権が今、喫緊の課題となつておりますけれども、地方議会においては、都道府県においては、御承知のとおり、都市の単位の中選挙区、市町村においては、自治省さんが指導されたといいますけれども、どんな大きな市でもこれ

は大選挙区で衆議院の選挙、参議院の選挙、市町村議員の選挙、考えただけでもまるでばらばらで整合性を欠いております。こんなことで本当の政治改革と言われるかどうか、私は非常にこの点疑問に思っておりますが、お答えいただきます。

○政府委員(小林守君) 参議院議員の選挙制度、

そして地方選挙の改革については今回取り上げられてないのではないかというような御指摘でござります。

て第ノ次選挙制度審議会の答申とが政治改革をめぐる国会での御審議、参議院における与野党会派での御論議を通してさまざまな御検討をされてきているところでございます。そして、百二十九国会におきましては、各党各会派の御努力によりましていわゆる四増四減の定数是正が行われたところでありますけれども、選挙制度の抜本的な基本的なあり方については合意形成に至らなかつたというような状況の中で今日を迎えているところでございますが、引き続き各党各会派で御論議を深めていただき、合意形成を図つていただけるよう御期待を申し上げたいと思います。

また、地方公共団体の選挙制度の改革につきましては、国の選挙制度との整合性という観点も極

卷之三

これが基本でございました。

ませんので、最後に区割り案についてお伺いをし

うございます、憲法上の問題でもござりますけれど

かし、地方団体では首長を住民が直接選挙するという大統領制というような特色もございまして、

○衆議院議員(保岡興治君) 参議院の改革については、今、与党の三塚先生の方からお話をあつたところ、衆議院と参議院は憲法上国会の意思を形

たいと思います。
現行の中選挙区制は七十年以上続きましたが、日本の風土の中では一つの文化としても定着してお

も、国の存在というものは国土と国民で成立しておるわけでござります。人々の生活、秩序あるいは文化、伝統、そういうものを破壊してまでも人

況、地方分権の流れの中での地方制度の改革との関連も踏まえて総合的に検討されるべき課題である。

成する二本の柱でござりますから、衆議院の選挙制度の抜本改正に伴つて、参議院もそれとの整合性の二点へ留意せんとする所である。

るというふうに考えておりました。しかしながら、今度出されましたこの区割り法案、人口の均衡を重視すべきは当然でござります、一票り各差し

口の均衡を重視して選挙区を設定する、これに私は大きな疑念を持っております。

うかと考へております。

性の上に立った新しい制度が正しくして一日も早い結論が得られることを望む気持ちは同じでござります。

重視しこれは当然のこととして、一票の権利が均等であるべき問題がござりますから、当然人口の均衡を重視しても、行政単位でも、た結果、文化的にも経済的にも、行政単位でも、

拍車をかける。過疎地はますます国会議員がいなくなる。私のところは十一人いた衆議院議員が、これこれとつづけていって。しばらくここに

いうことではありますから、参議院につきましては、憲法上両院ということでそれぞれ国政の最高機関としての使命を与えられておるわけでございまして、個人的な見解は見解として持っておりますけれども、それはこちらに置きまして、参議院の皆様方におかれましてあるべき姿、いろいろ議論をされておりまることを拝聴いたしておりますわけでございますが、そういう中で吉論を導かれて行きま

そして、実は昨日森山眞一先生からもそのことについての御質疑が当委員会でもございました。私もそれを早速「改革」の政策委員会に伝えまして、しかるべき責任者を決めていただき、そうして参議院改革案を得る努力をすると同時に、各党間の協議に積極的に臨んでいくようにしたいということで説明を求められましたので、近くかかるべき説明を政策委員会でする予定である

そして政治的には「一体の地域を分断しておりま
す。甚だしいものについては同一居住区である住
宅団地、これが大字が二つあるからといってそれ
を分断している。地域文化あるいは伝統習俗ある
いは住民の居住の一体性を乱暴に破つておるところ
もあります。

私は、先ほど来お話ししておりますように、非常な疑念を持っておりますが、眞の政治改革はこれで実現せにやいかぬという気持ちでございます。私の師匠の伊東正義の教えでもあります。しかし五人になるわけでござります。これがまた少なくなる。そんなことで本当に国土の均衡ある発展ということを考えた場合にいいのかどうか、大きな危惧の念を持つております。

すことがここで申し上げることであらうと思いま
す。おまとまりいただきて、御決定いたいで
議院に送付をいただきますならば、参議院の意見
決定でございますから、私どもはそれを尊重し、
その方向で決していかなければならぬことは当然
でござります。

ところでございます。
それからまた、地方議会の問題については、今度の政治改革の大きな目標は、二十一世紀は地方の創意工夫をもつと主体的に生かしていくだけで、それを日本のあすをつくっていく大きなエネルギーにしていくべきで、地方に歴史や伝統や風俗、その他特性を生かしたいいろんな価値觀が生まれ

ております。通行圏は一緒であります。行政圏も一緒であります。経済圏も一緒であります。それを分断して、急峻な阿武隈山系を越えて全然一体性のない福島と伊達とくつつけてしまった。これには三塚先生御承知のように、相馬六万石でござります。伊達は六十万石。一千年の間、侵されておりません。小なりといえども相馬は相馬の氣概を

二十一世紀を思つて努力をしていかなきやい
けない。

持つて頑張ってきたわけであります。

していくかはまさに両院、我々が合同協議をしてそのあり方を最終的には決めていかなければならぬだろう。しかしながら、地方自治体議会議員の意見は意見として吸い上げながら、そこからスタートを切ることにならうと思います。

隗より始めよという言葉どおり、リクルートによる不詳事件の中でも、また二十一世紀を迎えるに当たつての国内外の大きな問題にどう対応するかという意味で、今日の選挙制度改革を含むものとの諸改革を御提案申し上げ、四案は成立、今回この法律の御審議をお願い申し上げておるわけでございまして、まずこれから始めさせていただいたい

そういった意味で、地方分権、国と地方の役割の見直しなど新しい時代に対応する諸改革が待たれているわけですが、なんなくその中でも、私どもも新しい政党政治を地域にいかに根づかせて立ち上げさせていくかということも考えなければならないと同時に、そういう中で地方議会の方々、これは県議会もあり市町村議会もありますが、それぞれが主体性を持つて、こういう激動期にどう地方の政治はあるべきか、地方議会の制度はどうあるべきかということを考えただいて、それを受けて我々がいろいろ検討していくことが一つの道筋ではないかと思つております。

押しつけられてしまつたわけでござりますけれども、もちろんこの案には二百万県民挙げて絶対反対であります。知事、県議会、市町村長、市町村の議員、みんな反対であります。県の要望あるいは地元選挙民の要望を聞き入れても、最高裁の判断である三倍以内におさまるのであります。一五、六千多いだけでございますが、それはカウントしても〇・幾らでございます。そのぐらいのことをどうして地域全体が全県民が反対しているのにやらなきやいかぬのか、その辺が問題でござります。

このような事例を考え、さらに国の中存在といふのは、もちろん一票の格差、これは大変な問題で

だきたいと思ひます。この法律では、区割り案の作成に当たりましては、各選挙区間の人口の均衡を図り、選挙区間の人口の格差が一対二以上とならないようになります。これを基本とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮し、合理的に行わなければならぬ、このように規定されているわけでござります。

区割りの審議会におきましては、この規定に基づきまして、全国の選挙区間はもとより、各都道府県内の選挙区間の人口均衡をも考慮しつつ、一 方で行政区画等の事情も総合的に考慮いたしながら合理的な区割り案を作成されたものと承知いたしました。設置法の規定に基づき、内閣総理としております。

第二十一部

大臣はこの区割りの勧告案を尊重しなければならない、この規定等もございまして、この勧告に従いまして勧告をそのまま法案化させていただきまして、御提案をさせていただいているところでございます。よろしくお願ひいたします。

○衆議院議員(三塚博君) 懇親の県だから言うわけではございませんが、今回の審議会の案を尊重するという基本論がございまして、涙をのんでこれを了承せざるを得ないということになつておるわけでございますが、私ども本案を進めるに当たりまして、まさに佐藤委員が言われますとおり、歴史的、地理的、またその地域の一体性からいまして、そのような事態が全國にありますことを承知いたしております。私の生まれ在所もまさに四万五千の人口であります、全く関係のない新五区というところに合併をされまして、地域住民は棄権だ、投票はしないと、こういうことまで言つておる深刻な状況にありますことは事実であります。

説得するのに大変佐藤委員も苦労されておられると思うのであります、人口の問題一対二、しかし一対二・一三七に抑えたと、こういうこともあるわけでございますが、今後の人団構成の中でもまた見直しもあると思いますし、そういう一体性を壊してまでということはいつの日かこれは直していかなければなりませんし、そういう点で国会側から提案をするということは許される行為でござりますから、そんなことも真剣に考えながら各党の皆さんの協調を得て取り組んでいかなければならぬ大事な問題指摘であるということに受けとめさせていただきます。

○佐藤静雄君 終わります。

○会田長栄君 会田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

六年越しによくやく日の目を見ようとしているこの政治改革関連法案、まことにこの間御苦労さまでございました。

私は、端的に気持ちを申し上げますと、本当にこのまま、今、国民の怒りや政治に対する不信と

いうのは結論が出されようとしているこの選挙制度を含めましておさるんだらうかという気持ちが一面でありながら、実は質問したいわけであります。

というのは、六年越し、とりわけ、国会に上程され、百二十一臨時国会でございました、海部内閣のときに関連三法案が提出されて、衆議院では特別委員会を設置して審議をして、その上で廃案となつた経過があります。三年余過ぎます。ようやく今、日の目を見ようとしているわけであります、私はここで忘れてならないのは、ちょうど五年と五ヵ月前、一九八九年、私は参議院議員になりました。そのときリクルート疑惑事件といふのがあって、政治家に対する不信というのが大きくなりました。その後、共和あるいは佐川急便、ゼネコン疑惑等を経て今日、国民の怒りといふのが大きく結集されたわけでありますし、今日、国会の中で政治改革関連法案を審議しているからといってその怒りはおさまっていないと、私はそう思つています。

したがつて、これにこたえていくためにはどうすべきか、今まで皆さんが努力をして、今、審議をされて結論を得ようとしておりますが、その点について幾つか基本的に率直にお伺いしていただきたいので率直にお答え願いたい、こう思います。その第一は、何といつてもこのまま推移しますと日本の政党政治というのは私は最大の危機に陥る危機をしているという認識をしております。

今、直面しているという認識をしているんです。政党政治が最大の危機を迎えていくときに、これにどうこたえるべきかというのをまことに私どもにとって重大責任があるからであります。

したがいまして、前段にお聞きしたいのは、国政選挙に国民が参画をしていくという、これは選挙のたびごとに、衆議院選挙、参議院選挙、繰り返されておりますが、国民の選挙参加の度合いといふのは選挙をやることに低下をしていいいるのが現実でございます。このことを私は見逃すことはできない。したがつて、こういうことについてて発議者の皆さんがどういう共通認識を持つてこ

の法案を提出されたのか、その前段の見解をひとつ与野党を含めてそれぞれ率直にお答え願いたい、こう思います。

○衆議院議員(三塚博君) 会田委員御指摘のようにおきまして、リクルート事件のような不祥事件が再び起きないようにということの中、公選法を初め、そして選挙制度に至るまで、本問題の解決のためと申し上げますよりもその環境整備といふこともあり、また小選挙区制度の方が最終的には法定費用を遵守しながら選挙によって選ばれる定着した制度になるであろうと。

毎回申し上げるのであります、一八八三年イギリスの腐敗防止法、まさに画期的な革命的な法律でございました。自來、施行百二十年たとうといたしておりますが、イギリス総選挙において選挙違反、買収、供應はもちろんでありますが、全くなくなつたというのが今日の状況でありますから、そういう点を目指すことも海部総理大臣としてまた審議会の議を受けて決定をいたした経過であります。

そういう点から、まず政治の側が我が身を血を出してもやるべきことはやらなければならない、こういうことで議会制民主主義の危機を何としているのか、改めて、新しい制度をその上に立ち上げていい

べきか、今まで皆さんが努力をして、今、審議をされて結論を得ようとしておりますが、その点について幾つか基本的に率直にお伺いしていい

べきか、今日まで皆さんが努力をして、今、審議をされて結論を得ようとしておりますが、その点について幾つか基本的に率直にお伺いしていい

べきか、今日まで皆さんが努力をして、今、審議をされて結論を得ようとしておりますが、その点について幾つか基本的に率直にお伺いしていい

スの面もあれば、それと全く表裏一体でどちらかだけを残すというわけにいかない制度疲弊みたいな弊害もあわせてあつたわけでございます。

そういうことなどが一つになつて国民から政治の大変な厳しい糾弾を受けて今日、政治改革を、苦しみながら、痛みを伴うけれども、明日の政治をつくるために英知を結集して政治改革の柱を立てるべきものだと、そういうふうに理解をいたしております。

ですから今後が肝心だと。ここはもう選挙制度改革ができたからといって、衆議院の選挙制度の抜本改正ができたからといって、それで政治改革が終わるのでないという認識、これが第一歩であつた審議会の議を受けて決定をいたした経過であります。

それがまた、腐敗の根源にありますところの一番私は根本原因になつておると思われる選挙におけるという認識はたびたびこの委員会でも表明されております。

改革ができたからといって、衆議院の選挙制度の抜本改正ができたからといって、それで政治改革が終わるのでないという認識、これが第一歩であつた審議会の議を受けて決定をいたした経過であります。

それがまた、腐敗の根源にありますところの一番私は根本原因になつておると思われる選挙におけるという認識はたびたびこの委員会でも表明されております。

改革ができたからといって、衆議院の選挙制度の抜本改正ができたからといって、それで政治改革が終わるのでないという認識はたびたびこの委員会でも表明されております。

改革ができたからといって、衆議院の選挙制度の抜本改正ができたからといって、それで政治改革が終わるのでないという認識はたびたびこの委員会でも表明されております。

まして関係の団体が調査をいたしましたところに

ます。

よりますと、男女ともに年齢が低くなるにつれまして投票率は低下をしております。特に二十代の若い人たち、これらの層におきまして低い結果となつております。

この理由には、いろいろな見方があると思いますけれども、やはり政治的無関心層が若年層に多い、このように思われる事と、こういったことが影響しておるものではないかと考えております。

○会田長栄君 重ねて聞きますが、投票率の低落傾向にどんな努力をしても歯どめがかかるないと

いうことについて、どういう分析をしておりますか。

○政府委員(佐野徹治君) 御指摘のとおり、投票率は低落傾向にございます。私どもも極めて憂慮すべき問題であると認識をいたしております。

その原因といたしましては、豊かさの中での政治的無関心の増大ということだと、政策や候補者についての適切な情報の不足、こういったいろいろな見方があると思われますけれども、投票と

いうのは国民の政治参加の最も大切な手段でござりますので、私ども今後とも選挙に対する関心を高めるべく粘り強く積極的に啓発活動を行つてい

くことが大切であると考えております。

○会田長栄君 それは後ほど関連してもう一度お尋ねいたします。

その次に発議者にお尋ねしたいのは、与党を代

表しまして、国民の政治不信とか怒りというの

何によつて今日起これされたと集約されていますか。

○衆議院議員(大島理森君) 会田委員に所感を申し上げます。

先ほど三塚答弁者からお話をされましたように、海部内閣のときにあの法案を出したとき私は副長官をやつておりましたが、あのときからずっと振り返つてみると、まず一番の不信は政治と金であつたろうと思います。それからもう一点はどうも日本の政治はエキサイティングでない、与党は与党、野党は野党、「これがもう固定している、そういうふうなことが一つあつたろうと思つ

てお聞きしたんです。

文部省が来ていると思いませんけれども、文部省

は教育の責任を担当しているところですから、ど

ういう人たちが小学校から中学校へと行つて、

今の率直な答弁というのを真剣に受けとめてい

たのも教育は国家百年の大計というところでは異

ほしいと、こう思つていてるんですよ。社会で教

育が豊かでないときにどうデリバリーをしてくれるかという非常に大きな関心があつた時代から、それが非常に大きな関心があつた時代から、かなきやいかぬ、こう思います。

もう一点、私の個人的意見ですが、逆に考えますと、果たして今の日本の有権者は政治というものをどう考えているかということを認識しなきや

ならぬような気がします。つまり、物がない、経済が豊かでないときにどうデリバリーをしてくれるかという非常に大きな関心があつた時代から、

それが豊かになつて、政治に国民の皆さん方が何を求めているのかと同時に、ある意味では国民の皆さんも政治というものを真剣に考えていただきたい

なという思いが私は率直にあります。

ですから、もちろん私どもあるいは自治省も

大いに努力をしなければなりませんが、選挙権というものは権利であると同時に義務だという認識を改めて真剣に持つていかないと日本の政治は私はおかしくなるような気がして相なりません。

以上が所感です。

○会田長栄君 第一に申された政治家と汚い金との関係というものについての不信が物すごく大きいですよ。だから今、国会はこれにどう真剬にこたえていくかというところに来ているんですね。

この二十代層が政治参加に無関心だということは、日本の政党政治にとって将来を見通した場合に大変なことです。それが大都市により一層無

関心層が多い。今やもう地方にまでそれが波及している。こういう状況の中につれて、とりわけ政治家と金との関係の問題でとことん我々は詰めて整理をしてこたえていくというのが私は政治改革の第一だと見ているんです。その点では、連座制の強化というようなことを打ち出して腐敗防止に努めるということは一步前進だと思いますけれども、私としてはその点だけはきちんと押さええてください。

○説明員(河上泰雄君) いろいろな考え方があつたかと思いますが、私どもの承知している意味では、無気力、無関心、無感動、こういうふうに使

われたのではないかと承知しております。

○会田長栄君 これは自治大臣も発議者もどうぞ

は教育の責任を担当しているところですから、どなたも教育は国家百年の大計というところでは異議がない。しかし、考えてみますと、有権者になつておられますから、これは有権者が今時代に合つたあり方を模索していく

かなかきやいかぬ、こう思います。

この投票率低下の問題で、我々はこれからどう

いう問題をどう乗り越えるかとともに、もう一つ、私たちの政党と有権者の関係というものをそれぞれの政党が今時代に合つたあり方を模索していく

かなかきやいかぬ、こう思います。

この投票率低下の問題で、我々はこれからどう

ら、私は簡潔に答えてもらいたい。

企業使途不明金問題について、いわゆる法案提出者の与党の側で議論したことはありますか。議論したとすればそれはどういう結論になりましたか、お聞かせください。

○衆議院議員(大島理森君) 我が党の場合、政治改革で政治資金の問題について議論をしてまいりますときに、使途不明金の議論というのがなかつたわけではありません。大事なことは、政治資金の入り口、出口を明らかにしていく、それでできだけオープンにしていく。政治活動にはその基本的な財源というものは必要であるわけですから、そのことが最も国民の皆様方に今なさなければならぬことなのではないか。こういう観点からの議論の結果、与党の中でお互いに議論し、そしてでき上がったのが今回の政治資金規正法の大改正であります。

加えて、特に今、先生お話しされましたように、企業との関係におきましては、資金管理団体といふものをつくって、その会長は候補者みずからがならないやならぬ。そして、それに大きく違背をしたときにはまさに御本人にその罰則がかかること、我々自身の責任を重くすること、そういう形で今次の改正がなされた。そのことが非常に私は国民の皆さんへの信頼を得られる結果になるんではないかと、このように思っております。

○衆議院議員(堀之内雄君) 今、大島先生の方から自民党における討議経過の御答弁がございましたように、私どもは先生御承知の通り、企業・団体献金を一切禁止という立場で実はずつとこの問題を議論してまいりました。したがいまして、ことしの総・総会談で政治改革、政治資金規正法を含めたいわゆる合意案が出るまではそういう立場で来ました。

その後、先生御存じのとおり、政治家個人への献金は禁止をされ、資金管理団体五十万円までということになつたわけでありまして、引き続いてこの問題を、我が政治改革担当部署だけではなく

に税制の問題の方からも議論をさせていただきながら、これの圧縮、それから政治資金の面においては透明化に向けて、今、大島先生お答えになりましたような方法で最大の努力をしてきた、こういう経過でございます。

○会田長栄君 企業の政治献金という問題について、それは私流に言わせれば表から政治資金規正法に基づいて献金するもの、表献金。しかし、使途不明金と普通言われている、正確には使途秘匿金と言うのだそうですが、こういうものがあって、これは裏から献金するということが大手ゼネコン汚職問題のときに明らかになつて国民の怒りというのがまた倍になつたと、こういうことですからね。

この問題というのは、一九八三年に既に政府税調がこの問題を社会問題としてとらえて、何らかの是正措置をしなきやならないのではないかといふ議論が始まっているんです。ところが、十年過ぎてもその結論がはつきりしないんですよ。そうすると、例えが悪いけれども、大手ゼネコンみたいなものがまたあれば、またこの問題が出てくるということです。どんなに出口のところで連座制を強化してみても、入り口のところを整理してやらなきやそれはなかなか浄化するということにならない。革命的な選挙净化につながるという答弁をいただいているものだから、それほど革命的大といううんなら、せめてこの辺にもさわってほしいなと思って今質問をしているわけです。よくわかりました。

私がもう一つ聞きたいのは、税法上、発覚すれば国税庁が税務調査をして、この使途不明金に対する課税で対処して実は国税庁は一件落着なんですか。企業でも団体でも。それが許されているんだけれども、私はだから入り口と言つていても、この問題は。このところをきれいにしてやれば、浄化してやれば国民はやっぱりある程度納得するんですよ。

これがただ入り口と言つていても、この問題は。要するに裏献金の問題の使途不明金の問題もありますけれども、もう一つは政治家自身がいわゆる献金ごとこをやる、こういうことについても怒つている。だからその点を整理してやれば私はちょっと違うではないかと思ってお尋ねしているわけでありますから、その点は与党の側でも

連座制の強化など出口は一応整備されたけれども、この問題について今後整理していくこうという議論がいわゆる与党の側にあるんですかないんで

すかということを端的に聞かせてください。

○衆議院議員(大島理森君) 会田議員の問題提起は、入り口というよりは出す方の財布の中身を明確にしると、こういう議論のような気がしてなりません。政治資金といふ議論の中で、入り口はか

なり私は明らかになつたと思っております。これはむしろ政治資金との関係ということだけではなく

て、使途不明金のあり方論の中で商法をどう改正していくかという議論であらうと思います。そうしたことの結果として政治資金との関係も言われるだろうと思いますが、せっかくの先生の御意見あるいはまたいろんな御議論、我が党内にもございました。自民党の中でも、先生の御意見があつたことを踏まえて、政治改革の議論はなおこれからもしていかなきやなりませんので、こういう議論を踏まえた意見として問題提起をしてみたいと、このように思っております。

○会田長栄君 もう一つは、使途秘匿金について、税法上、政府税調の中では限界があるとよく言わ

れてるんですねが、どのような限界があるのか、

この使途秘匿金の支出に対しましては、通常の法人税に加えまして使途秘匿金の額の四〇%相当額

人税に加えまして使途秘匿金については、現在、損金

不算入を原則としており、結果的に全額が課税され

いわゆる使途不明金については、現在、損金

不算入を原則としており、結果的に全額が課税され

ていないとの意見があるが、本来、何らかの経費としての性格をもつ支出を損金不算入とし全額を結果的に課税することは、法人税制の枠内

の措置としては限界であるとも考えられる。

ということを述べております。

それからことしの二月に平成六年度の税制改正に関する答申をいたしました。その中で、企業が税務当局に対し相手先の氏名等を秘密するような支出は、違法なしし不正当な支出にながりやすく、それがひいては公正な取引を阻害することになりかねないという問題があります。近年、企業の使途不明金の額は多額に上がりやすく、それがひいては公正な取引を阻害することになります。これにこのまま放置することには社会的な問題があること等にかんがめれば、そのような支出を極力抑制する見地から、税制上追加的な負担を求めることもやむを得ないのでな

引き続いて検討をぜひお願いしたい。

次に、大蔵省にお尋ねいたしますが、この企業の使途不明金の問題について、平成六年度税制改

正でどう一体政府は対応したのかというのが第一番目です。どうぞ聞かせてください。

○説明員(福田進君) 平成六年度の税制改正によりまして、平成八年三月三十一日までの时限措置といたしまして、御指摘の法人のいわゆる使途不

いかとの意見が少くない。しかしながら、いわゆる使途不明金問題は、企業経営者のみならず社会的なモラルの問題でもあり、このような問題を是正するために税制を活用することは、厳に慎むべきであるとの意見も強い。したがって、やむを得ず税制上の措置を講ずるような場合においても、単に支出先が不明であるというだけでいたずらに対象を拡大することのないよう配意する必要があるほか、新たな措置が企業活動や税務執行にどのような影響を及ぼすことになるのか必ずしも予測しがたいことにもかんがみ、时限的なものに止めることが適當である。

こういった答申をいただきております。

○会田長栄君 次に、政府税調が今後使途不明金問題などを含めて三つの課題を検討していくといふことの原則を確認しましたね。その中に一つ、使途不明金の問題についても余りにも社会的問題に発展しているので検討を加えるという条項がありますね。そしてもう十年過ぎましたね。いまだにその点については今言つたように明確ではないんです。検討するということにだけなっているんですよ。

そこで、あわせてお尋ねします。「この使途不明金の問題についてよく二種類あると言われているんです。その二種類というのはどのように区分けするんですか、教えてください。

○説明員(若槻征也君) ただいま先生の御質問でございますが、使途不明金の中には、第一点といふと、企業が税務申告をする際にその相手先を秘匿いたしまして、自己否認というふうに申しておりますが、みずから自己否認するという形態が第一点でござります。

それから第二点いたしまして、一般的の経費等に潜り込んでおりまして、それを私どもが税務調査によりまして把握いたしましてこれを追及いたしますけれども、その使途が明らかにならず、結果といったしまして損金に算入せず私どもが否認する、こういう形態のものが第一番目でございます。

○会田長栄君 なるほど。使途不明金というものがあって、それは税金を納めて、その中身については明らかにしないまま処理をするということ。

あともう一つは、国税庁に調べられたときには重加算税を出して済ますという方式。しかし、それは建設省が行政指導して大分成果は上がっていますように聞こえるけれども、それほど成果は上がりていません。これは普通の企業会計からいわせたら、使途秘匿金とか不明金などというのは許されないところなんです。

したがって、政府税調の中でも議論されているのは、もう政府税調の問題ではない、これは明らかに商法上、刑法上の問題ですから、法務省で検討されるべき課題ではないのかという御意見も出しているということをお聞きしていますが、法務省、その意味ではこういう点について検討をされてい

るんですね。そしてもう十年過ぎましたね。いまだにその点については今言つたように明確ではないんです。検討するということにだけなっているんですよ。

○政府委員(濱崎恭生君) 御指摘の昭和五十八年の税調の答申における指摘につきましては、ただいま大蔵当局の方から説明があつたとおりでございまして、その中では、税制上さらなる措置を講ずるという意見と、それには限界があるから商法等の場面で検討されるべき問題であるという指摘があつたということでございます。その後、今、大蔵当局から御説明がありましたように、ことしの租特法の改正によって当面の措置として税制上の措置が講じられたということを承知しているところでございます。

商法の観点から申しますと、会社制度を規律する商法におきましては、御案内とのおり、使途不明金という概念は認められておらないところでございますけれども、いわゆる使途不明金とされる金錢の支出に関して不正經理を行うということは既に商法が禁止しているところでございまして、さらにそういう行為によって会社に損害を及ぼすたという取締役に対しては損害賠償の請求をすることができる、あるいは刑事罰の面でも一定の要

件のもとに特別責任罪という刑事制裁も用意されているわけでございます。

また、商法は、こういう不正經理、そういうことを介しての取締役の不正行為、そういうことを防止するために、会社の制度いたしまして、株主による監視の制度、監査役による監視の制度というものを設けているわけでございまして、これは建設省が行政指導して大分成果は上がっていますように聞こえるけれども、それほど成果は上がりていません。これは普通の企業会計からいわせたら、使途秘匿金とか不明金などというのは許されないところなんです。

したがって、政府税調の中でも議論されているのは、もう政府税調の問題ではない、これは明らかに商法上、刑法上の問題ですから、法務省で検討されるべき課題ではないのかという御意見も出しているということをお聞きしていますが、法務省、その意味ではこういう点について検討をされてい

るんですね。そしてもう十年過ぎましたね。いまだにその点については今言つたように明確ではないんです。検討するということにだけなっているんですよ。

○会田長栄君 法務省としては、税調でそういう問題を投げかけられていて、当面企業に対する現行法の中での指導でそういうことが克服できると、こういう考え方なんですか、それとも、改めてその提起があるので、法務省としては商法上あるいは刑法上含めて総体的に今後も研究、検討していくことと今取り組まっているんですけどと、いうことをお聞きします。

○政府委員(濱崎恭生君) 商法の視点から申し上げますが、先生御案内のとおり、商法と申しますのはこれは会社に対する取り締まり規定というこの点について私はこたえていかなきゃいけないのではないか、こう思いますから、その点、与党会社債権者の利益を害することがないようになりますが、先生御案内のとおり、商法と申しますのはこれは会社に対する取り締まり規定というこの点について私はこたえていかなきゃいけないのではないか、こう思いますから、その点、与党の皆さんから一言ずつ今後の決意についてお聞かせいただきたいたい。

対応することができる面があるのではないかといふことで、私どももそれなりに努力させていただいているわけでございます。

さて、今申しました平成五年の改正を実現させたと申しますと、商法は、こういう不正經理、そういうことを介しての取締役の不正行為、そういうことを防止するために、会社の制度いたしまして、株主による監視の制度、監査役による監視の制度というものを設けているわけでございまして、これは建設省が行政指導して大分成果は上がっていますように聞こえるけれども、それほど成果は上がりていません。これは普通の企業会計からいわせたら、使途秘匿金とか不明金などというのは許されないところなんです。

したがって、政府税調の中でも議論されているのは、もう政府税調の問題ではない、これは明らかに商法上、刑法上の問題ですから、法務省で検討されるべき課題ではないのかという御意見も出しているということをお聞きしていますが、法務省、その意味ではこういう点について検討をされてい

るんですね。そしてもう十年過ぎましたね。いまだにその点については今言つたように明確ではないんです。検討するということにだけなっているんですよ。

○会田長栄君 法務省としては、税調でそういう問題を投げかけられていて、当面企業に対する現行法の中での指導でそういうことが克服できると、こういう考え方なんですか、それとも、改めてその提起があるので、法務省としては商法上あるいは刑法上含めて総体的に今後も研究、検討していくことと今取り組まっているんですけどと、いうことをお聞きします。

○政府委員(濱崎恭生君) 商法の視点から申し上げますが、先生御案内のとおり、商法と申しますのはこれは会社に対する取り締まり規定というこの点について私はこたえていかなきゃいけないのではないか、こう思いますから、その点、与党会社債権者の利益を害することがないようになりますが、先生御案内のとおり、商法と申しますのはこれは会社に対する取り締まり規定というこの点について私はこたえていかなきゃいけないのではないか、こう思いますから、その点、与党の皆さんから一言ずつ今後の決意についてお聞かせいただきたいたい。

いたしたところでございます。

御案内のとおり、施行は一月一日になると思ひますが、本件が会期内に成立をいたしますとそうなる、その前提で申し上げさせていただいているわけですが、そういうことになりますと、政治家が責任者である政治団体一団体しか認めない、こういうことになりまして、責任の所在は責任者である政治家にも及ぶと、こういう形になるわけであります。一団体及び一公社、最高限五十万までを限度とする、こういうことであり、個人的な献金は一切これを行わない、また受理しない、こういう縛りもかけておるところでございます。

さらに政治不信の解消のために公選法の再改正をお願い申し上げ、選挙腐敗を根絶するというところから、選挙界の浄化、政党的净化と、こういうものに決心をして取り組んでおるということで御理解を得たいと思います。

○衆議院議員(堀込征雄君) 先生御指摘のとおり、この問題につきましては、我が党としては政

治改革担当部署、それから昨年の税制改正の折にもいろいろな角度から検討し、党の各部署で努力をしているつもりでございます。

さらには、会田先生御指摘のとおり、大手ゼネコン問題に端を発したいろんな問題がございまして、それを機関を通じながら、御指摘のとおり、最大の努力をさせていただきたい、このように思います。

○会田長栄君 昨日ですか、同僚委員が質問したことで、実は新聞の見出しといふのはこういうものですから、自治省、本気になつて政治改革のPRに努めてもらわなきなりませんよ。今ちょっとと読みますから。

「忘年会のあいさつにご注意 幹部相手だと連座適用も」という見出しなんですよ。まだお読みになっていないと思いますけれども、この見出しがで読む限り、細かいところを読むと正確に書かれているんですね、「国会議員が支持者との忘年会のあいさつで応援を依頼、その後の選挙で支持者の

が買収行為などをしたら、議員は連座の罪に問われるのか」という質問について答えたということになると、堀込さんの答えと自治大臣の答弁が載つてゐるんです。ところが今、忙しいからね、国民は、だから大体みんなこの見出しを読んで、おおそろしく、今度なかなかいいことをやつたなど、こうい

うことになるんですよ。これは「忘年会のあいさつにご注意 幹部相手だと連座適用も」ということなんですから、忘年会も新年会ももう大体国会議員と名のつくのは来ないんだな、今度はと、こういうようになりますよ。

その意味で、ぜひ今度の政治改革法案について徹底して国民に周知させる私は義務が自治省にあ

る、だからその点は並み並みならぬ決意でやつてもらいたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

○政府委員(小林守君) 啓発の予算等についての御質問でございますが、既に成立をしている政治改革関連法の内容等につきましては、平成五年度の第三次補正予算で措置されました約十八億円を本年度に繰り越して、パンフレット等の配布等によつて周知徹底に努めてきたところでございます。

○会田長栄君 ありがとうございました。

○川橋幸子君 大変真剣で、背筋がびんと伸びる、そうした政治不信あるいは腐敗防止のお話が会田先生の方からあつたわけでございますが、私もせ

んだっての月曜日の質問のときに同じような趣旨から質問させていただいたわけでございます。

きょうは、さらに会田委員の方からインパクトのある教育的な趣旨の質問があつたわけでございま

すので、よろしくお願ひしたい。

もう私の方は少し時間を短くしてもいいのでは

ないかと思いますけれども、若干、投票率の低下に対する政治家個人の責任、それから政党的責任、

そして今、最後にお話をありました日本の民主主

義、それから日本の将来を考えた行政の法施

行上の責任、このような問題意識から質問させていただきたいと思います。

もう今さつき小林政務次官の方から、啓発、周知については万全で取り組みますというお答えをいたいたわけでございますけれども、細かい数

字は結構でございますが、それではどのような予算措置をもつて、あるいは来年度予算の要求はどうよくなことでこれらの予算的な裏づけを自治省と

しておやりになろうとしていらっしゃるのか、政務次官に伺いたいと思います。

○政府委員(小林守君) 啓発の予算等についての御質問でございますが、既に成立をしている政治

改革関連法の内容等につきましては、平成五年度の第三次補正予算で措置されました約十八億円を本年度に繰り越して、パンフレット等の配布等によつて周知徹底に努めてきたところでございま

す。

区割り法案を成立させていただいた後は、平成六年度啓発関係予算二十三億八千万円をもつて、

新しい選挙区や腐敗防止策を含めた新制度の内容の周知について、チラシやポスター掲示、交通広告等、手段や方法に工夫を凝らしながら全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。ま

た、総理府所管の政府広報事業においても積極的に取り組んでいただけるよう連携を図つてしま

うたいと思います。

○川橋幸子君 ありがとうございます。

なお、来年度の予算要求等についてでございま

すが、二十三億九千万円の要求をさせていただ

いるところでございます。

○川橋幸子君 ありがとうございました。

大別いたしますと、政治の制度が変わる、選挙制度が変わる、あるいは政治資金の規制が変わる

という、そういう周知の問題に力点を置かれてお

りますこと、全体的な、来年度には幾つか選挙が予定されるわけでござりますけれども、実際の選挙に当たつてのそうした経費、周知、啓発の経

費かと存じます。事務方の方に、恐れ入りますが、それでは、そうした大別された自治省、選挙管理委員会を通じての周知、指導だと思ひますけれども、

も、具体的に、ちょっと細が過ぎるかもわかりませんけれども、この際は具体的に一体どんな手段でこれをやりにならうとしていらっしゃるの

か、お答えいただきたいと思います。

○政府委員(佐野徹治君) 有権者の政治意識を高

めていくために、政治改革の周知のほかにも、從来から広報紙の発行とか啓発映画・ビデオの作成、それからラボスター、パンフレット等の作成、地域での青年、婦人、高齢者等の各層を対象にした研修会、こういったことを行っております。

その委託先でございます明るい選挙推進協会への本年度の委託額は平成六年度で三億一千九百万円となつております。また、都道府県への明るい選挙推進のための交付金でございますが、これは平成六年度で四億八千三百万円となつております。

地域の実情に応じた研修会の開催だとかテレビス

ポットの実施など、積極的に啓発に努めていた

いっているところでございます。

○川橋幸子君 何か伺いますと、従来どおりの手法でおやりになるような感じで、本当に画期的な

選挙推進協会を通じましてのいろんな有権者の政治意識を高めていくための啓発でございます。

○政府委員(佐野徹治君) 今、私が御説明いたしましたのは、例えば都道府県だとかそれから明るい選挙推進協会を通じましてのいろんな有権者の政治

腐敗をなくし政治不信をなくす、そういう政治改

革沿うような周知の方法とちょっとと思えないよ

うな感じがするんですが、部長、いかがでいらっしゃいますか。

○政府委員(佐野徹治君) 今、私が御説明いたしましたのは、例えば都道府県だとかそれから明るい選挙推進協会を通じましてのいろんな有権者の政治

意識を高めていくための啓発でございます。

○川橋幸子君 ありがとうございます。

もう私の方は少し時間を使つてもいいのでは

ないかと思いますけれども、若干、投票率の低下

に対する政治家個人の責任、それから政党的責任、

そして今、最後にお話をありました日本の民主主

義、それから日本の将来を考えた行政の法施

行上の責任、このような問題意識から質問させていただきたいと思います。

○川橋幸子君 御苦勞はよくわかるのでございま

挙げて、あるいは民間の明るい選挙推進協会ないしは都道府県自治体を通じてということでやつていらっしゃると、もう御努力はわかるのでござりますけれども、でも一般市民の目で見ますと、やはり官製の啓発活動というのはどうも一方通行で形骸化してなかなか、ああ自治省はいいことをやっているわとういう感じで注意が喚起されるというような状態にはなつてないような感じが実はいたすのでございます。

例えばその明るい選挙推進運動というのは、これはいつごろからやっていらっしゃるのでござりますであります。

○政府委員(佐野徹治君) 明るい選挙推進協会、

これは昭和四十年に明るい選挙推進全国協議会として発足をいたしまして、明るい選挙推進協会には昭和五十一年になつております。これはさかのばりますと昭和二十七年に公明選挙連盟という組織ができまして、そういうものが昔からの沿革でございます。民間の啓発団体としては非常に歴史と伝統のあるものでございまして、私どももそういう機関を通じまして積極的に從来からも民間の活力を利用させていただいているところでござります。

○川橋幸子君 伝統と歴史で関係者の方が大変御苦労しているにもかかわらず、今、地方自治の危機というような声も先ほど来の御答弁の中にもありましたし、あるいは民主政治の危機、ゆくゆくは復活をしません、結局は選挙公報によつて知る、活字によつて知る。それから政見放送の方は電波ないしはその時間の制約からなくなるといふことになりますと、むしろ顔が見える、違ひがあるといふところの工夫が非常にしにくいやうな、そうした手段になつてゐるようだ、これは私ちよつと発想の転換をしていただけないものかと思うわけでございます。

どういうことかといいますと、投票率の低下の要因に政治的な無関心ということをおつしやつたのと、二番目に、先ほどのお答えの中では、適切な情報が不足しているということがあるわけでござりますね。それからほかの発議者の御発言の中でも、今度は選挙民の方が自立しまして自己責任で候補者を選べる、あるいは政党の理念、政策を

自分の責任において見分けながら政治参加する、こういう環境づくりをしたいというようなお話をいらっしゃいます。

自治省が今まで、御努力はわかるんですが、やつていらっしゃるのはいつも啓発活動というのは、私も役人出身でございますけれども、それでよくわかるのですけれども、何かいたしますと意識の高い方ばかりが集まつてこられて、本当はそこにおいでにならない方々にどういうメッセージを送つて、どういう政治家としての襟の正し方を送るか、これが非常に難しいところなのでござります。

そこで、今回選挙制度が変わりまして、小選挙区のメリットの中では、顔が見える、候補者の顔が見えるというのは非常に、まあメリットデメリットあるとしても、メリットの方はそういうことが言われているわけでございます。

それから政策・政党を中心の選挙になつていった場合には、政党がどんなオプションを出すか、その違いがわかるような選挙になつていくんだという、効能書きは大変よろしいんですけれども、ただ選挙民の方から見ますと、現在知らざるのは、顔が見えるといいましても、この広い、参議院は特に広い選挙区の中、それから立会演説会を望む声もありましたけれども、やっぱりこれ復活をしません、結局は選挙公報によつて知る、活字によつて知る。それから政見放送の方は電波ないしはその時間の制約からなくなるといふことになりますと、むしろ顔が見える、違ひがあるといふところの工夫が非常にしにくいやうな、そうした手段になつてゐるようだ、これは私ちよつと発想の転換をしていただけないものかと思うわけでございます。

○川橋幸子君 今すぐお答えをといつても無理なのが、政務次官にお伺いしてよろしいでしょうか。検討していただけますでしょうか。

○政府委員(小林守君) 御指摘の点につきましては、候補者の方法等について今までどうしても形骸化しているのではないかというような御指摘から

ざいます。

こういうふうな工夫がなさないものでしょか。こういう工夫がなされることによりまして投票率のアップというのも望まれるんだと思いますけれども、事務官ばかりに伺つて恐縮ですけれども、もう一度、部長、お願いいたします。

○政府委員(佐野徹治君) 今回の改正法におきましては、政策本位・政党本位の選挙の実現という、そういう観点から政党を選挙運動の主体とした上で大幅に選挙運動の手段を認めることとしております。

ただ、小選挙区におきましては、あくまで個人が候補者でございますから、候補者が行う選挙運動につきましても政見放送を除きましてほぼ現行の中選挙区制での選挙運動と同様のものを認めることといたしております。候補者の政見だとかも人柄を有権者に伝えることは十分可能であろうと考えております。

なお、小選挙区選挙の候補者届け出政党に認められました選挙運動、例えば政見放送等におきましては政党の判断によりまして候補者の政見などを紹介も行い得るということにされておりましたけれども、政務次官にお伺いしたんです。ちょっとと一点、念押しがございますけれども、政務次官にお伺いしたんです。

○川橋幸子君 予算をふやしてくれてくださいますけれども、政務次官にお伺いしたんです。

○川橋幸子君 予算をふやしてくれてくださいますけれども、政務次官にお伺いしたんです。

○川橋幸子君 予算をふやしてくれてくださいますけれども、政務次官にお伺いしたんです。

○川橋幸子君 今すぐお答えをといつても無理なのが、政務次官にお伺いしてよろしいか、検討していただけますでしょうか。

○政府委員(小林守君) 再検討させていただきました。そういふ具體的な事例集でこの議員立法も周知してくださると御答弁いただいていますが、これの予算要求は大丈夫でいらっしゃいますか。

○川橋幸子君 政務次官の目でもしっかりと点検していただければありますか。

○政府委員(小林守君) 再検討させていただきました。そういふ具體的な事例集でこの議員立法も周知してくださると御答弁いただいていますが、これの予算要求は大丈夫でいらっしゃいますか。

政党の立場から先生方に順次、恐縮ですけれども、私の方で順番を決めさせていただきたいと思います。そこで、お答えいただきたいと思います。

どういう質問かと申しますと、今回の区割りができますとして、それで議員立法による腐敗防止も強化されまして政治改革の一連の法律制度が出そろうわけでございます。今までこの一年、大変政治の激変期にございました。連立の組みかえもございました。総理もおかわりになりました。今、私の所属する社会党・村山総理が大健闘しておられますけれども、マスメディアの中に出でてくる意見では、やはり永田町の論理で政権の組みかえ、数合わせでやられている。どうも国民不在、何か永田町だけで組み合わせをかえて、自分たちは米の問題等々大変大きな日本の国政上の課題がございましたけれども、それについて信を問われることがなかつたというような感じの論調の御批判もあるわけでございます。そのたびに私も一議員として自分の心中、胸のうちで一問一答を繰り返しております。しかし、一番最大の論拠は、現在、選挙制度の改革ないしは関連する資金の改革あるいは政党助成の法律の整備一連の法整備の改革をやっている最中に旧制度で行うのはいかがなものかということを思つておられたわけです。

でも、今回これが出来まして、形式的には新しい選挙制度等で国民の信が問えるという、ころん解散権といふのは村山総理の高度に政治的な判断あるいは与党の中の協議で決まっていくことかと思ひますし、政治の空白といふのは許されない、あるいは景気が少し上がり始めている、それを引つ張つてはいけない、こういう状況にあるわけございますけれども、非常に大きな政治課題、内外の政治課題を抱えてる日本の政治の進め方としてこの新しい政治システムをどういうタイミングというんでしようか、どういうテーマがあつたときに国民の信を問う、発動する、いい形で発動する、そういうことに持つていくという、その政党の責任というのは大きいのではないか。

きょうは政党を代表してはいらっしゃらないと思いますが、出番が少なかった三原先生、いかがでいらっしゃいましょうか。

○衆議院議員(三原朝彦君) どうも御指名いただきましてありがとうございます。

まさに先生がおっしゃった高度に政治的なことですから、いつ解散してこの新しい制度で選挙をやるのかというの私は聞かれてちょっとと明確な答えができないんですけど、しかしそれは最終的には、今度の選挙制度というのは、先生も先ほどおっしゃつたように、小選挙区ですと黑白がつきますから、イエス・オア・ノーという形での選挙になりますので、そういう面を慎重に考えながらやはり選挙の時期というものを総理なり内閣なりが考へることだと私は思つております。

○川橋幸子君 それでは、私の近くにいらっしゃる茂木先生、いかがでいらっしゃいますか。

○衆議院議員(茂木敏充君) 新制度が成立いたしますと小選挙区比例代表並立制こういった形で、我々が当選してきた中選挙区制、この制度が古い制度、我々が否定する制度、こういう形になつくるわけですから、成立後できるだけ速やかに新しい制度のもとで国民の信を問うべきであろう、個人的にはそのように考へております。

○川橋幸子君 それでは、きょうは新生党は大変また歴史的な日をお迎えだと思いますけれども、いかがでしようか。

○衆議院議員(笠川堯君) 私は新生党じやありませんのできょう解党の部類ではありませんが、「改革」ということになれば一つの会派であります。

今、茂木委員が言いましたように、新しい制度ができるばなるべく速やかに国会を解散して国民に信を問う方がいいという国民世論は七割あると私は信じております。しかし一方、解散権はいかなる場合にありますけれども、絶対に有権者に対する政策を持つてゐる、そういうふうな姿勢がない限りは、こんなだというふうな姿勢がない限りは、これまでいつたつて、どんな啓発をしようとも国だければあります。

○川橋幸子君 それでは最後に、総理を支えて私

どもやつておられるつもりでございますが、堀込議員のお答えを聞いて終わりたいと思います。

○衆議院議員(堀込征雄君) 今、衆議院各党から

御答弁ございましたように、総理の専管事項でござりますから総理の御判断がなされるだろうとうふうに思います。私が話したこととはございませんが、最近マスコミで知る限り、総理は中選挙区での解散は考へていない、あるいはまた当面の解散も考へていないというふうにおっしゃつておられるようございますから、今のような御質問の世論が高まればどうするのかということにつきまして、総理が心情の中で判断をされてきっとそういう決断をされる、あるいはしないという材料にされたのではないか、このように考へます。

○川橋幸子君 ありがとうございます。

○西野康雄君 新党・護憲リベラルの西野でございます。

活発な議論を随分と承つておきました。しかしながら、法人格とかあるいは公職選挙法の一部を改正する法律案をずっとぎりぎり詰めていくと、どこかにすると抜けていく、ケース・バイ・ケースによりますがとか、いろんな場合がありましたがとか、そういうふうなところでどこかに詰めの甘さがあるんじゃないかな、そんな思いもいたします。

近ごろの政治不信というのを政治に無関心、自治省はいろんな啓発活動をしている。

この間、兵庫県知事選挙が行われたときに、オーリックスのイチローだとかあるいは阪神の蔵、こういった選手をずつと持つて商店街でやりました。若い女の子たちがうわっと寄つた。ああそうですがと納得をしていくうちにすると、こう歯どめをつけます、ここはこうなんですよ、これは政党活動の自由を縛りかねないんだぞ、だら本當の政治改革というの、そういう意味においては金とかサービスをたかる有権者の意識自身をしっかりとこちらの側が変えてしまうのです。

すると、小選挙区だと中選挙区ではなくてもつて行くといふことが一番ではないだろうか。そういう意味でサービス合戦を政治家自身がしている。だから本当に政治改革というの、そこまでやつけるだけを完つていく。そういうふうなこと、自分的政治家がばかりにされ、そして政治がばかりに温泉旅行へ行くとおかずが悪いんだと。そういうふうな形でサービス合戦をずっとやつしていく。有権者にこびだけを完つていく。そういうふうなこと、されていく一番の根本のところにあるんじやないだろうか。だから本当に政治改革というの、そこまでやつけるだけを完つていく。そういうふうなこと、自分的政治家がばかりにされ、そして政治がばかりに温泉旅行へ行くとおかずが悪いんだと。そういうふうな形でサービス合戦をずっとやつしていく。有権者にこびだけを完つていく。そういうふうなこと、されていく一番の根本のところにあるんじやないだろうか。だから本当に政治改革というの、そこまでやつけるだけを完つていく。そういうふうなこと、自分的政治家がばかりにされ、そして政治がばかりに温泉旅行へ行くとおかずが悪いんだと。そういうふうな形でサービス合戦をずっとやつしていく。有権者にこびだけを完つていく。そういうふうなこと、されていく一番の根本のところにあるんじやないだろうか。だから本当に政治改革というの、そこまでやつけるだけを完つていく。そういうふうなこと、自分的政治家がばかりにされ、そして政治がばかりに温泉旅行へ行くとおかずが悪いんだと。そういうふうな形でサービス合戦をずっとやつしていく。有権者にこびだけを完つていく。そういうふうなこと、されていく一番の根本のところにあるんじやないだろうか。だから本当に政治改革というの、そこまでやつけるだけを完つていく。そういうふうなこと、自分的政治家がばかりにされ、そして政治がばかりに温泉旅行へ行くとおかずが悪いんだと。そういうふうな形でサービス合戦をずっとやつしていく。有権者にこびだけを完つていく。そういうふうなこと、されていく一番の根本のところにあるんじやないだろうか。だから本当に政治改革というの、そこまでやつけるだけを完つていく。そういうふうなこと、自分的政治家がばかりにされ、そして政治がばかりに温泉旅行へ行くとおかずが悪いんだと。そういうふうな形でサービス合戦をずっとやつしていく。有権者にこびだけを完つていく。そういうふうなこと、されていく一番の根本のところにあるんじやないだろうか。だから本当に政治改革というの、そこまでやつけるだけを完つていく。そういうふうなこと、自分的政治家がばかりにされ、そして政治がばかりに温泉旅行へ行くとおかずが悪いんだと。そういうふうな形でサービス合戦をずっとやつしていく。有権者にこびだけを完つていく。そういうふうなこと、されていく一番の根本のところにあるんじやないだろうか。だから本当に政治改革というの、そこまでやつけるだけを完つていく。そういうふうなこと、自分的政治家がばかりにされ、そして政治がばかりに温泉旅行へ行くとおかずが悪いんだと。そういうふうな形でサービス合戦をずっとやつしていく。有権者にこびだけを完つていく。そういうふうなこと、されていく一番の根本のところにあるんじやないだろうか。だから本当に政治改革というの、そこまでやつけるだけを完つていく。そういうふうなこと、自分的政治家がばかりにされ、そして政治がばかりに温泉旅行へ行くとおかずが悪いんだと。そういうふうな形でサービス合戦をずっとやつしていく。有権者にこびだけを完つていく。そういうふうなこと、されていく一番の根本のところにあるんじやないだろうか。だから本当に政治改革というの、そこまでやつけるだけを完つていく。そういうふうなこと、自分的政治家がばかりにされ、そして政治がばかりに温泉旅行へ行くとおかずが悪いんだと。そういうふうな形でサービス合戦をずっとやつしていく。有権者にこびだけを完つていく。そういうふうなこと、されていく一番の根本のところにあるんじやないだろうか。だから本当に政治改革というの、そこまでやつけるだけを完つていく。そういうふうなこと、自分的政治家がばかりにされ、そして政治がばかりに温泉旅行へ行くとおかずが悪いんだと。そういうふうな形でサービス合戦をずっとやつしていく。有権者にこびだけを完つていく。そういうふうなこと、されていく一番の根本のところにあるんじやないだろうか。だから本当に政治改革というの、そこまでやつけるだけを完つていく。そういうふうなこと、自分的政治家がばかりにされ、そして政治がばかりに温泉旅行へ行くとおかずが悪いんだと。そういうふうな形でサービス合戦をずっとやつしていく。有権者にこびだけを完つていく。そういうふうなこと、されていく一番の根本のところにあるんじやないだろうか。だから本当に政治改革というの、そこまでやつけるだけを完つていく。そういうふうなこと、自分的政治家がばかりにされ、そして政治がばかりに温泉旅行へ行くとおかずが悪いんだと。そういうふうな形でサービス合戦をずっとやつしていく。有権者にこびだけを完つていく。そういうふうなこと、されていく一番の根本のところにあるんじやないだろうか。だから本当に政治改革というの、そこまでやつけるだけを完つていく。そういうふうなこと、自分的政治家がばかりにされ、そして政治がばかりに温泉旅行へ行くとおかずが悪いんだと。そういうふうな形でサービス合戦をずっとやつしていく。有権者にこびだけを完つていく。そういうふうなこと、されていく一番の根本のところにあるんじやないだろうか。だから本当に政治改革というの、そこまでやつけるだけを完つていく。そういうふうなこと、自分的政治家がばかりにされ、そして政治がばかりに温泉旅行へ行くとおかずが悪いんだと。そういうふうな形でサービス合戦をずっとやつしていく。有権者にこびだけを完つていく。そういうふうなこと、されていく一番の根本のところにあるんじやないだろうか。だから本当に政治改革というの、そこまでやつけるだけを完つていく。そういうふうなこと、自分的政治家がばかりにされ、そして政治がばかりに温泉旅行へ行くとおかずが悪いんだと。そういうふうな形でサービス合戦をずっとやつしていく。有権者にこびだけを完つていく。そういうふうなこと、されていく一番の根本のところにあるんじやないだろうか。だから本当に政治改革というの、そこまでやつけるだけを完つていく。そういうふうなこと、自分的政治家がばかりにされ、そして政治がばかりに温泉旅行へ行くとおかずが悪いんだと。そういうふうな形でサービス合戦をずっとやつしていく。有権者にこびだけを完つていく。そういうふうなこと、されていく一番の根本のところにあるんじやないだろうか。だから本当に政治改革というの、そこまでやつけるだけを完つていく。そういうふうなこと、自分的政治家がばかりにされ、そして政治がばかりに温泉旅行へ行くとおかずが悪いんだと。そういうふうな形でサービス合戦をずっとやつしていく。有権者にこびだけを完つていく。そういうふうなこと、されていく一番の根本のところにあるんじやないだろうか。だから本当に政治改革というの、そこまでやつけるだけを完つていく。そういうふうなこと、自分的政治家がばかりにされ、そして政治がばかりに温泉旅行へ行くとおかずが悪いんだと。そういうふうな形でサービス合戦をずっとやつしていく。有権者にこびだけを完つていく。そういうふうなこと、されていく一番の根本のところにあるんじやないだろうか。だから本当に政治改革というの、そこまでやつけるだけを完つていく。そういうふうなこと、自分的政治家がばかりにされ、そして政治がばかりに温泉旅行へ行くとおかずが悪いんだと。そういうふうな形でサービス合戦をずっとやつしていく。有権者にこびだけを完つていく。そういうふうなこと、されていく一番の根本のところにあるんじやないだろうか。だから本当に政治改革というの、そこまでやつけるだけを完つていく。そういうふうなこと、自分的政治家がばかりにされ、そして政治がばかりに温泉旅行へ行くとおかずが悪いんだと。そういうふうな形でサービス合戦をずっとやつしていく。有権者にこびだけを完つていく。そういうふうなこと、されていく一番の根本のところにあるんじやないだろうか。だから本当に政治改革というの、そこまでやつけるだけを完つていく。そういうふうなこと、自分的政治家がばかりにされ、そして政治がばかりに温泉旅行へ行くとおかずが悪いんだと。そういうふうな形でサービス合戦をずっとやつしていく。有権者にこびだけを完つていく。そういうふうなこと、されていく一番の根本のところにあるんじやないだろうか。だから本当に政治改革というの、そこまでやつけるだけを完つていく。そういうふうなこと、自分的政治家がばかりにされ、そして政治がばかりに温泉旅行へ行くとおかずが悪いんだと。そういうふうな形でサービス合戦をずっとやつしていく。有権者にこびだけを完つていく。そういうふうなこと、されていく一番の根本のところにあるんじやないだろうか。だから本当に政治改革というの、そこまでやつけるだけを完つていく。そういうふうなこと、自分的政治家がばかりにされ、そして政治がばかりに温泉旅行へ行くとおかずが悪いんだと。そういうふうな形でサービス合戦をずっとやつしていく。有権者にこびだけを完つていく。そういうふうなこと、されていく一番の根本のところにあるんじやないだろうか。だから本当に政治改革というの、そこまでやつけるだけを完つていく。そういうふうなこと、自分的政治家がばかりにされ、そして政治がばかりに温泉旅行へ行くとおかずが悪いんだと。そういうふうな形でサービス合戦をずっとやつしていく。有権者にこびだけを完つていく。そういうふうなこと、されていく一番の根本のところにあるんじやないだろうか。だから本当に政治改革というの、そこまでやつけるだけを完つていく。そういうふうなこと、自分的政治家がばかりにされ、そして政治がばかりに温泉旅行へ行くとおかずが悪いんだと。そういうふうな形でサービス合戦をずっとやつしていく。有権者にこびだけを完つていく。そういうふうなこと、されていく一番の根本のところにあるんじやないだろうか。だから本当に政治改革というの、そこまでやつけるだけを完つていく。そういうふうなこと、自分的政治家がばかりにされ、そして政治がばかりに温泉旅行へ行くとおかずが悪いんだと。そういうふうな形でサービス合戦をずっとやつしていく。有権者にこびだけを完つていく。そういうふうなこと、されていく一番の根本のところにあるんじやないだろうか。だから本当に政治改革というの、そこまでやつけるだけを完つていく。そういうふうなこと、自分的政治家がばかりにされ、そして政治がばかりに温泉旅行へ行くとおかずが悪いんだと。そういうふうな形でサービス合戦をずっとやつしていく。有権者にこびだけを完つていく。そういうふうなこと、されていく一番の根本のところにあるんじやないだろうか。だから本当に政治改革というの、そこまでやつけるだけを完つていく。そういうふうなこと、自分的政治家がばかりにされ、そして政治がばかりに温泉旅行へ行くとおかずが悪いんだと。そういうふうな形でサービス合戦をずっとやつしていく。有権者にこびだけを完つていく。そういうふうなこと、されていく一番の根本のところにあるんじやないだろうか。だから本当に政治改革というの、そこまでやつけるだけを完つていく。そういうふうなこと、自分的政治家がばかりにされ、そして政治がばかりに温泉旅行へ行くとおかずが悪いんだと。そういうふうな形でサービス合戦をずっとやつしていく。有権者にこびだけを完つていく。そういうふうなこと、されていく一番の根本のところにあるんじやないだろうか。だから本当に政治改革というの、そこまでやつけるだけを完つていく。そういうふうなこと、自分的政治家がばかりにされ、そして政治がばかりに温泉旅行へ行くとおかずが悪いんだと。そういうふうな形でサービス合戦をずっとやつしていく。有権者にこびだけを完つていく。そういうふうなこと、されていく一番の根本のところにあるんじやないだろうか。だから本当に政治改革というの、そこまでやつけるだけを完つていく。そういうふうなこと、自分的政治家がばかりにされ、そして政治がばかりに温泉旅行へ行くとおかずが悪いんだと。そういうふうな形でサービス合戦をずっとやつしていく。有権者にこびだけを完つていく。そういうふうなこと、されていく一番の根本のところにあるんじやないだろうか。だから本当に政治改革というの、そこまでやつけるだけを完つていく。そういうふうなこと、自分的政治家がばかりにされ、そして政治がばかりに温泉旅行へ行くとおかずが悪いんだと。そういうふうな形でサービス合戦をずっとやつしていく。有権者にこびだけを完つていく。そういうふうなこと、されいく

○衆議院議員(松永光君) 議会制民主主義のもとでは、私が言うまでもないことですけれども、政党的活動な活動、これがあつてこそ議会制民主主義が適切に実は動していくわけであります。したがつて、政党の活動というものについては、いかなる場合があつても公権力が介入するなどということがあつてはならないわけであります。

実は、政党助成法に基づく助成金の問題についても、政党が税金より成るお金を政府から三百九億円ももらうということになるというと公権力介入のおそれはないかという議論すらあつたわけなのであります。しかし、その法律に基づいて助成金が交付されるようになりました。なりますれば、政党はその助成金でもつて適切な政治活動をしなきやならぬわけでありまして、それだけに政党の役目、責務といふものはさらに重くなつたというふうに私どもは考えております。

その重い責務を適切に果たしていくためにも、今までの権利義務が主体にはなり得なかつたわけ

ありますから、法人格がありませんから、そこ

で、そして政党に負わされている責務がより適切に果たされるようにしていこうというのが立法的精神であります。

その場合、委員御指摘のように、公権力がいささかも介入することがあつてはならぬという考

え方のものと、設立の手続き等につきましても、形式的な審査だけで設立がなされるというふうに

しておりますし、それから委員御指摘のようことが起らぬよう、わざわざ第二条で、この法

律の規定はいかなる場合があつても「政党の政治活動の自由を制限するものと解釈してはならない」というふうに明記をしたわけであります。

したがいまして、委員御指摘のよう御心配は

ますはないんじやなかろうか。そしてまた、政党自身がお互いに協力し合つて介入されることがな

いように努めていくことが大事なことではなかろ

うか、こういうふうに考えているところでござい

ます。

○西野康雄君 松永先生の言われた最後の言葉が一番大事なポイントではないだろか。法律がで

き上りますといつ之間にか政治家の側が法律に基づいていく。この文言はこついうふうな解

釈が成り立つんだ、こういうふうにも成り立つんだというふうなことで遊びを始めてしまう。そし

て、国民党略だとか自分のところに有利なようないふうことは過去にもいろいろな事例の中

でございます。

だから、この法律ができたときに、政治家自身

があるは政党全体が公権力の介入は許さないん

だという、この一番の根本のところをきつちりと

押さえておく。そして、もしあつた場合にはそれ

を除く他の政党がきつちりと監視をしていく、あれ

りは政治家自身もそういうふうな気持ちをしつかりと持つておく必要というのが私はあるよう

思いますし、一番大事なのが松永先生がおつ

しゃつた一番最後の言葉であると私自身も思つております。

公費補助公費補助と、俗にコーヒ一杯分コーヒー一杯分など。一般的皆さんは、ああコーヒ一杯

成かと、こういうふうな奇妙なしゃれまで出てく

るわけございますね。前年度の三分の一と、こ

ういうふうにしたことによつて政党の資金集めが

非常にひどくなつてゐるなという思いをしており

ます。

大臣にお聞きしたかつたんですけども、きよ

うはもう大臣がいらっしゃらないということで、政務次官、どうございますか。

○政府委員(小林守君) 政党交付金の交付限度額

については、百二十九国会において当時の連立与

党と自由民主党との協議結果に基づきまして政党

助成法九条で設けられたものであります。その

趣旨は、御承知のように、政党が過度に国家に依存することのないようにするために改正が行われた

たというふうに承知しております。

今、御指摘の政党の資金集めがひどくなるので

はないかというようなことでございますが、一般

的に申すならば、政党が財源の確保のために自助

努力と申しますが、一生懸命頑張るというこ

とについては重要な活動だらうというふうに考え

ております。

○西野康雄君 佐藤先生もお聞きになりました参

議院の改革でございます。

定数は正の問題が起きたときに、四増四減で、

そのまま衆議院ではほとんど何の議論もなしに

通つていきました。しかし私、新党・護憲リベラルは四増五減、少なくともそうしなければならな

いんだと、衆議院において定数を五百十一を五百

にした、少なくとも削つていつたんだというふう

なことで、国民の皆さん方が苦しい中で、リスト

ラだとそこいうふうなこといろいろと御苦労

なさつておられる中で、参議院だけが四増四減と

定数だけ、それも手直しをしただけと。そしてま

た、逆転区がそれで解消になつたのかと、御苦労

なさいました。

果たして衆議院の皆さん方は、参議院というも

の改革をどのようにとらえておられるんだろう

か。あれは参議院の問題だからもういいわとい

うことはなかなか難しい問題がございまして、

使途の制限は設けられていないところでございま

すけれども、政党におきましても政治資金規正法

の適用はございません。

○政府委員(佐野徹治君) 政党交付金につきまし

ての使途、これにつきましては、先般も御説明を

申し上げましたように、これを一律に規制すると

いうことはなかなか難しい問題がございまして、

使途の制限は設けられないところでございま

すけれども、政党におきましても政治資金規正法

ましては一定の方法以外の方法によつて運用して

はならないということです。法律では銀行とか金

融機関への預貯金、それから国債等の証券、それから金銭信託で元本補てんの契約のあるもの、こういうようによつて一定の方法が示してございまして、それ以外の方法による政治資金の運用は政治資金規正法の八条の三で禁止をされておるところございます。

○西野康雄君 そうなんですが、政党がいろいろと収入を得てくると、政党自身はそういうふうな資金が潤沢になってきたときに運用をするというふうなおそれが私は今の文言の中からすると抜けていきそうな気もせぬことはございませんけれども、これは政党自身の良識というふうなことになるかと思いますが、良識任せ良識任せといふうなことは非常に答弁の中でも多くございます。そうではなくて、きつちりともう少し法律をぎりぎりと詰めた方がよいのではないかなどという、そういう感想だけ述べさせていただいて、私の質問を終えさせていただきます。

○下村泰君 私の場合は、やはり政治改革に絡めて障害者の方々について伺わせていただきたいと思います。

今、記事にもちょっとありましたけれども、住民基本台帳の個人番号を利用して、租税、年金、医療、自動車登録、免許などの主要行政事務を国、自治体が一元管理する構想を固める、こういうことが出ておりましたけれども、実際に自治省としてはこういう動きがあるんでしようか。構想といつたものが実際にあるのかどうか。もしであればその検討の状況をひとつ説明していただきたいと思います。

○政府委員(吉田弘正君) 住民基本台帳についてのお尋ねでございますが、自治省におきましては住民記録システムのネットワーク構築に関する研究会というものを設置いたしまして、平成六年度、平成七年度の二年間で住民基本台帳を基礎とした統一番号制度について調査研究をいたしましたとともに、市町村の行政サービスの広域化とか、都道府県行政サービスのための住民記録システムのネットワークの構築について基本構想を策

定することとしているところでございます。

この住民基本台帳制度は、御承知のように、すべての住民を対象として住民の正確な実態を把握しているものでございまして、国、地方公共団体の行政の合理化に資することを目的としたものでございます。

ございまして、住民記録システムのネットワークの構築はこの趣旨に沿うものでございますので、今後、鋭意検討を行つてしまいりたいと考えているところでございます。

○下村泰君 そうしますと、電子投票システムということも当然されるんだろうと思うんですけれども、このことについての自治省の見解はどうなつていましようか。

○政府委員(佐野徹治君) 現在、自治省では、平成七年度に予定されております参議院の通常選挙から投開票速報をオンライン化すべく準備を進めているところでございます。また、各地方公共団体の選管委員会におきましても、既に選挙人名簿の抄本の作成だと投票所入場券の作成とか、投開票速報等について電子計算機の利用が図られているところでございます。

御指摘の電子投票システムにつきましては、開票の迅速化等のメリットは考えられるわけでござりますけれども、例えは機器が故障した場合やウイルス対応などのいわゆるセキュリティ対策だとか、費用対効果の問題だとか、いろいろと解決すべき多くの課題があるのではないかというふうにも考えておる次第でございます。

○下村泰君 それで、例えば一元化されたいCカードの電子投票システムができれば、この二つを接続することによって、障害を持った人の在宅郵便投票や代理投票、それから点字投票もひょっとしたら大きく変えられるんじゃないかなというような気がいたします。私としてはそういった素人の期待が一方にあります。

また一方では、プライバシーの問題などあります。まだまだよく考えなければならない必要はあると思いますけれども、面倒な年金の現況届け出るというのがありますけれども、面倒な年金の現況届け出るというのがあるんですね。これなんかももう本当に

面倒くさい。しかも、年金をもらっている者が現況届けというのは、まだ生きていますよ、だから下さいよなんて届け出ているようなもので、こんばかにしたものはないと思うんですが、そういうことも解決できるんじやないかと思うんで

す。そういうことで今伺つたわけなんですけれども、今後の取り組みを言つていただきたいと思いますけれども、どうかこうした取り組みにおいて、これまで投票さえできなかつた障害者や難病の人々のことをぜひ念頭に置いてお取り組みを願いたいと思いますが、その点に関してはいかがでしょうか。

○政府委員(佐野徹治君) いわゆる電子投票システムそれ自体につきましては、これは今の投開票システムを根本的に見直す非常に大幅な大改革でございますので、先ほど申しましたようないろんな解決すべき多くの課題があるということをございますので、これ自体につきましてはやはりいろいろと勉強していかないといけないのではないかと

いうように考えております。

今、御指摘の点につきましては、一般論といったしまして、私どもも選挙権の行使等につきましてのいろんな努力はいたしておりますけれども、一方でやはり選挙の公正をどのように確保するか、こういった課題が絶えずございます。選挙を管理執行いたします上におきまして非常に重要な課題でございますので、やはりこういったこととも念頭に置きながら考えていかなければいけない問題でございます。

○下村泰君 それでは、今度は話を変えさせていただきます。先般来、さきがけ島根県支部が定めた外国人に地方参政権を認めるための公選法改正草案というものを発表されました。この問題はこれまで何度も何度か国会でも取り上げられてまいりましたけれども、自治大臣がいらっしゃいませんが、政府の見解と今後の対応をひとつお聞かせ願え

ております。

○政府委員(小林守君) 定住外国人の参政権付与の問題でございますが、基本的には選挙は国民主権の原理のもとに公権力の行使や公の意思の決定に携わることとなる公務員を選任する行為であり、国政選挙、地方選挙を問わずも、外国人に選挙権を付与することには難しい問題があると考えております。

○下村泰君 だんだんその機は熟しつつあるとは思いますよね。だから、税金は納めていますわ、そのためのものは一切ございませんわで、やっぱり日本に長く住んでいる方々にとっては非常にござりますので、それほど申しましたようないろんな努力はいたしておりますけれども、見きわめながら慎重に検討してまいりたい課題だと思います。実際はその方たちの感覚的なものというのをそういうものじゃないれ不平等なものだと思います。実際はその方たちの感覚的なものというのをそういうものじゃないかと思います。

○下村泰君 だから、国の方は別としても、せめて地方からそういうものを始めていくという感覚は決して悪いものじゃないと思う。もっと外に向かつて開けた日本という状態が私はこれから必要ではないのかなというふうな気がします。そうしませんと、その根性丸出しで、そういう環境の中に育つた人が間が外に行くとかえつて外の環境にびくびくしながら仕事をしているような感じがして私はしようがない。ですから、少なくともつともつと開けた国であつてほしいなという感じがいたします。

○政府委員(佐野徹治君) 公職選挙法第十一條では選挙権及び被選挙権を有しない者について定めておりますけれども、このうち御指摘の禁治産者につきましては、これは民法の第七条にこの要件が規定されております。禁治産者は「心神喪失ノ常況ニ在ル者」、こういうことになつております。

して、こういうことから選挙権、被選挙権を有しないとされているところでございます。

○下村泰君 私の知り合いに禁治産の宣告を受けた知的障害者、それから精神障害者の方がおられるんですが、彼らが言うには、この制度はすべての人格を否定するような側面があり、おかしい、こういうことを言っていますが、私もこの制度はもはや変えるべきだと思うんです。たとえ普通の場合に心身喪失の状態にあったとしても、その人が選挙権を持つことがなぜだめなんだろうかということですね。何か危害でも加えるということでしょうか。もしそういう状態にある人なら投票に行かない可能性もあるかもしれません。一方に、常にと言われる、それでも二十四時間そういう状態にあるかどうかというと、そうでない人もいるわけんですね。そういう人は行くことができるかもしれません。行く行かないはそのときの状況、御本人の判断でいいと思うんです。

最近は成年後見法、大人になってからのそういう方たちのための後見をしてあげようという法律制度についても細川、村山両総理に前向きの答弁はいただいております。予算委員会でも質問させていただきまして、前向きな答弁はいただきました。実際に東京都内でもこういう事件は多く起きているんですね。成人になってから知的障害があるために財産を人に奪われたり、あるいは最近、悪徳弁護士さんが大分出でているようではけれども、ああいう方がそういう方々の財産を横取りするというような状況が起きています。こういう方々のためにいわゆる成年後見法というのが必要ではないかというお話をさせていただいたんですけれども、自治省としてもそろそろこういうことに関して見直す時期に来ているんじゃないかなと思うんですね。されどもいかがございましょうか。

○政府委員(佐野徹治君) 禁治産者につきましては、これは公職選挙法の制定以前、公職選挙法は昭和二十五年でござりますけれども、それ以前からずっとこの規定はござります。これは民法の

禁治産者の規定によりまして、禁治産の宣告を受け確定した者、これを対象にするということです。

○下村泰君 従来からまいつてきておりまして、特に民法等との関連におきましてその運用なりなんなりがどうなっているのか、恐らく從前からこういった形で公職選挙法では規定され、実施をされてきておるものでございますので、今直ちにこの規定を検討するのが適当なのかどうか、そういうことにつきましては慎重な判断が必要なのではないかということを考えております。

○下村泰君 この問題はそう簡単にはいかないでしようから、御意見だけ伺つておきましょう。今度は発議者の諸先生方にひとつ、各党を代表してそれぞれにお答え願いたいと思います。

小選挙区制は政党による政策の争いになると、これはもう皆さんがすべておつしやつておられました。確かにそうだろうとは思いますけれども、そうしますと、それぞの党の持つている政策を広く国民に伝えなければならない義務がありますわね。それが当然、党としてそういう義務が生じるわけでございます。

そこで、皆様方にお伺いしますけれども、それぞれ各党は障害を持つた人々への広報、殊に目的不自由な方、視覚障害あるいは聴覚障害、こういった障害を持つていて、このように考えておるところです。

○衆議院議員(大島理森君) 我が党としましては、例えば自由新報の点字版というのがございまして、なかなかもうかつておりませんが、しかし大事なものだと思ってやつております。それから、今まさに先生が大変ハンディキャップを負つた方々に対する政策に御熱心でございまして、何つてまことにそうだなと思つておりますが、例えは今度の改正公選法は点字投票、代理投票の規定が

盛り込まれているわけですが、我が党としても特段の工夫を講じてまいりました。あるいは政見放送、政策等の報告会、勉強会等に手話通訳を導入しましたり、また関係省庁あるいは全日本聾啞連盟などの団体と連携を図りながら取り組みに一層努力していきたい。当然のことだと思っております。

○衆議院議員(堀込征雄君) 先国会來、私もこの席で先生の大変な情熱に大変心を打たれておりまして、新しい制度の中での政党が障害者の皆さんにいろいろな政策宣伝をしなければならないという感を一層強くしております。

具体的策を今持ち合わせているわけではありませんが、今、大島答弁者が申し上げましたとおり、政党として今度は政見放送などいろいろな運動媒体がございますから、そういうものも工夫をしなければならないだろうし、あるいはまた政党の政策決定過程などにつけてもできるだけそういう人たちの御意見や御要望を取り入れていくという工夫が必要だらうというふうに思つております。

でも本年六月二十日の政見放送研究会の最終報告書、これを踏まえまして政見放送への手話通訳の導入、これを来年夏の参議院選挙を目標に比例選舉番組への手話の導入等も含めまして、障害者の問題などにつけてもできるだけそういう対策をとつてまいりたいと考えております。

○衆議院議員(三原朝彦君) 我が党も今、自民党さん、社会党さんと一緒に政権を支える側において、そういう先輩の党の意見を聞かせていましたが、そこで、我々といたしましては、こういった報道番組への手話の導入等も含めまして、障害者の問題などにつけてもできるだけそういう対策をとつてまいりたいと考えております。

○下村泰君 やりやすいところばかりやつて、やはりにくいところは面倒くさいからやめてしまおうというようなことのないようにしてください。実際のこと言つて障害者の方々もきちんととした国民の一人なんですから、そこをよく頭の中に入れておいていただきたいと思います。

○衆議院議員(茂木敏充君) 我々「改革」といたしましては、現在、十一月の新党結成に向けまして政策や広報活動の具体策の詰めを行つて、政策面で障害者や社会的弱者の方々に十分な配慮を行つていくのは、国連総会で採択されました高齢化問題国際行動計画では、高齢者自身の政策立案の実施過程への参画が一つの原則として挙げられているんですけれども、この原則に対しても各党はどういうふうにお

しい特段の配慮をきめ細かく検討してまいりたいと考えております。

また、委員御指摘のように、今回の政治改革の実現によりまして政党を中心の選挙が展開される、府任せではなく、政党としても特段の工夫を検討してまいりますが、同時に、投票所ごとにスロープを設置するなど、障害者への便宜供与も積極的に推進してまいりたいと考えております。

さらに政見放送についてであります、自由党でも本年六月二十日の政見放送研究会の最終報告書、これを踏まえまして政見放送への手話通訳の導入、これを来年夏の参議院選挙を目標に比例選挙番組へ手話導入いたしましたのは自由となつておられたことになります。

でも本年六月二十日の政見放送研究会の最終報告書、これを踏まえまして政見放送への手話通訳の導入、これを来年夏の参議院選挙を目標に比例選挙番組へ手話導入いたしましたのは自由となつておられたことになります。

そこで、我々といたしましては、こういった報道番組への手話の導入等も含めまして、障害者の問題などにつけてもできるだけそういう対策をとつてまいりたいと考えております。

○下村泰君 やりやすいところばかりやつて、やはりにくいところは面倒くさいからやめてしまおうというようなことのないようにしてください。実際のこと言つて障害者の方々もきちんととした国民の一人なんですから、そこをよく頭の中に入れておいていただきたいと思います。

○衆議院議員(茂木敏充君) 次に、「一つだけ伺います。最近、定年制の問題が取りざたされているようですが、それは、年齢で制限するのはそれなりに意味がないことはないと思いますけれども、以前、国連総会で採択されました高齢化問題国際行動計画では、高齢者自身の政策立案の実施過程への参

考えですか、手短にお答え願いたいと思います。

○衆議院議員(大島理森君) 下村先生の御主張の趣旨は理解しておりますので、私どもも政策担当責任者にかかるべく取り計らいを申し上げておきます。

○衆議院議員(堀込征雄君) 同じ答えで恐縮でございますが、今の趣旨を踏まえて、大変高度な問題も含んでいますから、党内で相談をさせていただきたいと思います。

○衆議院議員(三原朝彦君) 前者のお二人と同じですけれども、サミュエル・ウルマンという詩人がいまして、その人が書いた詩に「青春」というのがあります。まさにそれが、定年とかなんとかいうことじゃなくて、常にチャレンジ精神を持つておる人は若いんだと、ところが現状維持で立つておつたり、後ろ向きのようなものを考えるところそこが老いていくことなんだという詩がありますが、そんな気持ちでいらっしゃる方は常に青年だと。そういう人たちは十二分に社会のために活動していただきたい、そんな立場を持てるようなことを私たちも考えたいと思っております。

○衆議院議員(茂木敏充君) 我々「改革」は非常に幅広い国民参加型の政党づくりを目指しております。こういうことで、委員御指摘の高齢の方々はもちろんありますが、女性や若者、そして障害者の方々も含めましてより多くの皆さんに新党の政策立案、実施のプロセスに参加していただけよう具体策を今後検討してまいりたいと考えております。

○委員長(上野雄文君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後四時五十一分散会